

工作機械

Machine Tools & Manufacturing Technology



一般社団法人 日本工作機械工業会
JAPAN MACHINE TOOL BUILDERS' ASSOCIATION

特集
JIMTOF 2026

一般社団法人 日本工作機械工業会

2026

9

NO.285

一般社団法人 日本工作機械工業会会員会社一覧

2026.9.1現在 114社(50音順)

あ

アイダエンジニアリング株式会社
株式会社アマダ

い

イグス株式会社
株式会社池貝
株式会社イワシタ

え

株式会社エグロ
エヌ・エス・エス株式会社
FNS株式会社
株式会社エレニックス
エンシュウ株式会社

お

株式会社オーエム製作所
オークマ株式会社
大鳥機工株式会社
株式会社大宮マシナリー
株式会社岡本工作機械製作所
小川鉄工株式会社

か

株式会社カシフジ
株式会社唐津プレジジョン
株式会社神崎高級工機製作所

き

キタムラ機械株式会社
共和産業株式会社
株式会社キリウ
株式会社紀和マシナリー

く

グルンドフォスポンプ株式会社
株式会社クロイツ
黒田精工株式会社

こ

小池酸素工業株式会社
コマツNTC株式会社
株式会社コンドウ

さ

株式会社サイダ・UMS
株式会社桜井製作所
株式会社サワイリエンジニアリング

し

株式会社C&Gシステムズ
株式会社シーイーシー
シーメンス株式会社
株式会社ジェイテクト
株式会社ジェイテクトグラインディングツール
株式会社ジェイテクトハイテック
株式会社ジェイテクトマシンシステム

し

ジェービーエムエンジニアリング株式会社
株式会社シギヤ精機製作所
株式会社静岡鐵工所
シチズンマシナリー株式会社
SYNOVA JAPAN株式会社
芝浦機械株式会社
株式会社シマダマシンツール
新日本工機株式会社

す

スター精密株式会社
住友精密工業株式会社

せ

西部電機株式会社
清和ジーテック株式会社
株式会社ゼネテック

そ

株式会社そうぎょう
株式会社ソディック
株式会社ソフィックス

た

大昭和精機株式会社
大日金属工業株式会社
高松機械工業株式会社

て

株式会社TAKISAWA

株式会社武田機械

つ

株式会社ツガミ

津根精機株式会社

て

DMG森精機株式会社
株式会社テクトレージ

と

テラル株式会社
と
株式会社東京精機工作所
株式会社東京精密
東洋精機工業株式会社
トーヨーエイトック株式会社

な

中村留精密工業株式会社

に

株式会社ニイガタマシンテクノ
株式会社西田機械工作所
株式会社日進機械製作所
ニデックオーケーケー株式会社
ニデックマシンツール株式会社
日本スピードショア株式会社
日本精機株式会社
日本電子株式会社

の

株式会社野村製作所
野村DS株式会社

は

HAWEジャパン株式会社
ハイマージャパン株式会社
株式会社白山機工
浜井産業株式会社

ひ

ヒノデホールディングス株式会社

ふ

ファナック株式会社
株式会社FUJI
株式会社不二越

フジ産業株式会社

富士電子工業株式会社

株式会社プライオリティ

ブラザー工業株式会社

ブルーム - ノボテスト株式会社

へ

株式会社平安コーポレーション
ベッコフオートメーション株式会社

ほ

豊和工業株式会社
ホーコス株式会社

ま

マーボス株式会社
株式会社牧野フライス製作所
株式会社松浦機械製作所

み

三井精機工業株式会社
株式会社三井ハイテック
株式会社ミツトヨ

三菱電機株式会社
ミロク機械株式会社

む

村田機械株式会社

や

安田工業株式会社
株式会社山崎技研
ヤマザキマザック株式会社
山科精器株式会社

り

リックス株式会社

れ

レニショー株式会社

ろ

碌々スマートテクノロジー株式会社

わ

株式会社和井田製作所

工作機械

2026年9月 No.285

目次

■ 特集 JIMTOF2026	
開催概要	2
IMEC2026（第21回国際工作機械技術者会議）	23
■ 日工会行事	
工作機械基礎講座	33
■ 随想 理事 中村 匠吾	36
■ 販社鏡 ～販売青春時代～	
「ニシエヒガシエ」（日本工作機械販売協会・理事 小林 正幸）	38
■ 私の趣味・特技	
「夏の甲子園で感じる「今この瞬間」」 （ブルーム - ノボテスト株式会社 朝尾 信之）	40
■ 税務あれこれ	
「経過措置等の見直しについて（消費税）（令和8年度税制改正④）」 （朝日税理士法人）	44
■ 特許のお知らせ	46
■ 欧州技術主権パッケージの概要	
（日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義）	52
■ 海外情報	88
■ 理事会・委員会報告	103
■ 掲示板	109
■ 金属工作機械統計資料	111
■ 会員名簿	118
■ 編集後記	120

特 集

JIMTOF 2026

当会は、(株)東京ビッグサイトと共同で、来る10月26日(月)～31日(土)までの6日間、東京ビッグサイトにおいて「JIMTOF2026(第33回日本国際工作機械見本市)」を開催する。

本号では、JIMTOF2026の概要、主要行事、会場レイアウト等に加え学生向けプログラムの詳細を紹介する。

1. 開催概要

- (1) 名 称 JIMTOF 2026(第33回日本国際工作機械見本市)
- (2) テーマ 「果てなき高度へ 羽ばたく技術」
- (3) 会 期 2026年10月26日(月)～10月31日(土)6日間
【開場時間】
10:00～17:00(最終日は16:00まで)
- (4) 会 場 東京ビッグサイト(東京国際展示場)
- (5) 主 催 (一社)日本工作機械工業会、(株)東京ビッグサイト
- (6) 後 援 外務省、経済産業省、東京都、日本商工会議所
- (7) 協 賛 日本工作機械輸入協会、(一社)日本鍛圧機械工業会、日本精密機械工業会、(一社)日本機械工具工業会、(一社)日本工作機器工業会、日本精密測定機器工業会、研削砥石工業会、ダイヤモンド工業協会、日本光学測定機工業会、(一社)日本フルードパワー工業会、(一社)日本試験機工業会、(一社)日本歯車工業会



(8) 出 展 物 工作機械、鍛圧機械、工作機器、機械工具(切削工具・耐摩耗工具)、ダイヤモンド・CBN工具、研削砥石、歯車・歯車装置、油圧・空気圧・水圧機器、精密測定機器、光学測定機器、試験機器、制御装置及び関連ソフトウェア(CAD、CAM等)、その他工作機械に関連する環境対応機器装置・機器・資材・製品・技術及び情報

(9) 入 場 料 前売:1,000円(税込)／当日:3,000円(税込)
学生:無 料 ※いずれも事前来場登録制

(10) 展示場面積 92,850㎡

(11) 出 展 規 模 944社 4,423小間
直接出展944社〔重複除く〕
〔国内外内訳〕

国内725社 3,998小間、海外219社425小間

※2026年6月16日時点、共同・内部出展を含まず。

共同出展を加えた出展者数は1,087社(2026年7月3日時点)

【出展参加国・地域】

22カ国・地域(アルファベット順)

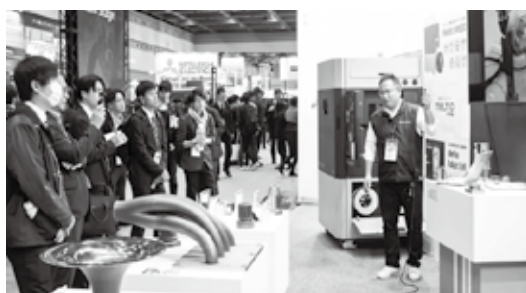
オーストリア、中国、デンマーク、フランス、ドイツ、インド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、リトアニア、マレーシア、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、タイ、トルコ、イギリス、アメリカ、ベトナム、台湾

(12) 他の展示会との開催規模の比較

展示会名	JIMTOF	IMTS	CCMT	SIMTOS	EMO	CIMT
開 催 年	2026	2026	2026	2026	2025	2025
会 期	10/26～31	9/14～19	4/21～25	4/13～17	9/22～26	4/21～26
開 催 地	東 京	シカゴ	上 海	ソウル	ハノーファー	北 京
展示場面積(㎡)	92,850	248,000	200,000	102,431	524,285	310,000
出展者数(社)	※①	約1,800	2,030	1,315	約1,600	2,432
来場者数※②(人)	130,000以上(目標)	—	152,994	100,305	約80,000	345,864

※① 直接出展者944社に共同出展を加えた出展者数は1,087社(2026年7月3日時点)。これに内部出展を含めた総出展者数は2026年9月現在調査中。

※② JIMTOF、CCMT:純来場者数(会期を通して1人1回のカウント)
IMTS、EMO:入場登録者数(実際に入場していない事前登録者も含む)、CIMT、SIMTOS:延べ人数



2. 主要行事

(1) 開会記念行事

①開会式

- ・日 時 2026年10月26日（月）9：30～9：50
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」『INSIGHTSステージ』

②工作機械国際懇親パーティー

- ・日 時 2026年10月27日（火）
カクテルレセプション 16：30～17：15
パーティー 17：30～19：30
- ・場 所 ヒルトン東京お台場 1階「ペガサス」

(2) 講演・セミナー（全て無料）

①基調講演（英・多言語も対応）

- ・講 師 中西 孝樹氏（㈱ナカニシ自動車産業リサーチ 代表アナリスト）
- ・演 題 変化する世界自動車産業の構図
－日本OEMと関連産業へのインプリケーション
- ・日 時 2026年10月26日（月）13：00～
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟7階「国際会議場」



各種講演・セミナー
の詳細はこちら

②特別講演

- ・講 師 小林 久紀氏（(一社)日本自動車工業会 後工程データ活用タスク タスクリーダー）
袴田 章義氏（トヨタ自動車㈱ ユニット生技部 DX技術・戦略室MBPグループ長）
増崎 正彦氏（本田技研工業㈱ 四輪生産本部 生産技術統括部 デジタル生産技術部 デジタル技術開発課 チーフエンジニア）
相馬 淳人氏（㈱エリジオン 代表取締役社長 COO/CTO）

- ・ファシリテーター 山本 隆邦氏（㈱ミットヨ 顧問）
- ・演 題 自動車業界における3DAモデルを通じたデジタル活用
－開発と製造におけるスピードアップと日本品質の両立－
- ・日 時 2026年10月27日（火）13：00～14：15
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟1階「レセプションホール」

③特別講演（英・多言語も対応）

- ・講 師 藤野 道格氏（前Honda Aircraft Company 社長 兼 CEO）
- ・演 題 ホンダジェットの開発と事業化への道
- ・日 時 2026年10月27日（火）15：00～
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟1階「レセプションホール」

④南4ホール INSIGHTSステージ 講演

【トークショー】

- ・講 師 井口 資仁氏（野球日本代表監督）
- ・内 容 チームビルディングやリーダーシップの重要性（仮）
- ・日 時 2026年10月30日（金）11：30～
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」

【講演①】＊学生向けセミナー

- ・講 師 大塚 聡子氏（宇宙航空研究開発機構 主幹研究開発員）
上嶋 博子氏（宇宙航空研究開発機構 主幹研究開発員）
矢野 幸子氏（宇宙航空研究開発機構 主幹研究開発員）
高橋 円氏（NTT㈱ グループリーダー 主幹研究員）
井口 恵氏（㈱Kanatta 代表取締役社長）
松下 悠里氏（川崎重工業㈱ 主事補）
小西 麻緒氏（三菱電機㈱ 研究員）

- ・演 題 未来をつくるWomen in STEM
Women in STEM が語るものづくりの魅力と可能性

- ・日 時 2026年10月30日（金）13：00～
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」

【講演②】＊学生向けセミナー

- ・講 師 ヨビノリたくみ氏（予備校のノリで学ぶ「大学の数学・物理」YouTuber）
- ・演 題 あなたの話が伝わらない10の理由
- ・日 時 2026年10月30日（金）15：00～
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」

【講演③】＊学生向けセミナー

- ・講 師 那須 直美氏（インダストリー・ジャパン 代表）
- ・演 題 未来を動かす機械ビジネスの醍醐味
- ・日 時 2026年10月31日（土）13：00～14：00
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」

【講演④】

- ・演 題 自動車業界における3DAモデルを通じたデジタル活用
－開発と製造におけるスピードアップと日本品質の両立－
- ・日 時 2026年10月31日（土）時間調整中
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」



各種講演・セミナー
の聴講申込はこちら

（3）国際会議・技術セミナー

IMEC2026（第21回国際工作機械技術者会議）

【オーラルセッション（有料）】

- ・日 時 2026年10月28日（水）・29日（木）12：30～18：00（29日は13：00～18：00）
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟1階「レセプションホールA」

【ポスターセッション】

- ・展示物 国内外の大学、研究機関等から、工作機械関連の先端的研究開発成果56テーマがポスター形式で発表
- ・会 期 2026年10月26日（月）～31日（土）
- ・場 所 東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」

※IMECの詳細は23頁参照



IMECの詳細はこちら

（4）国内関連団体イベント

①工作機械関連のソフトウェア／計測ワークショップ

－自動化のその先へ、製造を自律化する最先端ソフトウェア／計測技術－（無料）

- ・日 時 2026年10月29日（木）10：30～15：25
30日（金）10：30～16：15
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟7階「703会議室」



ソフトウェア／計測ワーク
ショップの詳細はこちら

②ものづくり標準データ推進協議会 主催セミナー

3DAモデルが変えるものづくり

－工作機械・測定・工具・ソフトウェアメーカーの視点から＜特別講演①を受けて＞－（無料）

- ・日 時 2026年10月30日（金）15：00～16：00

- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟1階「101会議室」
- ・聴講申込 不要（直接会場へお越しください）
- ・登壇者 (株)ミットヨ（兼司会進行）/オークマ(株)/コマツNTC(株)/住友電工ハードメタル(株)/DMG森精機(株)/ファナック(株)/ヤマザキマザック(株)

（5）学生応援プログラム

①ものづくり体験コーナー

（東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」）

ジグフライス盤による加工を含んだバグハンガーの工作体験を用意。実際に機械に触れながら、ものづくりの楽しさを体感。

＊協力：東京都産業労働局雇用就業部、都立職業能力開発センター

②工科高校で学ぶものづくり

（東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」）

工科高校におけるものづくり教育の取り組みを紹介。実習や研究活動の成果を通じて、次世代を担う技術者の育成の現場を紹介。

＊協力：公益社団法人全国工業高等学校長協会、東京都立工科高校

③人材確保・周知プログラム（学生限定）

【出展メーカーと学生との交流会】

- ・日 時 2026年10月31日（土）16：00～18：00
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟1階「レセプションホール」・「ホワイエエリア」
- ・参加予定者 全国の理工系学生、教職員等約450人、工作機械メーカー等の技術者等

【工作機械トップセミナー】

- ・日 時 2026年11月1日（日）9：00～12：40
- ・場 所 東京ビッグサイト 会議棟7階「国際会議場」
- ・参加予定者 全国の理工系学生、教職員等約450人
- ・プログラム 基調講演「未来は、まだ加工途中－将来を考える学生の皆様に向けて－」
講師 中村 匠吾氏（中村留精密工業(株) 代表取締役社長）
講演1「モノづくりを支え続ける人と工作機械」
講師 小野崎 徹氏（(株)ジェイテクト イノベーション本部 研究開発センター センター長）
講演2「工作機械の活用とその魅力～機械好きのやりすぎDIY～」
講師 佐藤 泰士氏（ヤマハ発動機(株) シニアチーフ）



ラウンドテーブルトーク「工作機械エンジニアとしての現在と未来」
 ファシリテータ 松村 隆 氏（東京電機大学 教授）
 スピーカ 日工会員企業 若手・シニア技術者

④日工会学生ブースツアー

工作機械業界に関心を持つ学生を対象に、テーマに沿って関連する出展会員ブースをツアー形式で案内する企画。東2ホールを起点とし、1 ツアーにつき各テーマに即した出展会員3～4社を巡る。会期中の10月28日（水）～31日（土）に、1日2～3コースを実施し、ツアーテーマには、「旋盤」、「マシニングセンタ」、「研削盤」といった工作機械の機種分類だけでなく、「文系職種募集」というアプローチも盛り込む。参加学生には、ポイント還元が可能なe-GIFTを進呈予定。



参加申込はこちら

【学生ブースツアーコース詳細】

10月28日（水）

No.	コース名	集合時間	実施時間	訪問企業
1	旋盤①	10：40	11：00～12：00	DMG森精機、不二越、ツガミ
2	マシニングセンタ①	12：25	12：45～14：00	牧野フライス製作所、安田工業、ヤマザキマザック、ホーコス
3	研削盤①	14：40	15：00～16：00	岡本工作機械製作所、DMG森精機、ツガミ

10月29日（木）

No.	コース名	集合時間	実施時間	訪問企業
4	マシニングセンタ②	11：10	11：30～12：30	DMG森精機、東洋精機工業、ツガミ
5	文系職種募集①	13：40	14：00～15：20	東京精密、トーヨーエイトック、DMG森精機、ツガミ

10月30日（金）

No.	コース名	集合時間	実施時間	訪問企業
6	大型工作機械・歯車 工作機械、測定機器	10：40	11：00～12：15	カシフジ、芝浦機械、ニデックマシンツール、東京精密
7	マシニングセンタ③	12：40	13：00～14：15	大島機工、碌々スマートテクノロジー、 ニデックマシンツール、不二越
8	研削盤②	14：40	15：00～16：15	ニデックマシンツール、不二越、トーヨーエイトック、 三井精機工業

10月31日（土）

No.	コース名	集合時間	実施時間	訪問企業
9	文系職種募集②	10：40	11：00～12：15	ヤマザキマザック、オーエム製作所、 ニデックマシンツール、不二越
10	旋盤②	12：40	13：00～13：55	ヤマザキマザック、オーエム製作所、中村留精密工業
11	AM・放電加工機	14：25	14：45～15：40	牧野フライス製作所、ニデックマシンツール、 DMG森精機

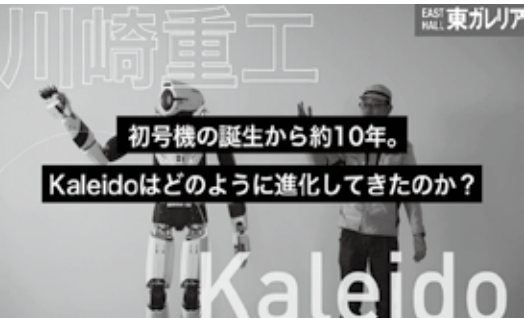
(6) 企画展示

今回は、日本成長戦略17分野に選ばれたAIロボティクスに焦点を当てながら、ミライに繋がる発見と、ミライを担う人材発掘というコンセプトも加えて、以下2つのコンテンツを実施する。

①「あらゆる現場で働くロボットの未来図”日の丸ロボティクスの進化を支える工作機械」
 （東京ビッグサイト「東展示棟ガレリア」）

人口減少に伴う労働力補完を目的に、ヒューマノイドを中心とする多用途ロボットの世界市場は、2040年までに約60兆円規模になると見込まれている。経済産業省もAIロボティクス戦略検討会議を立ち上げ、国家プロジェクトとして、日本の技術基盤と供給体制の確立を後押ししている。

このような背景のもと、今回の企画展示では、人型ロボット「Kaleido」を製作する川崎重工業(株)の協力を得て、同社ヒューマノイドの技術ロードマップに必要な機械加工は何か、量産化・低コスト化の壁を、工作機械技術が、いかにブレイクスルーするか、に焦点を当てる。



＊協力：【人型ロボット】 川崎重工業(株)

【サンプルワーク】 (株)TAKISAWA、ニデックマシンツール(株)、三菱電機(株)、
(株)カシフジ

② 「ものづくりNEXT STAGE」 きさげロボットと匠との協業

(東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」)

工作機械の精度を支える「きさげ」は、ノミ状の工具を使用して鋳物の表面をわずかなミクロン単位で削り取り、超高精度に仕上げる手作業。

これを担う熟練技能者が不足する中、きさげロボットと匠が協業し、来場者とともに工作機械づくりのミライを模索する。また、匠による「きさげ体験教室」を開催し、ものづくりの真髄や醍醐味、素晴らしさを体感できる機会を提供する。



＊協力：【きさげロボット】 ファナック(株)

【きさげの匠 (日付は登壇日)】

10/26 (月) (株)エグロ

10/27 (火) 浜井産業(株)

10/28 (水) (株)TAKISAWA

10/29 (木) (株)三井ハイテック

10/30 (金) (午前) 安田工業(株)、(午後) (株)カシフジ

10/31 (土) 三井精機工業(株)

【きさげ模様プレート】

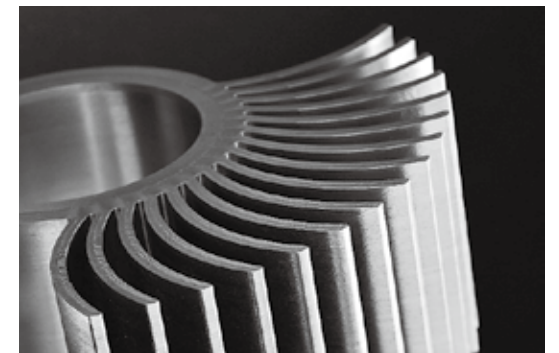
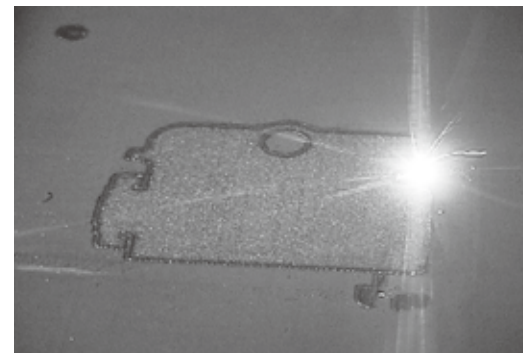
オークマ(株)、(株)牧野フライス製作所、三井精機工業(株)

(7) 特別企画

① Additive Manufacturing ZONE (AM ZONE)

(東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」)

次世代ものづくり技術の普及・発展を目的として、「Additive Manufacturing ZONE



(AM ZONE)」を設置。本ゾーンでは、積層造形技術の可能性や魅力を、来場者に分かりやすく伝えるため、積層造形技術を活用した最先端のワークを展示し、複雑形状や高機能部品の実例を通じて、次世代ものづくりの可能性を紹介する。

＊協力：三菱電機(株)、(株)ソディック、(株)松浦機械製作所、(株)桜井製作所、DMG森精機(株)、ニデックマシンツール(株)、オークマ(株)

② 「Formnext」コラボ企画 (東京ビッグサイト 南展示棟4階「南4ホール」)

ドイツで開催されている世界最大級のAM展示会「Formnext」に関するセミナーを開催。Formnextの主催者であるMesago MesseFrankfurt GmbHやVDW (German Machine Tool Builders' Association)、Formnext出展者等が登壇する予定。

＊協力：Mesago Messe Frankfurt GmbH

JIMTOF
×
formnext

ebook 配信のお知らせ

JIMTOF2026 日工会会員出展企業出展製品の見どころを、
10/15 (木) 日工会 HP で先行公開 (予定)

日工会出展会員の小間位置、見どころを「ebook」でいち早くお届けします。また、10月26日(月)のJIMTOF会期初日には各会員が出展する製品情報や世界初披露の製品ページを含めたebook「会員出展製品一覧」を公開します。

会期中は、より多くの方に日工会会員ブースへ足を運んでいただけるよう、これらの情報をオリジナルガイドブック「会員出展製品一覧」(冊子)としてまとめ、会場内各所で幅広く頒布します。



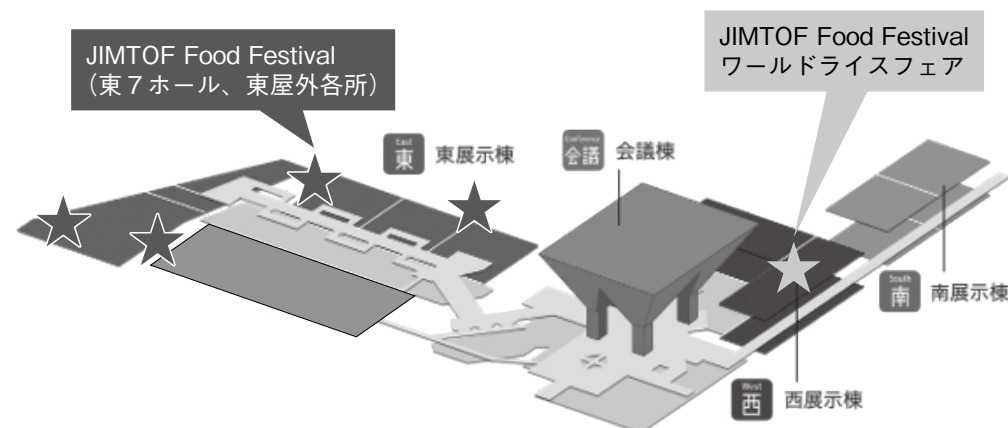
【飲食サービスの充実】

東7ホール内、東展示棟屋外、西屋上展示場にて、ケータリングカーによる「JIMTOF Food Festival」を開催します。各所でバラエティに富んだメニューを提供します。

西屋上展示場では「ワールドライスフェア」を開催します。世界各国の多彩なライスグルメをお楽しみいただけます。

東展示棟2階、南展示棟3階、会議棟レストラン街のスペースにて弁当販売を行うとともに、南展示棟4階には学生応援プログラムで協力いただく井筒まい泉の販売コーナーを設置予定です。なお、団体来場登録をいただいた学生へのミニバーガー無料配布を同社の提供にて実施します。

<ケータリングカー配置予定 MAP>



関連コンテンツ

JIMTOF INSIGHTS



日本のものづくりを応援する情報発信サイト!

面白くてためになるものづくりに関するテーマを広く取り上げています。製造業の魅力を伝える動画コンテンツが公開中です。今回、南展示棟4階 JIMTOF INSIGHTS特設ブースでは、動画で実際に使用した小道具を展示します!



JIMTOF2026 Guide & Map オンライン

会場MAPと主催者発行新装が一になったガイドのオンライン版がJIMTOF開催1か月前から公開予定。JIMTOFの歩き方などをまとめた記事やお気に入り登録機能が搭載されたMAP等の掲載を予定しています。



10月1日(木)公開

オンラインカタログ

事前・事後の情報の収集に
出展者の見どころや、新製品の情報が盛りだくさん。キーワードや製品の分類別等、目的にあった製品・出展者の検索が可能です。



公開中

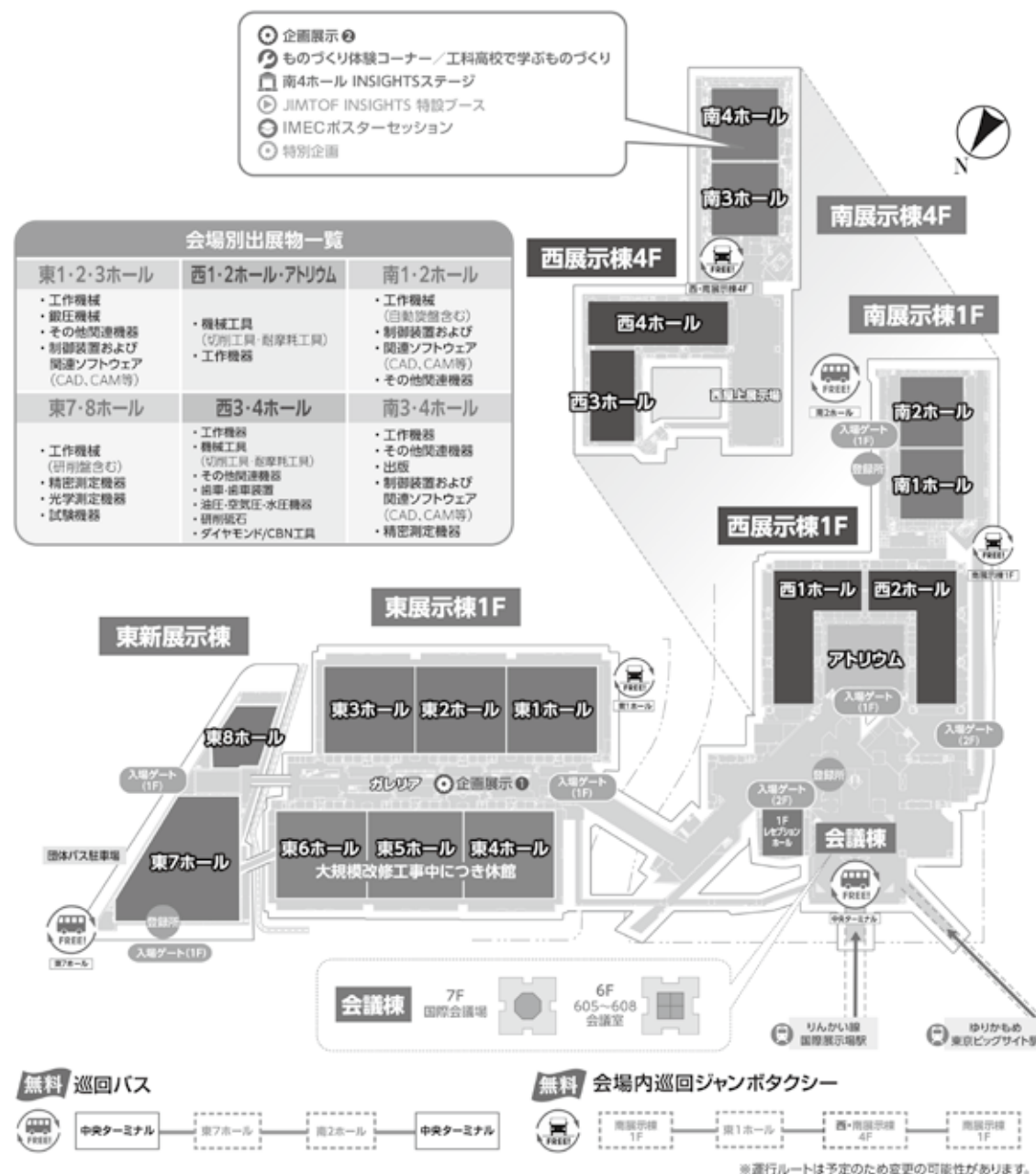
出展者オンラインチャンネル

お見逃しなく!期間限定イチオシ動画
出展者によるWEBセミナーや製品紹介動画等を公開。来場登録不要で、JIMTOF公式WEBサイトから、どなたでもご覧いただけます。



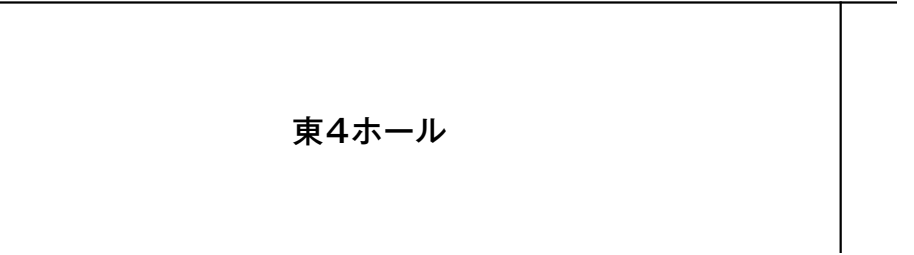
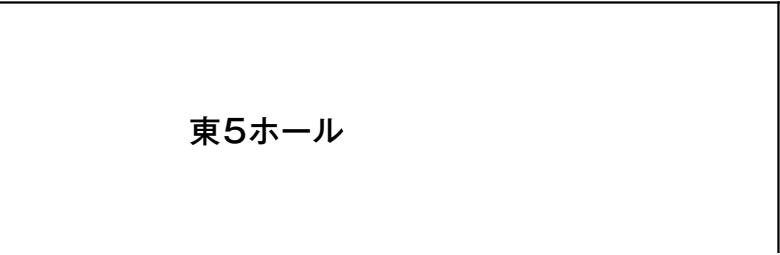
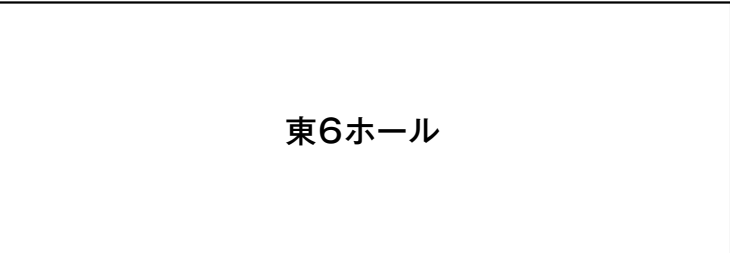
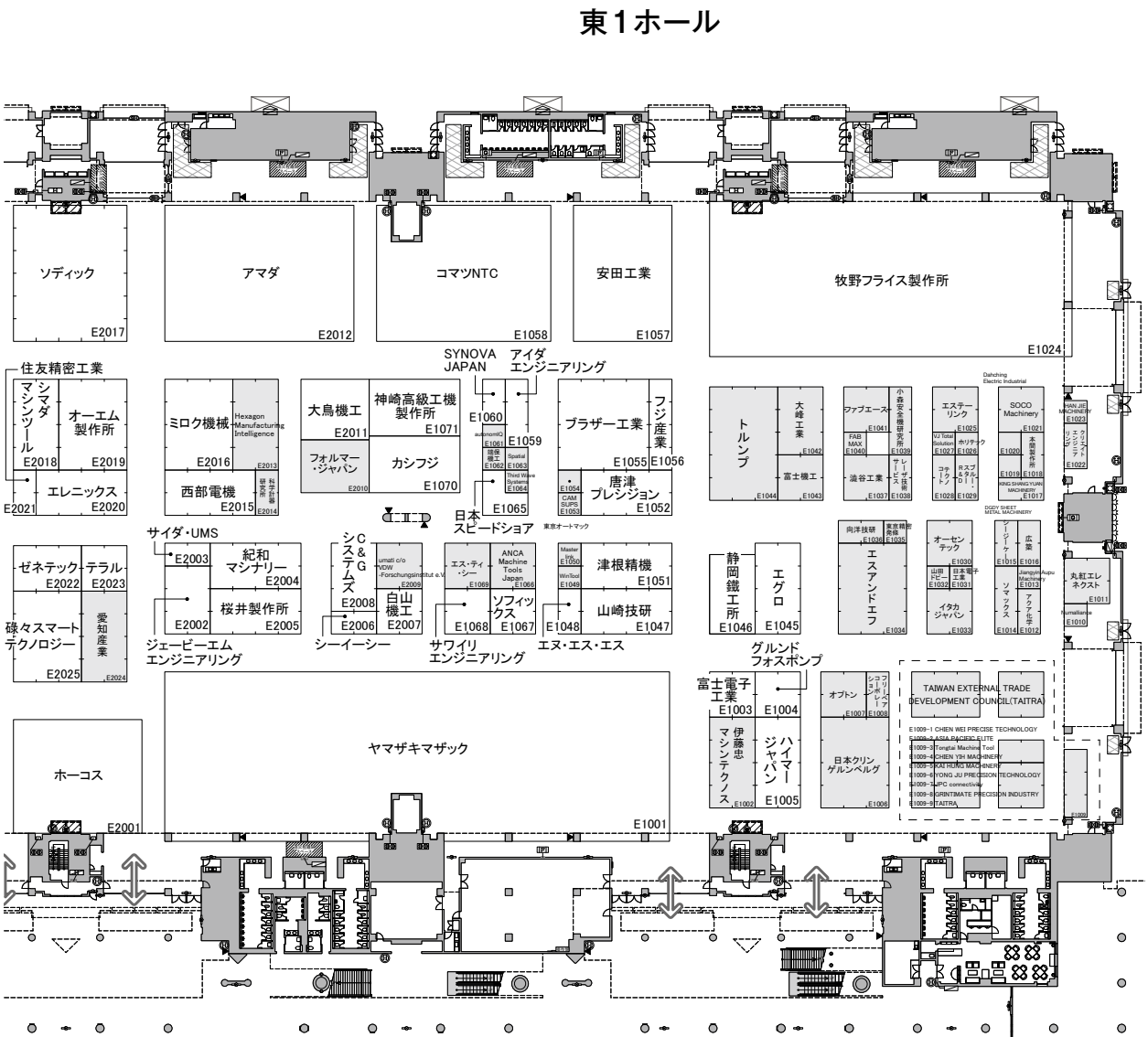
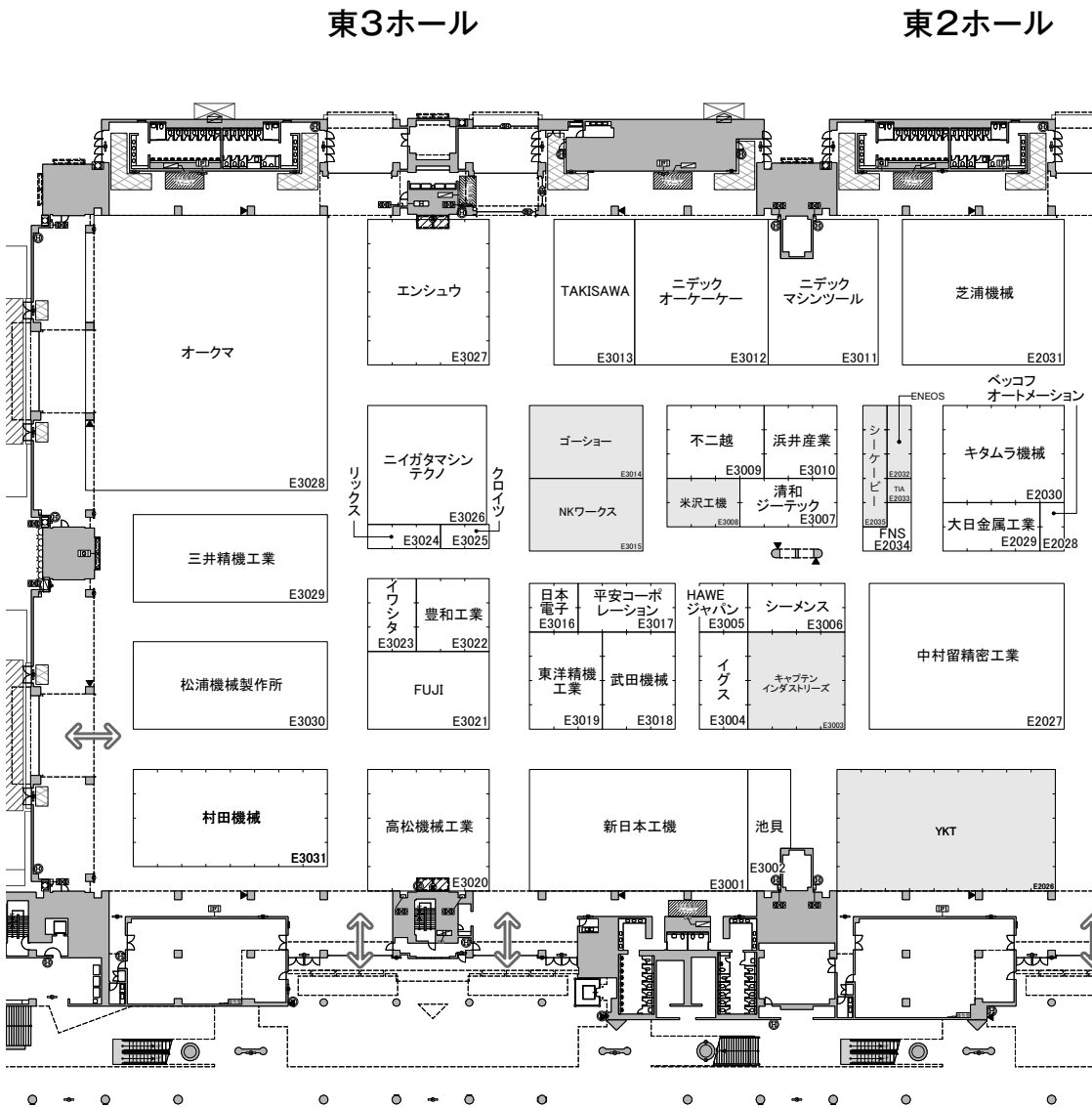
公開中

JIMTOF2026 会場全体図

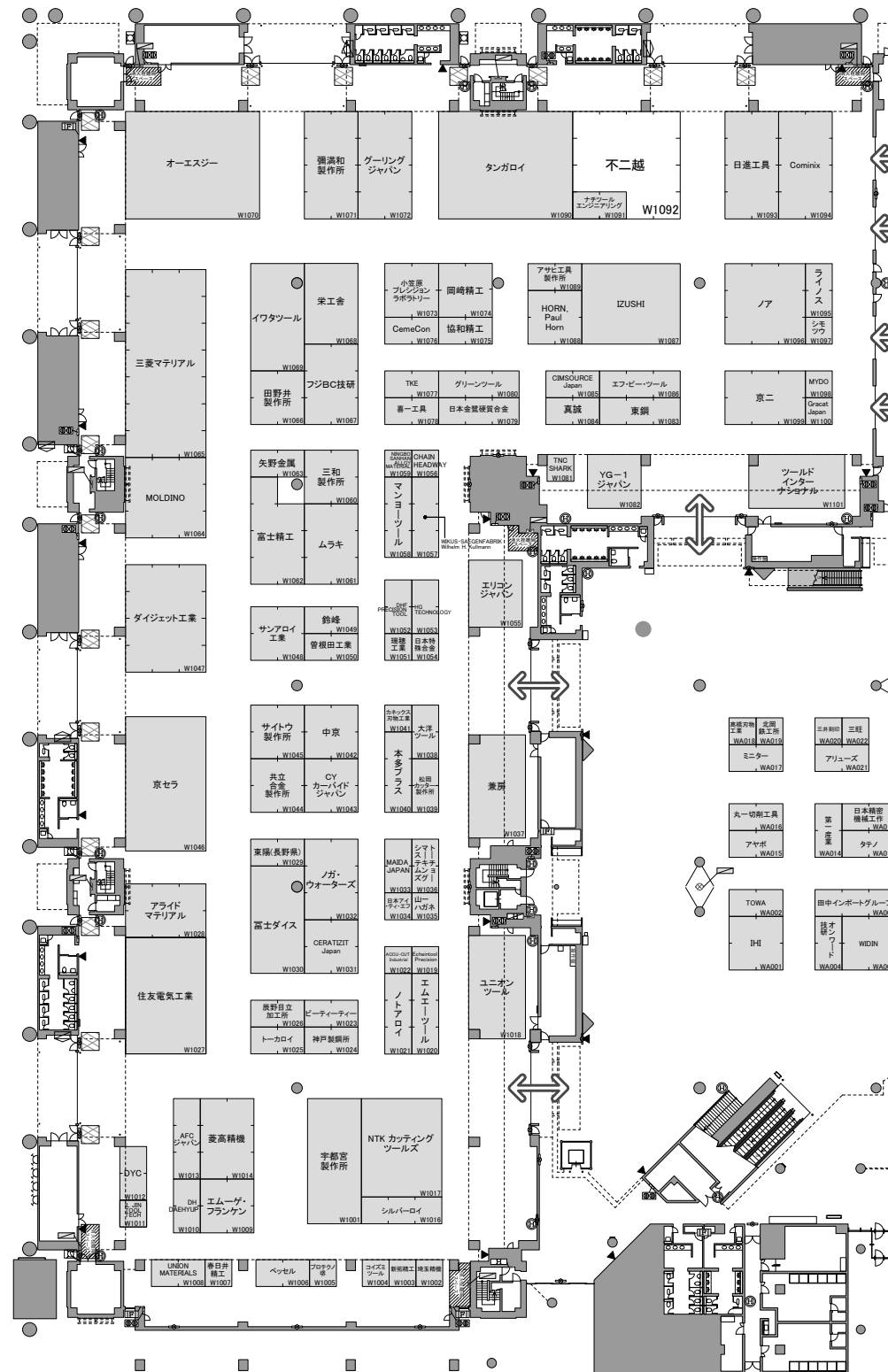


JIMTOF2026 出展小間配置 (2026年8月現在)

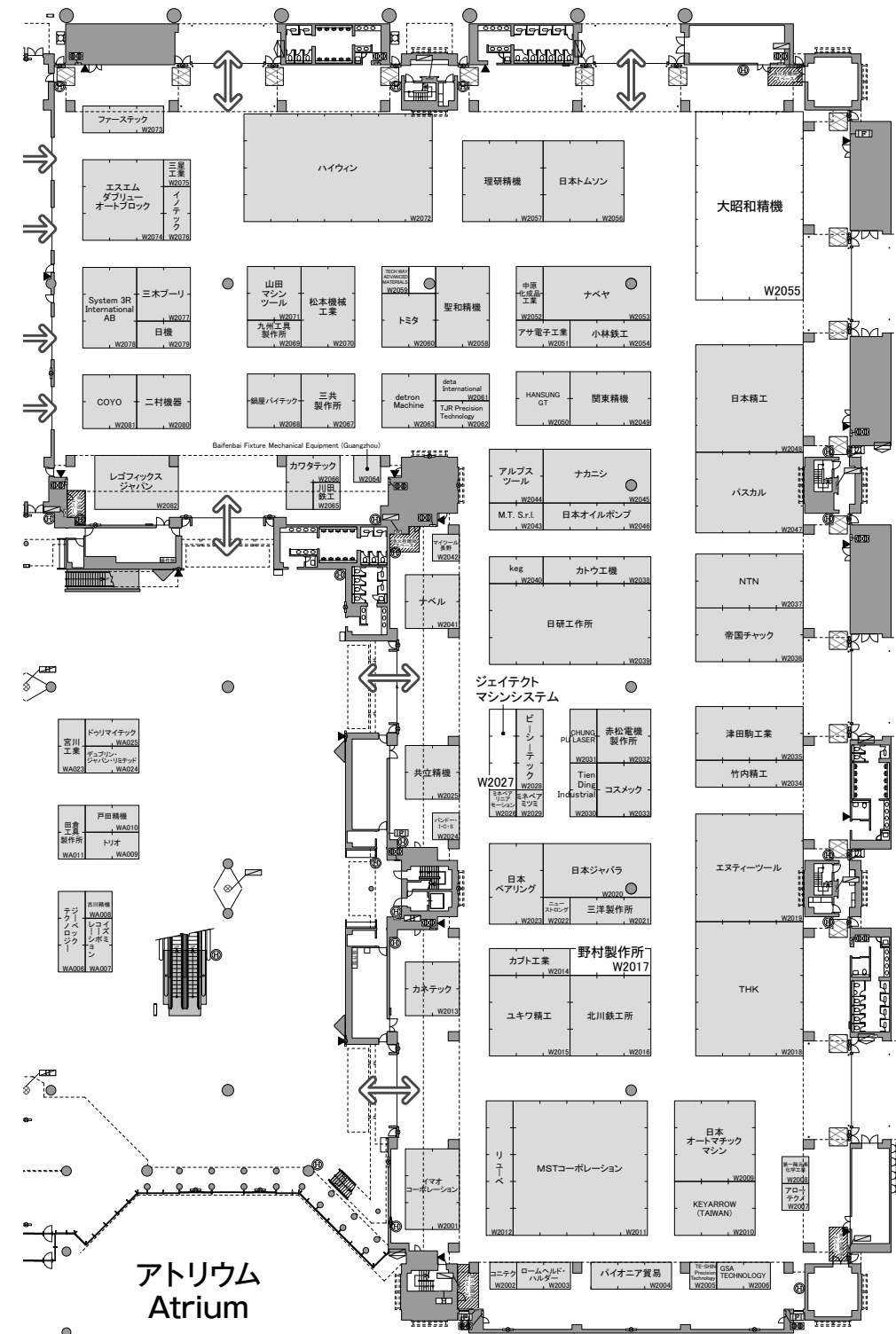
東1～3ホール



西1~2ホール

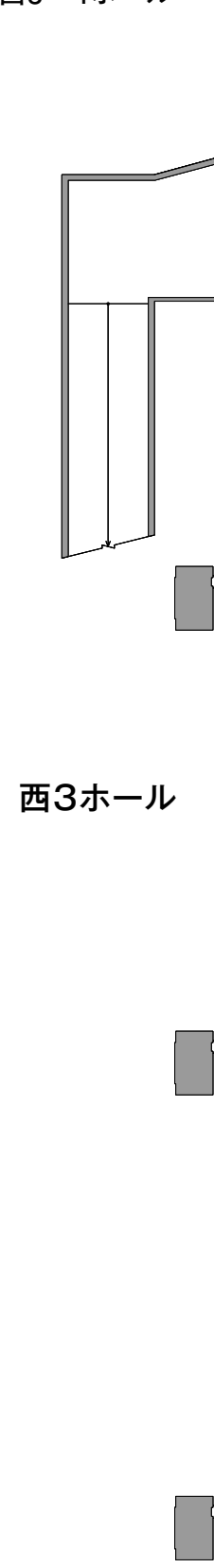


西1ホール

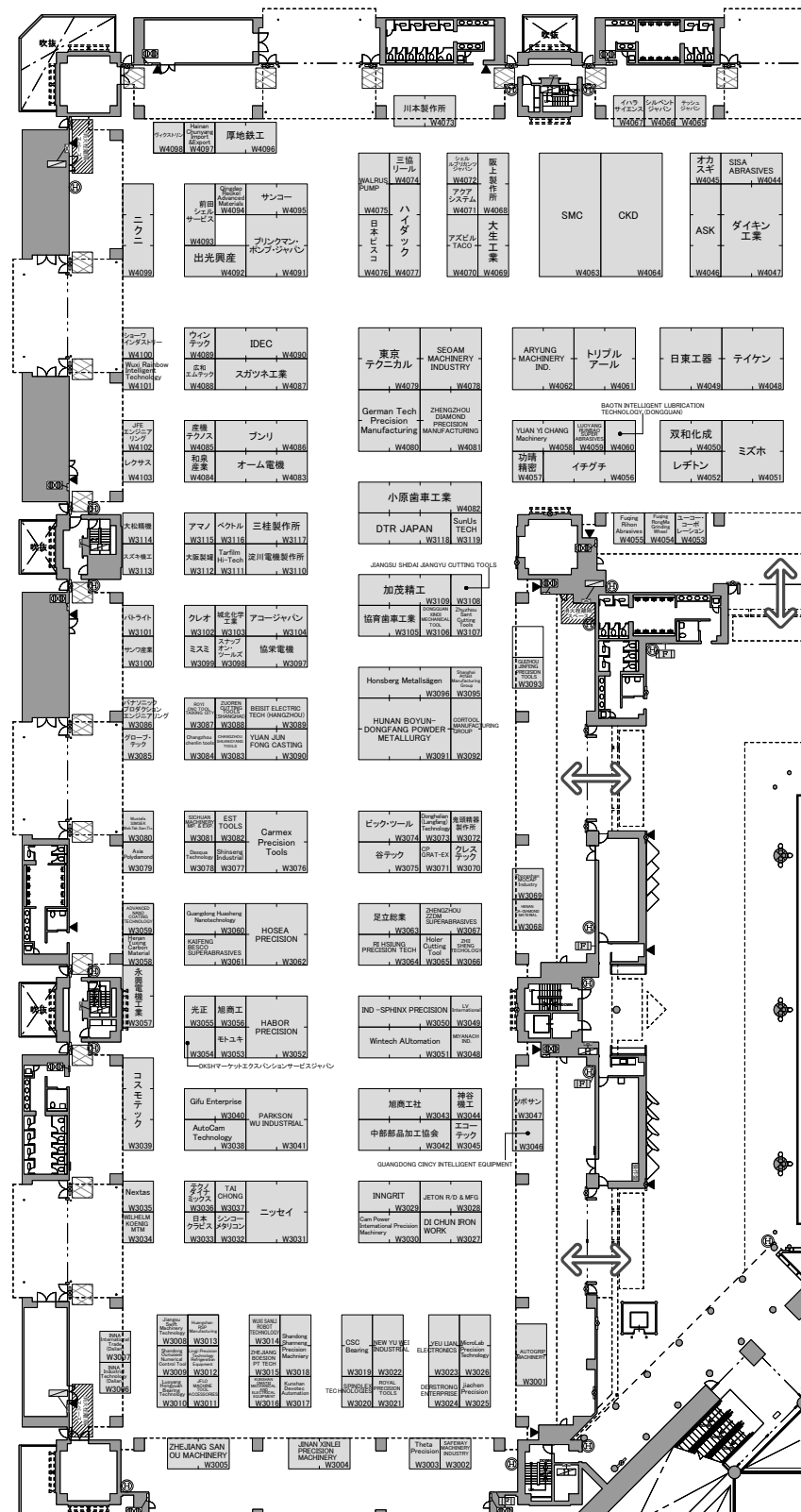


西2ホール

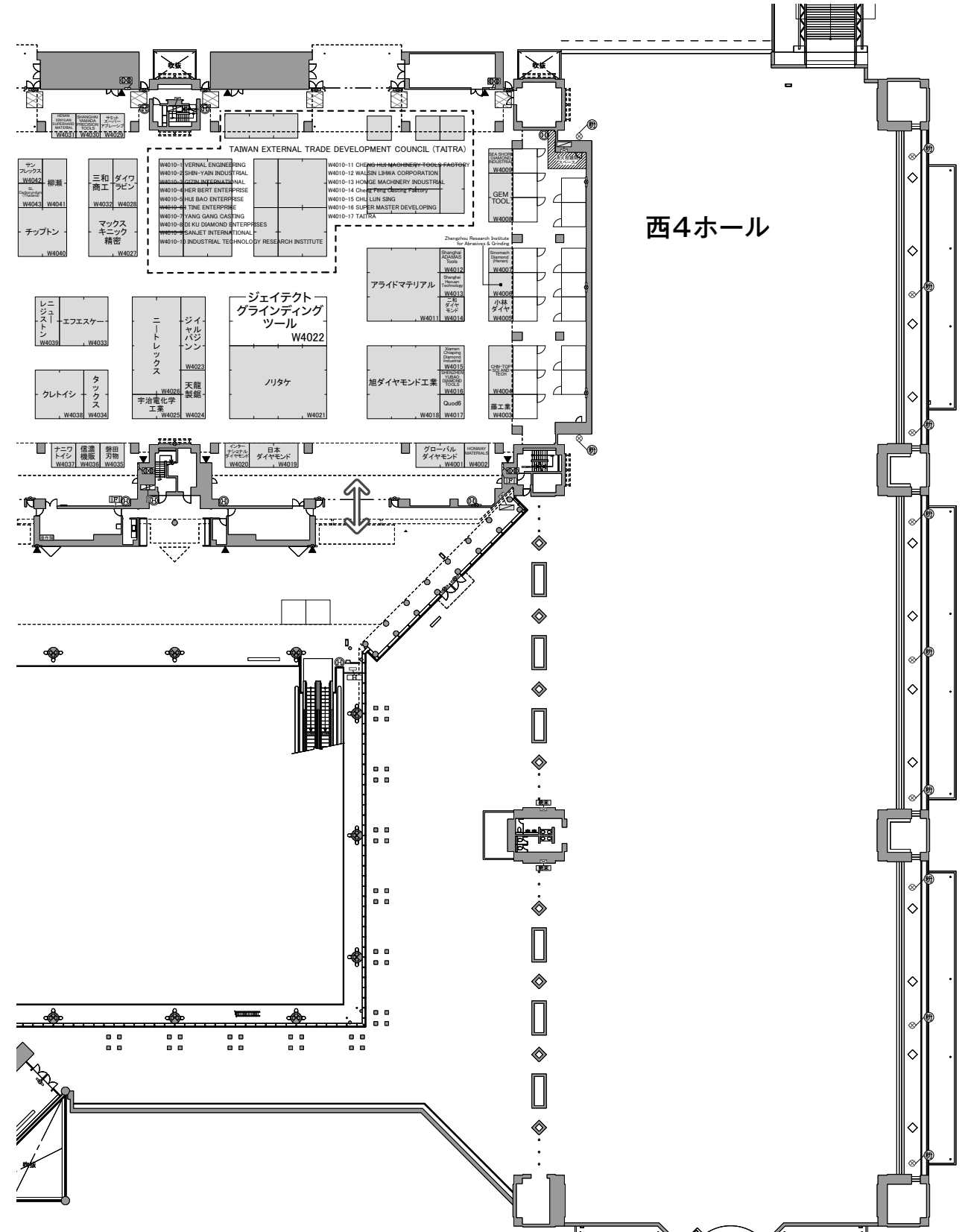
西3~4ホール



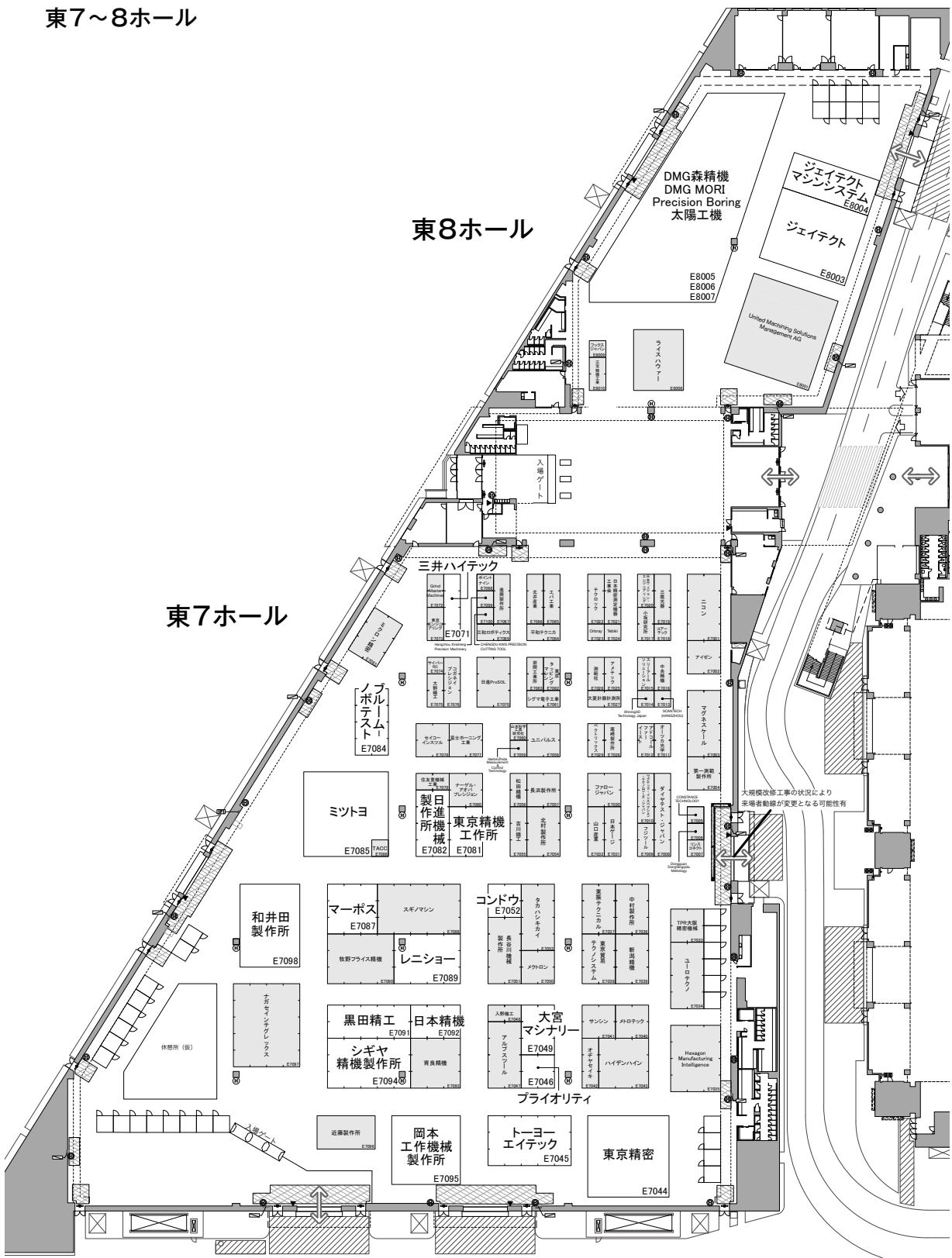
西3ホール



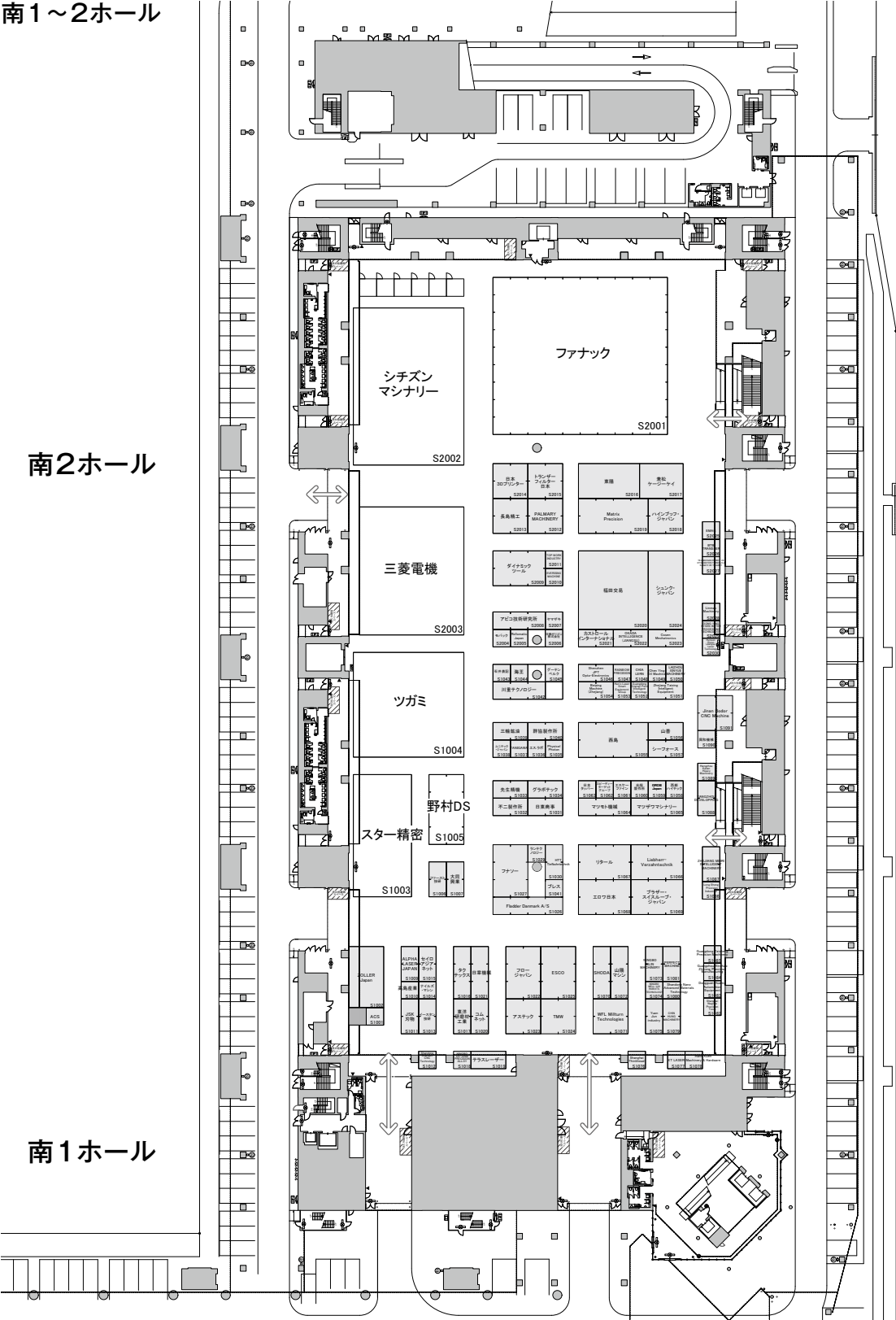
西4ホール



東7～8ホール



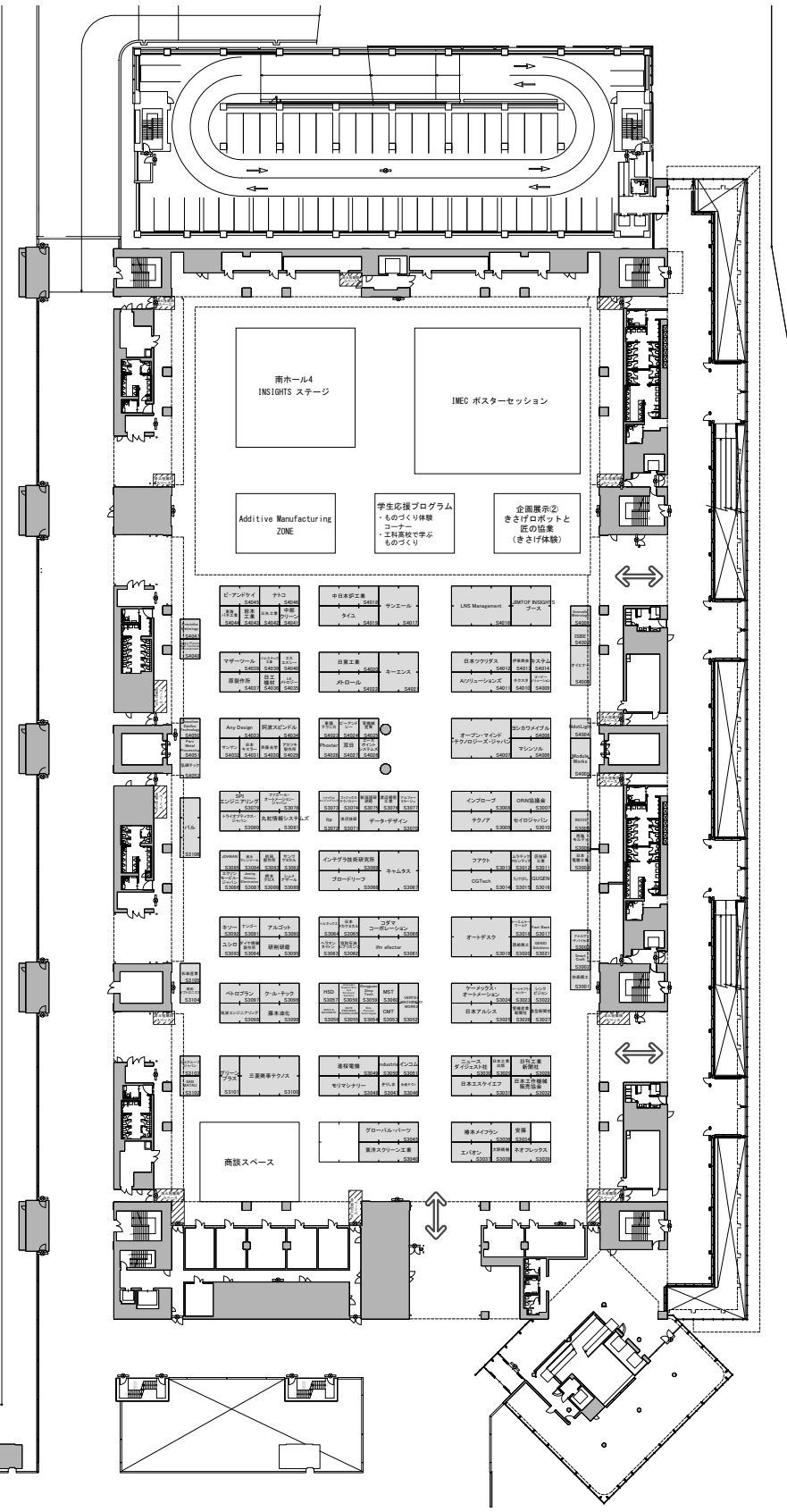
南1～2ホール



南3～4ホール

南4ホール

南3ホール



第21回国際工作機械技術者会議
(IMEC2026)



本事業は（公財）JKAより補助を受けて実施致します。

当会では、JIMTOF2026会期中にIMEC2026（第21回国際工作機械技術者会議）を開催する。本会議は、注目のトピックスをテーマとした講演中心のオーラルセッションと、工作機械関連の先端的研究開発成果をポスター形式にて幅広く発表するポスターセッションの2部構成にて実施。本会議の概要は以下の通りなので、各位には奮ってご参加いただきたい。

1. 名称：IMEC2026（第21回国際工作機械技術者会議）
IMEC2026（The 21st International Machine Tool Engineers' Conference）
2. 目的：広く世界中から工作機械関連の研究者・技術者、ユーザやディーラの参加を募り技術交流を行うことにより、世界の工作機械技術の向上に資することを目的として、学会主催による学術研究成果中心の国際会議とは趣を異にする産業界主導の国際工作機械技術者会議を開催する。
3. 主催：一般社団法人 日本工作機械工業会、株式会社 東京ビッグサイト

4. 後援：経済産業省（予定）

5. 協賛：＜国内＞（予定）

- 一般社団法人日本機械学会
- 公益社団法人精密工学会
- 公益社団法人砥粒加工学会
- 一般社団法人CIRP JAPAN
- 公益社団法人計測自動制御学会
- 一般社団法人システム制御情報学会
- 一般社団法人SME日本支部
- 公益財団法人工作機械技術振興財団
- 一般財団法人機械振興協会
- 一般財団法人先端加工機械技術振興協会
- 工作機械関連団体協議会※
- 一般社団法人日本機械工業連合会
- 日本工作機械輸入協会
- 一般社団法人型技術協会
- 一般社団法人日本航空宇宙工業会
- 一般社団法人日本自動車工業会
- 一般社団法人日本自動車部品工業会
- 公益社団法人自動車技術会
- 一般社団法人日本能率協会
- 一般社団法人日本電機工業会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本ベアリング工業会
- 一般社団法人日本ロボット工業会
- 一般社団法人電子情報技術産業協会
- 一般財団法人FA財団

- ※工作機械関連団体協議会加盟団体
- ・日本精密機械工業会
 - ・一般社団法人日本鍛圧機械工業会
 - ・一般社団法人日本工作機器工業会
 - ・一般社団法人日本歯車工業会
 - ・一般社団法人日本フルードパワー工業会
 - ・研削砥石工業会
 - ・一般社団法人日本機械工具工業会
 - ・ダイヤモンド工業協会
 - ・日本精密測定機器工業会
 - ・日本光学測定機工業会
 - ・日本試験機工業会

6. 本会議の参加申込・問い合わせ先

(一社) 日本工作機械工業会 技術部
国際工作機械技術者会議事務局
〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-8
機械振興会館
電話 03(3434)3961 FAX 03(3434)3763
E-mail : imec@jmtba.or.jp
URL : <https://www.jmtba-imec.jp/>



I. オーラルセッション

今後の工作機械の革新的な進歩を目指すため、世界最先端の工作機械関連の研究成果ならびに技術開発成果についての講演を中心にして、関連の国内外の研究者、技術者がお互いに議論するセッション。今回は、工作機械技術の今後の発展とものづくりの未来を見据えて、「新たな四半世紀にける工作機械産業の挑戦」を統一テーマとして開催する。

1. 期 日：2026年10月28日（水）・10月29日（木）2日間
2. 会 場：東京ビッグサイト・会議棟 1階「レセプションホールA」
3. テー マ：総合テーマ「新たな四半世紀にける工作機械産業の挑戦」
キーノートセッション「時代を動かす技術潮流」
テクニカルセッション1「AIと自動化技術が創る加工現場の未来」
テクニカルセッション2「今と未来を見通すセンシング技術」
テクニカルセッション3「新時代に挑むロボット加工技術」
4. 使用言語：日本語及び英語（同時通訳）
5. 参加定員：250名（先着順）

6. 参 加 料

【参加者区分】	1日参加料／1名	2日間参加料／1名
日 工 会 会 員	15,000円（税込）	25,000円（税込）
後援団体会員	20,000円（税込）	30,000円（税込）
一 般	30,000円（税込）	40,000円（税込）
海 外	30,000円（税込）	40,000円（税込）
学 生	1,000円（税込）	2,000円（税込）

(注) 上記価格は、全て税込価格です。学生以外の学校関係者は日工会会員価格。
各参加料には、論文集1冊分が含まれる。(学生を除く)
論文集のみ単体で購入の場合は1冊5,000円（税込）
3名分を同時にお申込みの場合で、当該3名が同一の組織、かつ同一の参加者区分（会員・一般など）、かつ同一の参加パターン（1日または2日）であった場合は、3名のうち1名分の参加料を無料。

7. プログラム

ー総合テーマ：新たな四半世紀にける工作機械産業の挑戦ー

2026年10月28日（水）

12：30～13：00 開会式 会 長 挨拶 坂元 繁友（一社）日本工作機械工業会
運営委員長挨拶 松村 隆 IMEC運営委員会委員長
ポスターセッション表彰式

キーノートセッション

「テーマ：時代を動かす技術潮流」

座 長：松村 隆 教授（東京電機大学）
副座長：若園 賀生 上席プロフェッショナル
(株)ジェイテクト 成形プロセス研究部

- 13：00～13：10 座長によるイントロダクトリー
- 13：10～13：50 基調講演「サーキュラーエコノミーの実現に向けた統合的アプローチー日立と産総研の挑戦ー」
宮崎 克雅 氏
(株)日立製作所 研究開発グループ 生産・モノづくりイノベーションセンタ 主管研究長
- 13：50～14：30 基調講演「生成AIの進化ー大規模言語モデルが拓くものづくりの未来ー」
岡崎 直観 氏
東京科学大学 情報理工学院 教授
- 14：30～15：10 基調講演「量子コンピューティングによる組合せ最適化を活用した自動車

生産工程設計」
守屋 岳志 氏
日産自動車(株) 生産技術研究開発センター エキスパートリーダー
15：10～15：20 キーノートセッションのQ&A・座長総括
15：20～15：40 コーヒーブレイク

テクニカルセッション 1

「テーマ：AIと自動化技術が創る加工現場の未来」

座 長：大橋 一仁 教授（岡山大学）
副座長：森 幸太郎 上席理事（DMG森精機(株)）
15：40～15：50 座長によるイントロダクトリー
15：50～16：20 講 演「工作機械業界における産業用ロボットを活用した自動化システムの在り方」
澤田 洋祐 氏
ヤマザキマザック(株) 上席執行役員 商品開発本部 副本部長
16：20～16：50 講 演「How DX（Digital Transformation）enables MX（Machining Transformation）」
Dr. Tommy Kuhn
DMG MORI Digital GmbH, Executive Officer / Managing Director
16：50～17：20 講 演「生成AIを用いた研削中の砥石表面の画像取得及びAI解析」
川下 智幸 氏
(株)ナガセインテグレックス テクノブレイン佐世保 センター長
17：20～17：50 講 演「加工診断AIによる自律型工作機械の実現－穴あけ加工における異常検知－」
安藤 知治 氏
オークマ(株) 研究開発部 部長
17：50～18：00 テクニカルセッション 1 のQ&A・座長総括
18：00～18：10 アンケート記入

2026年10月29日（木）

テクニカルセッション 2

「テーマ：今と未来を見通すセンシング技術」

座 長：松原 厚 特任教授（摂南大学）
副座長：鈴木 康彦 センタ長
ヤマザキマザック(株) 商品開発本部先行開発センタ
13：00～13：10 座長によるイントロダクトリー
13：10～13：40 講 演「From Data-Driven Manufacturing to Autonomous Manufacturing Cells」
Prof. Dr. Friedrich Bleicher
ウィーン工科大学生産工学・フォトニクス技術研究所 教授
13：40～14：10 講 演「生産現場で活用できるセンシングデバイスによるモニタリング」
山本 憲吾 氏
(株)山本金属製作所 代表取締役社長
14：10～14：40 講 演「PCベースCNCを用いた切削加工モニタリング研究事例」
川野 俊充 氏
ベッコフオートメーション(株) 代表取締役社長
14：40～15：10 講 演「ワイヤ・レーザ金属AMのプロセスデータに基づく造形制御と品質トレーサビリティ」
鷺見 信行 氏
三菱電機(株) 産業メカトロニクス製作所 レーザシステム部
パワーレーザソリューション設計 2 課 課長
15：10～15：20 テクニカルセッション 2 のQ&A・座長総括
15：20～15：40 コーヒーブレイク

テクニカルセッション 3

「テーマ：新時代に挑むロボット加工技術」

座 長：白瀬 敬一 名誉教授（神戸大学）
副座長：井出 聡一郎 部長
ファナック(株) ソフトウェア研究開発本部
デジタルソリューション開発部
15：40～15：50 座長によるイントロダクトリー
15：50～16：20 講 演「Trajectory Velocity Prediction and Compensation in Robot based

Fluid-Jet Polishing of Optical Surfaces」

Assoc. Prof. Dr. Anthony Beaucamp

慶應義塾大学 システムデザイン工学科 准教授

16:20～16:50 講演「ロボットによる加工と協働ロボット・フィジカルAIの広がり」
森岡 昌宏 氏

ファナック(株) ロボット研究開発本部 ロボット機構研究開発本部
技師長

16:50～17:20 講演「デジタルツイン及び実時間切削抵抗適応制御機能を備えたキ
ネマティクス工作機械の研究開発」

森本 喜隆 氏

金沢工業大学 工学部 先進機械システム工学科 教授

17:20～17:50 講演「ロボット加工に求められる切削技術とロボット加工技術研究
会の取り組み」

岩田 昌尚 氏

(株)イワタツール 代表取締役社長

17:50～18:00 テクニカルセッション3のQ&A・座長総括

18:00～18:10 アンケート記入



Ⅱ. ポスターセッション

国内外の大学・研究機関及び企業における工作機械関連の先端的研究開発成果をポスター形式により発表し、関連の国内外の研究者、技術者がお互いに議論・交流するセッション。本セッションは、JIMTOFにご来場の一般の方々にも広く公開し、発表者と直接交流することが可能。今回は56テーマが参加する予定。期間中の10月28日（水）～30日（金）10:00～12:00は、参加機関の説明員が会場に常駐し、研究内容に関する説明を行う。

1. 期 日:2026年10月26日(月)～31日(土)

2. 場 所:東京ビッグサイト「南4展示ホール」

3. 参加機関並びに発表テーマ(ブース番号順)

A-1: 慶應義塾大学 理工学研究科 柿沼研究室

「工作機械送り駆動系の自動摩擦特性解析システムの開発」

A-2: 神奈川大学 中尾研究室

「工作機械用スピンドルの高機能化技術」

A-3: 東京大学 大学院 工学系研究科 機械工学専攻 杉田研究室

「材料・形状の同時最適化による工作機械構造体の静・動・熱剛性設計」

B-1: 中部大学 工学部 機械工学科 安達研究室

「大径深穴内面研削技術の体系的研究」

B-2: 神戸大学 大学院 工学研究科 生産工学研究室

「次世代高性能切削を実現するCNCを利用した揺動ミリングの開発」

B-3: 日本大学 工学部 齋藤研究室

「エンドミル加工における表面粗さの生成機構」

B-4: 東京電機大学 工学部 機械工学科 機

能創成研究室

「インプロセス計測装置を用いたドリル加工中の動特性評価」

B-5: 東京電機大学 工学部 機械工学科 機械加工学研究室

「タップ加工の特性評価と状態認識に関する研究」

B-6: 金沢工業大学 先進機械システム工学科 加藤研究室

「ロータリ工具を用いた焼入れ鋼の直彫り加工」

B-7: 大阪工業大学 機械工学科 生産システム工学研究室

「スレッドミルを用いたねじ切り加工に関する研究」

B-8: 神奈川大学 工学部 機械工学科 マイクロ・ナノ工学研究室 (長谷研究室)

「デュアルAEセンシングを用いた小型工作機械のスマート状態監視」

B-9: 東京大学 生産技術研究所 吉岡研究室

「AEセンシングによる研削プロセス状態モニタリング」

B-10: 徳島大学 大学院 社会産業理工学研究部 石田・溝渕研究室

「高耐水性PVAバインダーを用いた資源循環型再生砥石による湿式研削加工」	B-19：千葉大学 加工物理学研究室	「高信頼性情報から加工技術情報を生成するLLM活用システムの研究」	D-3：東京農工大学 大学院 工学府 機械システム工学専攻 中本研究室
	「レーザ加工による切断・金属変形特性の評価」	B-29：中部大学 先端マイクロ加工学研究室	「データ駆動型機械加工を実現するための自律型工作機械の試作」
B-11：日本工業大学 基幹工学部 機械工学科 ニノ宮研究室	B-20：滋賀県立大学 工学部 材料力学分野	「機械学習を用いた小径ドリルの状態モニタリング」	D-4：摂南大学 理工学部 機械工学科 知的システム研究室
「Nbによる粗粒電着ダイヤモンド砥石の高能率切れ刃高さ均一化」	「レーザ表面テクスチャリングを活用した光吸収率分布の能動的制御によるレーザ加工の高度化」	B-30：横浜国立大学 大学院 工学研究院 篠塚研究室	「摩擦攪拌接合プロセスの状態監視におけるベイズ確率モデルの適用」
B-12：千葉工業大学 大学院 工学研究科 機械工学専攻 楠山研究室	B-21：金沢大学 設計製造技術研究所	「ニッケル/PTFEナノ粒子のパルスリバーサース複合めっきに関する研究」	D-5：東京科学大学 工学院機械系 田中智久研究室
「ダイヤモンド砥石の仕様に基づく作用砥粒数の理論的導出」	「アルミニウム合金粉末を用いた粉末床溶融結合法での粗大スパッタ発生メカニズム」	B-31：大阪大学 大学院工学研究科 榎本・杉原研究室	「設計柔軟性と工程数削減を両立するボールエンドミル研削経路生成法の開発」
B-13：岡山大学 環境生命自然科学研究科 機械加工学研究室	B-22：埼玉大学 理工学研究科 機械工作研究室	「分子吸着による切削加工特性の革新的制御」	D-6：埼玉大学 大学院理工学研究科 機械工作研究室
「円筒プランジ研削におけるびびり振動メカニズムの実験的検討」	「シーム溶接を応用した金属積層造形技術の開発」	C-1：東北大学 水谷・久慈研究室	「高精度多軸制御切削加工のための知能化経路計画手法」
B-14：日本大学 理工学部 山田・内田研究室	B-23：中央大学 アドバンスド加工研究室	「超微細気泡の集積・破泡現象の解明とそれによる滅菌に関する研究」	E-1：中部大学 生産技術開発センター
「研削粘性と砥石の接触剛性を考慮した研削びびり振動の発生限界の推定」	「小型PBF-LB/Mシステムの開発とそれを用いて製作した金属積層体の機械的特性の向上」	C-2：摂南大学 理工学部 機械工学科 サステナブル生産加工研究室	「宇宙用X線用大型ミラーの機上計測技術の開発」
B-15：佐世保工業高等専門学校 情報知能工学科 研削工具AI評価研究室	B-24：茨城大学 工学部 伊藤研究室	「環境調和型生産システムの構築に向けた工作機械の消費エネルギーモデリング」	E-2：名古屋大学 大学院工学研究科 オークマ工作機械工学寄附講座
「AIで読み解く匠の技-研削加工における暗黙知の形式知化」	「加工現象の逆利用に基づくAM砥石の新規設計アプローチ」	C-3：千葉工業大学 工学部 機械工学科 瀧野研究室	「キューブ加工試験による5軸制御工作機械の幾何誤差同定」
B-16：有明工業高等専門学校 創造工学科 柳原研究室	B-25：長岡技術科学大学 精密加工・機構研究室	水戸工業㈱	E-3：長崎大学 大学院 総合生産科学研究科 精密生産技術研究室
「スマート研削ホイールによる切れ味フィードバック制御システムの開発」	「機能性を発現させる特殊加工技術の開発」	「潤滑油の劣化診断および長寿命化のための小型装置の開発」	「非接触隙間・段差計測システム」
B-17：岡山大学 環境生命自然科学研究科 特殊加工学研究室	B-26：中部大学 生産技術開発センター	D-1：電気通信大学大学院 情報理工学研究科 森重研究室	E-4：京都大学 マイクロエンジニアリング 専攻 精密計測加工学研究室
「ワイヤ放電加工における加工くずと気泡の排出挙動の解明」	「超音波振動援用クーラントを用いた難削材の微細加工」	「高品位・高効率5軸制御加工を実現する工具姿勢制御と最適化技術」	「画像を用いた工作機械の運動誤差の測定と補正」
B-18：明治大学 理工学部 機械工学科 機械加工研究室	B-27：筑波技術大学 産業技術学部 産業情報学科 後藤研究室	D-2：東京農工大学 大学院 工学府 機械システム工学専攻 笹原研究室	E-5：上智大学 理工学部 精密工学研究グループ
「ワイヤ放電加工における加工溝内のスラッジ過剰付着の研究」	「研削しながら放電するCFRP微細深穴加工技術に関する研究」	「ブロック処理時間に基づく同時5軸加工の速度・精度低下抑制NCプログラム」	「工具ホルダの把持ひずみ分布測定装置
	B-28：（一財）機械振興協会 技術研究所		

の開発」

E-6：東京大学 工学系研究科 機械工学専攻 木崎研究室

「加工状態モニタリングシステムによる低コストかつ高品質加工」

E-7：慶應義塾大学 理工学部研究科 総合デザイン工学専攻

「単結晶フッ化マグネシウムのフェムト秒レーザ加工面における加工変質層解析」

E-8：法政大学 理工学研究科 吉田一朗研究室

「極小径ファイバプローブによる微細穴の寸法、幾何形状の精密測定」

F-1：金沢工業大学 工学部 先進機械システム工学科 森本・林研究室

「ロボット加工機を用いた中・大型部品向

け自動加工システムの開発」

F-2：明治大学 理工学部 機械工学科 先端加工システム研究室

「姿勢依存剛性を考慮した工具変位抑制による高精度ロボット加工」

F-3：広島大学 先進理工系科学研究科 機械設計システム研究室

「航空機部品のロボット切削の精度向上」

F-4：産業技術総合研究所 次世代ものづくり実装研究センター

「産業用ロボットのモデルベース制御と強化学習の融合」

特別展示：日本工業大学 工業技術博物館

「工作機械を学べる日本工業大学 工業技術博物館の紹介」



日工会行事

工作機械基礎講座 ～次世代を担う工作機械エンジニアの育成～

当会では、工作機械産業の将来を担う若い人材の確保・育成を推進すべく、「人材確保・周知研究会」を設置し、各種の取り組みを実施している。

この取り組みの一環として、工作機械メーカーの入社3～5年程度の若手工作機械技術者を対象に、工作機械の基本理論と設計概念を教育するための「工作機械基礎講座」を開催している。

本講座は、日常の設計業務における課題解決という視点ではなく、工作機械の基本構造と仕組み、機械加工概論、加工性能の影響因子と基本特性、工作機械の制御等、工作機械設計に欠かせない基本理論と設計実務との結びつきについて講義を行い、若手工作機械技術者の基礎知識・スキルの向

上と今後の自己学習への意識付けを図ることを目的としている。

今回の工作機械基礎講座は、第30回目の節目を迎え、これまで累計1,000名以上の参加者が受講している。

開催概要、開催結果は、以下の通り。

1. 開催概要

- (1) 日 時 2026年7月29日（水）～7月31日（金）
- (2) 会 場 名古屋・i m y 会議室 6階第3会議室
- (3) 受講対象 日工会会員メーカーに入社後3～5年程度の若手技術者（推奨）
- (4) 参加者数 35名（10社）
- (5) 受講料 30,000円／人

(6) プログラム：

1日目：7月29日（水）	
10:00～10:10	講義スケジュールの説明、諸連絡
10:10～11:40	「工作機械とはー導入・基礎編」 講師：日本工業大学工業技術博物館 清水 伸二 館長
11:40～12:40	昼食休憩
12:40～15:10	「工作機械の主要構成要素の基本構造と仕組み」 講師：日本工業大学工業技術博物館 清水 伸二 館長
15:10～15:25	休憩
15:25～17:25	「工作機械の制御学リテラシー」 講師：名古屋大学 佐藤 隆太 特任教授
17:30～18:30	講師と参加者との懇談会

2日目：7月30日（木）	
9:00～12:00	「機械加工概論（切削加工）」 講師：東京電機大学 松村 隆 教授
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～15:00	「加工性能への影響因子（切削びり振動）」 講師：東京電機大学 松村 隆 教授
15:00～15:15	休憩
15:15～16:35	「MC用工作物取付技術について」 講師：(株)ナベヤ 酒井 正一 専務取締役
16:35～17:55	「TC用工作物取付技術について」 講師：(株)北川鉄工所 技術部スマートソリューション設計室 高橋 優介 係長
18:00～19:00	講師と参加者との懇談会
3日目：7月31日（金）	
8:45～11:00	「機械加工概論（研削加工）」 講師：岡山大学 大橋 一仁 教授
11:00～11:15	休憩
11:15～12:45	「加工性能への影響因子（研削びり振動）」 講師：日本大学 山田 高三 教授
12:45～13:45	昼食休憩
13:45～15:15	「加工性能への影響因子（熱変位）」 講師：（一財）FA財団 新野 秀憲 専務理事
15:15～15:30	休憩
15:30～16:50	「MC用工具取付技術について」 講師：大昭和精機(株) 技術本部 営業技術部 岩村 卓 次長
16:55～18:00	講師と参加者との懇談会

2. 開催結果

今回、10社35名の参加者があり、「大学の機械系学科で学ぶ、4力学を中心とした基礎学問を工作機械の開発設計にどのように応用していくか」という視点に立つプログラム及びMC用、TC用の治具、取付具に関

するプログラムを設け、それぞれ第一線で活躍する研究者、技術者より講義を受け、参加者は、熱心に講義に耳を傾けていた。また、講義終了後には、講師との立食形式の懇談会を開催し、講義内容の質疑、日



講義風景



懇談会風景

頃の業務における疑問点などについて意見交換を行うとともに同世代の工作機械技術者との交流も深められ、毎回、参加者の皆様から大変ご好評をいただいている。

当会では、今後も本講座の継続開催を予定しているので、会員各位には、若手技術者の教育の場として、是非、ご活用いただきたい。



現場の負担を削る

理事 中村 匠吾
(中村留精密工業株式会社・代表取締役社長)



「こんなものまで作れるのか!」「MX-100」という複合加工機で膝関節の人工骨が加工される様子を目の前で見た時の驚きだった。何の変哲もないチタン合金の切断材から削り出しで、誰かの生活に欠かせない人工骨が完成される。この光景を目の当たりにして以来、私は工作機械という世界により一層のめり込むようになった。

中村留に入社して最初に配属されたのは、お客様の要望する加工ワークを形にするテストカットのチームだった。ここで加工技術とプログラミングを学んだ経験は、今でも自分の大切な土台になっている。当時の上司であり、日工会とも縁の深い木越から、「今度、とあるお客様と大きなプロジェクトが始まるから、あんたやってみな」と声を



ATC型複合加工機「MX-100」での
膝関節インプラントの加工

掛けられた。担当するのが新人の私であることを考えると、相当な無茶振りの一つであったと思う。多くの人に支えられながら何とかやり遂げたが、その時にお客様から言われた言葉が今も忘れられない。「これから二千社はお客様を訪問しなさい。」

全世界の多くのお客様の現場に訪問させていただく中で、お客様から教わることは大変多い。ある時、リヨンからパリへ向かう電車の中で、約2時間にわたってお客様から厳しいお叱りを受けたことがある。私と開発チームが決めた新製品の軸構成について、「まったく理解できない」と怒りをぶつけられたのだ。当時はまだ二十代。その言葉は深く胸に突き刺さった。しかもパリに着いてからは、「夕食の席でも話そう」と言われ、このままではさらに二時間お叱りを受けることになると思った。何とかできないかと日本の技術者へ連絡を取り、前業が運ばれてくるまでに考えられる限りの改善案をまとめて提案した。すぐに納得していただけたわけではない。それでも議論を重ねた結果、その後、そのお客様は新製品を十台導入してくださった。

思えば私は多くの人との出会いの中で学び、今まさに皆で取り組んでいるチームで



EMO HANNOVER 2025で全日程を終えた後の集合写真

の開発・営業・生産、そして会社経営の仕組みを磨いてきたのだと思う。名誉会長や当時の役員の皆さんは、厳しいけど暖かい目で私や私達の新しいチームを育ててくれた。一緒に役員として事業を進めてきたが、「あんたに全部置いていくから」と常に将来を考えて協力してくれた。私が社長に就任した際に、現名誉会長は「自分と一緒に新しいチームにたすきを渡してくれ」と言い、役員の全員が新しい体制に入れ替わることになった。今の私達があるのは、こうした先人の皆様、お客様、そしてパートナー企業の皆様のおかげである。この随想を読んでくださっている方の中にも、長年お世話になった方が数多くいらっしゃると思う。改めて心より感謝申し上げたい。

私達の目的は現場の負担を削ること。機械や加工の仕事には、大きな価値がある。そして何より面白い仕事だ。しかし、どんな現場にも負担は多く存在する。負担に追

われ続ければ、本来この仕事を持つ面白さや創造する喜びは、いつしか見えなくなってしまう。だからこそ、私達は材料を削る機械で、現場の負担を削りたい。現場の負担を削るためには、シンプルにその負担をよく理解しなければならない。これは私や開発チームだけでは出来ることではない。皆でアンテナを張り、部門を超えて知恵を持ち寄り、実現方法を考えねばいけない。これからは1人や少数ではなく、皆で考えチームで意思決定することが求められる。自分達の考えたことが図面になり、モノになり、お客様がご満足いただく瞬間は大きな達成感を感じる。これがこの仕事の醍醐味であると思う。こうした面白さをより多くの人に味わってほしい。私達は全員がこの目的に向かって、チームで協力して考えて、世界中で現場の負担をどんどん削る姿を目指している。

日本工作機械販売協会・理事
小林 正幸
(三立興産株式会社・取締役社長)

日工会機関誌の掲載依頼が有り、いつの時代へ遡ろうかと考えました。その中で、いつか走馬灯のように思い出されるシーンであろう出来事を今回寄稿させていただきます。

私の入社は1990年の4月で名古屋に入社。その年にバブル崩壊が始まり日本が経済危機に陥り、失われた10年が始まったころ。大変な時代に入社したものだと思いましたが、好景気を知らない私にとっては当時の環境は普通であったと感じています。先輩たちはかなり苦労していましたが。

入社間もないヒヨッコの私はカタログ整理から始まり、電話の応対、資料作成のサポートなどを業務としていました。当時の営業活動はカタログを持参しメーカーと機械仕様の優位性をPR、ユーザーの条件に合えば見積をする算段です。勿論カタログ販売が主流で、ユーザーとメーカーの仕様をクリアするため、機械仕様を熟知しプラスアルファの情報を載せ興味を引くことが必要でした。私のカタログ整理は、その当時の同期と比べると、なかなかの腕前で、先輩から「〇〇の機械を探しているのだけど良いメーカーある？」とか、「このメーカーのこの型番のカタログはどこに有る？」等々の問いに即応し、その上でカタログに少しの情報を付け加えながら先輩に渡していました。この時期に覚えたことは後の活動に大きく役立ったと感じています。カタログ棚の管理者になったと思っています。

た事が、より一層、收集整理に励み、皆に紹介し、いつしか誇りに思っていたことを思い出します。

当時は地図を片手に営業廻りをしていた時代で、いまの様に高速道路は普及しておらず、経費を考慮すると、ひたすらローカルロードを走ることとなります。

スマートホンはまだ先で、ショルダーホンが有りましたが普及には至らず。ポケベルは、先輩に倣って私は使用せず。当時は出掛けたら連絡が取れなくなる状況でしたが、会社との連絡は顧客に訪問した折に『会社から連絡が有ったぞ』と声をかけて頂き連絡する事となります。私は県外出身ですので地図を頼りに訪問活動するしかなく、見やすい地図を買ってはきましたが、詳細番地まで入った高額な地図では無いので、手探りで現場を回る事となります。まずは町名から向かう先を決め、近くまで車を走らせ、次は電信柱を確認し、地名と番地が書かれているのをヒントにターゲットを探す。方角認識と勘が必要で、なかなか根気のいる仕事であり、その上に暑い夏はとんでもなく体力を消耗します。地図を見るのが得意な方だったのでまだマシだったのかもしれませんが。

一日5件のユーザー訪問を目指して営業活動を行っていた時代がありました。その中でも展示会情報は格好の訪問件数を増やすチャンスで、共同出展したメーカー様とのリ

ストを丹念に回り、住所を基に方向を定め効率よく回るよう予定を組むのです。

『地図を片手にニシエヒガシエ！』

これは意外にも楽しかったし、軽い探検気分でした。

新規ユーザーがターゲットとなるため、どのユーザーも食いつくようなカタログをカバンに詰め込んでの出発。ここで先輩に教えて頂いたことは『コバヤシ、良い会社を探すには、工場に有る切り屑置き場を見る事だ。忙しいところは錆びてない切子が捨ててあるぞ』。それは、機械を買ってくれるチャンスが有る会社だと教えられました。これは意外にも当たっていて、錆びている切り屑が有るところは覇気がないし雑草も生えっぱなし。良く注視しながら回ったものです。

まずはドアノブを回して飛び込みをするのは一番緊張するところで、相手が般若の面のような方だと逃げ出したくなるし、的を得ていない人だとそれもそれで困る。しかし、その場をこなす策を先輩から教わっていました。『どうせ会社との取引が無いユーザーなのだから、追い返されても、失敗しても、誰も文句言わないぞ』と。その言葉は鬼に金棒で、現場で開き直れるようになります。

ノブを開け、まずは挨拶だ！そして紳士の振る舞いだ！最後に笑顔だ！

こんなことを幾度となくしていましたが、実際、これだけで新規開拓をしていたような気がします。

展示会が絡んでいたこともあり、ほとんどのユーザーは話を聞き入れてくれるし、受付

の方が居れば代わりの方を紹介してくれてやり易い。担当者が不在であればカタログと名刺を置いて行き皆さんに回覧してもらうよう依頼する。また、後日訪問し状況を聞きながら新たなカタログを置いていく。

まさに情報量の少ない時代だったからこそ、生きた営業だったような気がする。

明けても暮れても懲りずにせっせと廻る。そして、いつしか実績のできるユーザーは愛着が湧くし、共に成長していければと思った時代だった。

しかし毎日5件は廻れない。会議があつたりイベントがあり、全ての時間を営業に割けないからだ。時には1日に10件近く回らなければならない日が来る。自分で決めた目標だから必死だ。

仕事を終わった後は先輩に連れられて飲みに行くのもしばしば。『手羽先』、『串カツ』をメインに、ときには焼肉。これが一番の楽しみで、36年経ったいまでも良く覚えている。

昔ながらの泥臭い営業は、一見すると効率化が進む現代に合わないと思いますが、情報があふれる今だからこそ、自らが動き前向きな行動が何より必要だと感じます。現代はPDCAサイクルによる緻密な戦略が主流ですが、どんなに優れた計画も実行力がなければ形になりません。時代がどう移り変わろうと最前線に立つ営業の役割は不可欠です。自分たちのスタイルを信じ、行動力で時代を切り拓いていきましょう。



夏の甲子園で感じる「今この瞬間」

ブルーム・ノボテスト株式会社 朝尾 信之

私の趣味は、高校野球観戦です。その始まりは、高校時代に友人に誘われて訪れた近江高校の試合にあります。初めてアルプススタンドから試合を観たとき、まず目を奪われたのは、完璧に整備されたグラウンドの美しさでした。甲子園の土は均一に整えられ、ラインは寸分の狂いもなく引かれています。その背景には阪神園芸による徹底した整備があることを後から知りましたが、舞台を整える側のプロフェッショナリズムがあってこそ、その一瞬が成り立っているのだと感じました。今でも毎年通路を抜けてスタンドに出る瞬間が一番ワクワクします。

そして、その舞台の上には照りつける夏の日差しの中で繰り広げられる真剣勝負が

あり、それを心から応援する仲間たちがいます。プラスバンドの力強い演奏と観客の声援が一体となる光景を目の当たりにした当時の私は、「この舞台でプレーすること」の特別さに圧倒されました。

約4,000校、12万人を超える高校球児たちの頂点を決める場所。その一球、一打、一瞬に懸ける想いが、なぜこれほどまでに人の心を惹きつけるのか。その答えを私は、初めてのアルプススタンドで知ったように思います。

私がプロ野球ではなく高校野球に惹かれ続ける理由は、「負けたら終わり」のトーナメントだからでしょう。やり直しのきかない真剣勝負の中で、高校生たちは限られた時間を仲間とともに過ごし、全力で戦いま

す。その純粹さこそが、高校野球の最大の魅力だと思っています。

今でも心に残っている高校球児のインタビューがあります。試合に敗れ、涙を流す二年生の選手に対して、インタビュアーが「悔しいですか」と尋ねました。当然、「悔しいです」という言葉が返ってくると思っていました。しかし、その選手の答えは違いました。

「これで三年生と一緒に野球をするのが最後になるのが寂しいです」

その言葉を聞いた瞬間、私は高校野球の本質の一つを知った気がしました。高校野球は勝敗を競うスポーツですが、それ以上に仲間と過ごす時間そのものに価値があるのだと思います。毎日の練習や試合、喜びも悔しさも共有してきた時間は、結果だけでは測れない財産です。

それ以来私は、「どうかこの子たちの野球が一日でも長く続きますように」と願いながら観戦するようになりました。

もうひとつ、印象に残っている出来事の一つが、2023年の夏の甲子園での出来事です。突然スコールのような激しい雨が降り試合が中断しました。私は内野席だったので雨宿りの為に屋根のあるところに避難していたのですがその時突然、三塁側チームのプラスバンドが大雨のアルプススタンドで演奏を始めました。最初は静かだった観客席も徐々に手拍子で応え、やがて球場全体が一つのリズムに包まれました。遠目に見えた生徒たちの表情は驚くほど楽しそうで、「どんな状況であっても前向きな選択肢はある」ということを教えられた気がしました。

高校野球を観ていると、自然と自分の仕事や生き方について考えさせられることがあります。仕事では、十分な材料が揃ってから決断できることの方が少なく、その判断が正解だったかどうかは計るすべはあり



甲子園に早朝入場



試合終了後の校歌斉唱



試合開始直前の内野席での一枚



甲子園球場の傍らにある素戔鳴（すさのお）神社

ません。時には仲間を失う辛さとも向き合
わなくてははいけません。それでも、その瞬
間において最善だと思える選択をし、前に
進み続けなければなりません。

甲子園で繰り広げられる一つ一つのプ
レーと、そこに込められた覚悟は、私に「今
この瞬間に全力を尽くすこと」の大切さを
思い出させてくれます。そして同時に、純
粋に誰かを応援できることの豊かさも教え
てくれます。

テレビで見れば、高校野球の一試合かも
しれません。しかし実際に球場へ足を運ぶ
と、その一球のために積み重ねてきた選手
たちの努力だけでなく、家族や指導者、仲
間たちの想い、そして最高の舞台を支える
多くの人々の準備や願いにも自然と思いが
至ります。そうした背景を感じながら観る
試合は、単なる勝敗を超えた特別な時間にな
ります。

そしてその場だけが持つ、「今その瞬間」
が発するエネルギーを受け取るために、こ
れからもずっとここへと足を運び続けるで
しょう。



日工会関連行事予定表

開催日	行事	場所
2026年		
10月 9 日（金）	第84回理事会	愛知・名古屋マリオット
10月10日（土）	日工会ゴルフ会（第377回）	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
10月15日（木）～ 10月16日（金）	第65回日工会野球大会	東京・大井スポーツセンター
10月26日（月）～ 10月31日（土）	JIMTOF 2026 第33回日本国際工作機械見本市	東京ビッグサイト
11月12日（木）～ 11月13日（金）	会員代表者懇談会	SMC(株) Japan Technical Center 量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所
11月26日（木）	第85回理事会	東京・ニューオータニ
11月27日（金）	日工会ゴルフ会（第378回）	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
2027年		
1 月 7 日（木）	2027年新年賀詞交歓会	東京・ニューオータニ
1 月21日（木）～ 1 月27日（水）	IMTEX 2027	インド・バンガロール
3 月18日（木）	第86回理事会	京都・グランヴィア
3 月19日（金）	日工会ゴルフ会（第379回）	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
5 月14日（金）	第87回理事会	愛知・名古屋マリオット
5 月15日（土）	日工会ゴルフ会（第380回）	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
6 月 4 日（金）	第18回定時総会・第88回理事会	東京・ニューオータニ
6 月 5 日（土）	日工会ゴルフ会（第381回）	静岡・ファイブハンドレッドクラブ
7 月22日（木）	第89回理事会	京都・グランヴィア
7 月23日（金）	日工会ゴルフ会（第382回）	滋賀・琵琶湖カントリー倶楽部
9 月17日（金）	第90回理事会	愛知・名古屋マリオット
9 月18日（土）	日工会ゴルフ会（第383回）	愛知・中京ゴルフ倶楽部 石野コース
11月18日（木）	第91回理事会	東京・ニューオータニ
11月19日（金）	日工会ゴルフ会（第384回）	静岡・ファイブハンドレッドクラブ

経過措置等の見直しについて(消費税) (令和8年度税制改正④)

朝日税理士法人

1. はじめに

本稿では、令和8年度税制改正のうち、免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直し及び小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)の見直しについてとり上げます。

2. 制度の概要等

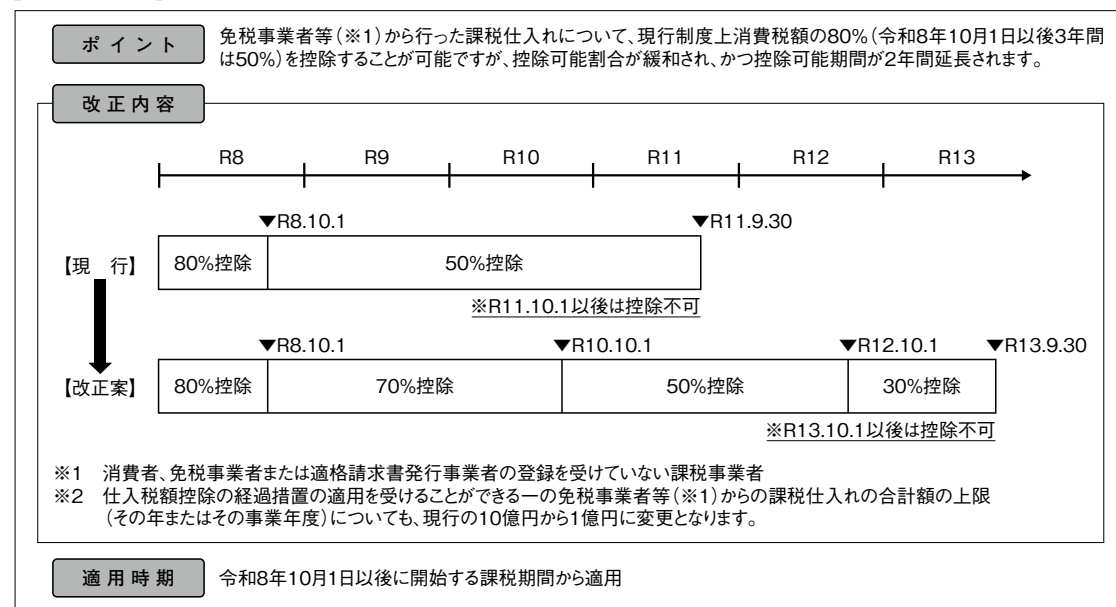
免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置の見直しについては、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れについて、その一定割合の税額控除

を受けられる経過措置の適用期限が2年延長され、また控除可能割合が見直されました。

次に小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例)の見直しについてですが、適格請求書発行事業者である小規模個人事業主については、現行の2割特例終了後、新たに3割特例を選択できるようになります。

こちらの制度は、小規模個人事業主の事務負担及び税負担軽減のため、売上げの消費税額に3割を乗じた額を納付税額とすることが

【改正内容①】



【改正内容②】



3. 実務上の留意点

経過措置の見直しについては、令和8年10月1日以降の取引から控除割合が7割へ引き下げられるため、10月1日前後の取引について、適用する割合を誤らないよう注意する必

要があります。具体的には、課税仕入れの時期(役務提供ならその全てが完了した日、資産の譲受けなら引渡し日)の正確な把握が必要となります。

コラム：実務家のひとこと

(通勤手当の非課税限度額に含まれる駐車場代について)

令和8年度税制改正において、給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が改正されました。それにより、一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合、通勤距離の区分に応じた非課税限度額に1ヵ月当たりのその駐車場等の料金相当額(上限5,000円)が加算されることとなりました。

上記改正における留意点を三点紹介します。一つ目は、対象となる駐車場の要件ですが、勤務する場所の周辺またはその人が通勤のために利用する交通機関の駅等の周辺にある駐車場である必要があるため、自宅付近の駐車場は対象外となります。二つ目は、通勤のために使用するものであれば、バイクや自転車の駐輪場も「駐車場等」に含まれる点です。三つ目は、通勤距離が片道2km未満である人は対象外となる点です。上記の留意点も加味しながら、源泉徴収税額の計算を適切に行うことが実務上肝要です。

標準戦略対応審査(試行)について

特許庁はこれまで、「2013年度までに審査順番待ち期間（FA期間）を11カ月とする」及び「2023年度までに特許の「権利化までの期間」（STP）とFA期間をそれぞれ平均14カ月以内、平均10カ月以内とする」という特許審査の迅速性に関する政府目標を達成してきました。これらの目標を達成した後の2024年度以降も、特許審査の迅速性を堅持することで、企業のグローバルな事業展開を支援し、イノベーションの促進に寄与しています。

さらに、研究開発成果としての知財を適切にマネタイズして「稼ぐ力」とし、市場獲得と市場拡大の両立へとつなげるためには、研究開発と秘匿化・権利化（特許等）・標準化等を組み合わせることで、標準化と知財の一体的な活用を適切に進めることが有効です。また、標準化を進めることは、

市場を創出するだけでなく、社会・消費者の安全や利便性の向上につながるものです。

そこで、特許庁は、出願人自身または発明者の属する企業等が標準化活動（規格の制定・普及に向けた活動）を行っている技術に関する特許出願について、標準開発の進捗に合わせた柔軟な特許審査を可能とすべく、出願人の希望するタイミング（審査請求から最大24カ月後）に審査を行う標準戦略対応審査の試行を開始します。

なお、標準戦略対応審査は、利用状況を見極めつつ、ユーザーの意見も踏まえて柔軟に見直しを行います。

1. 標準戦略対応審査のコンセプト

○出願人自身または発明者の属する企業等が標準化活動（規格の制定・普及に向け

た活動）を行っている技術に関する特許出願について、出願人の希望するタイミング（審査請求から最大24カ月後）に着手します。

○出願人が審査官へ、標準戦略における標

準対象技術の位置づけ、標準と出願の関係、各出願の技術説明等を行うことで、審査官は、標準の内容及び標準における特許出願の位置づけ等を把握した上で、審査を行います。

2. 標準戦略対応審査の概略フロー

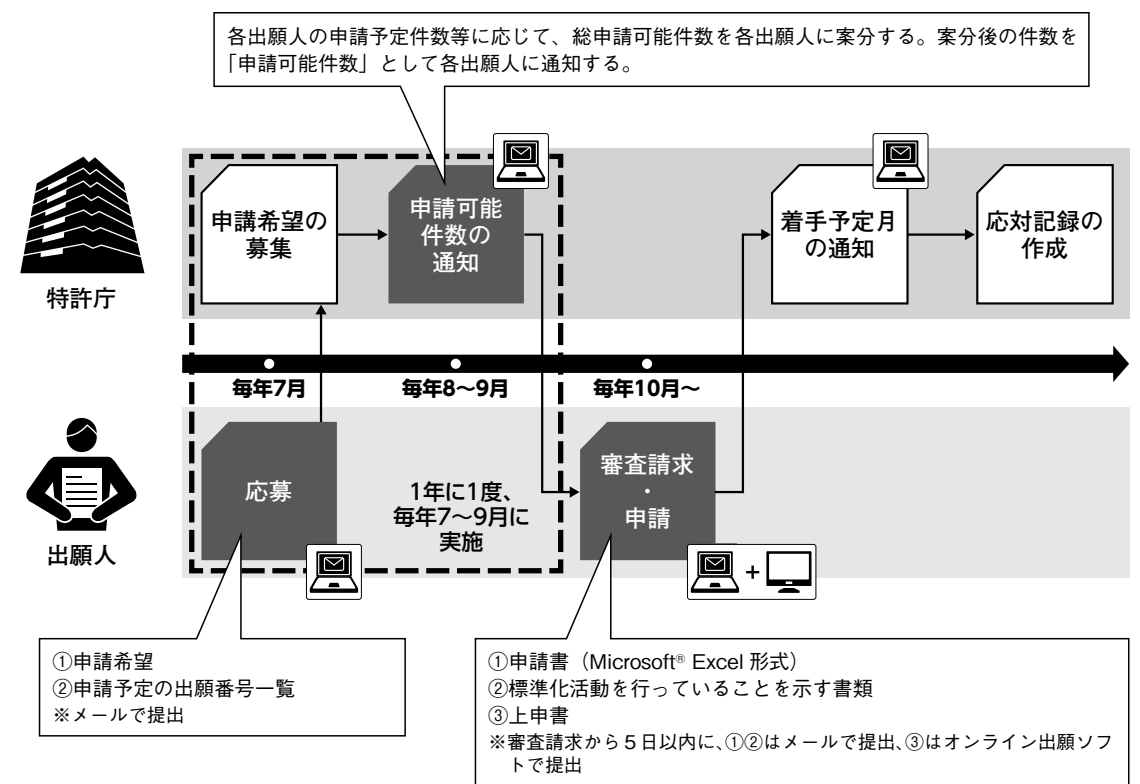


図2 標準戦略対応審査の概略フロー（1）申請

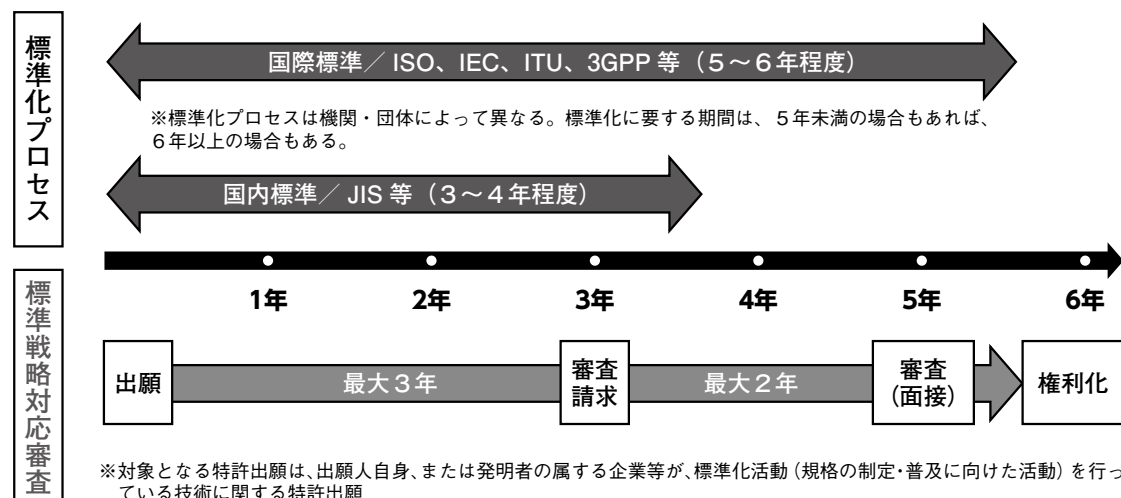


図1 標準戦略対応審査の概要

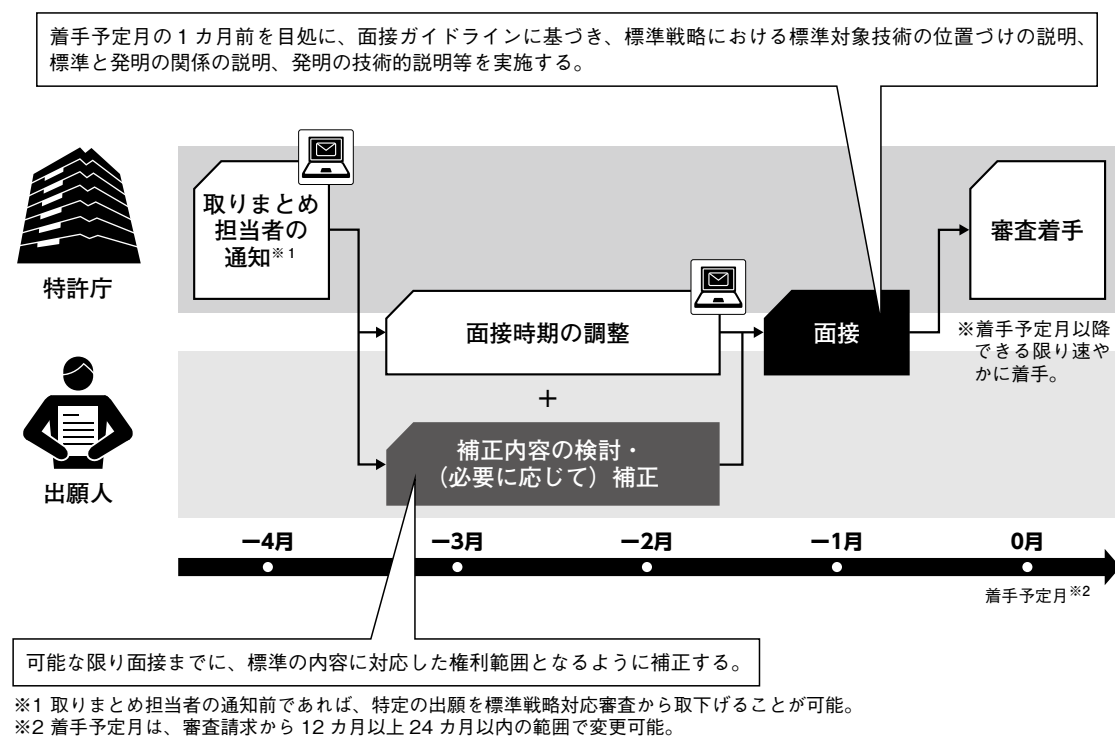


図3 標準戦略対応審査の概略フロー (2) 審査

3. 標準戦略対応審査を申請するための事前手続

標準戦略対応審査の申請を希望する出願人は、事前手続として、申請希望者の募集に応募する必要があります。

毎年7月に、その年の10月1日から翌年の9月30日までの1年間に標準戦略対応審査の申請を希望する出願人の応募を受付けます（例えば、令和8年7月の募集では、令和8年10月1日～令和9年9月30日までの1年間で標準戦略対応審査の申請を希望する出願人の応募を受付けます。）。応募に当たっては、当該1年間に申請を予定する出願番号のリストを提出します。

応募方法の詳細は毎年6月中旬頃に本

ホームページで公表する予定です。当該1年間に申請を希望する出願人は、本ホームページを確認の上、必ず応募をしてください。応募をしなかった出願人は、当該1年間に標準戦略対応審査の申請ができません。

令和8年10月1日から令和9年9月30日までの1年間の申請希望者の応募について

- ・応募期間：令和8年7月1日（水曜日）～令和8年7月31日（金曜日）
- ・応募方法：応募申込書（エクセル：33KB）（<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/document/hyojun-senryaku-taiou-sinsa/oubo.xlsx>）をダウンロードし、必要事項を記入した

応募申込書をメールに添付して、下記までご提出ください。提出の際は、メールの件名を「【標準戦略対応審査】応募申込書の提出」とし、応募申込書のファイル名を「【標準戦略対応審査】応募申込書_出願人名_応募申込日」（例：【標準戦略対応審査】応募申込書_パテント株式会社_20260701）としてください。

- ・特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
- ・メール：PA2160@jpo.go.jp

応募申込書には、以下の3点を記載する必要があります。

1. 出願人名
2. 応募者の情報（氏名、所属、電話番号、メールアドレス）
3. 令和8年10月1日から令和9年9月30日までの1年間に、審査請求及び標準戦略対応審査の申請を予定している出願番号（特許出願番号または国内移行前の国際出願番号）のリスト

応募の締め切り後、特許庁から応募者へ、テーマ（技術範囲）ごとに、当該1年間における標準戦略対応審査の申請可能件数を通知します。

4. 標準戦略対応審査の申請

標準戦略対応審査の対象となる特許出願は、以下の要件をいずれも満たす特許出願です。

- ・出願人自身または発明者の属する企業等が、

標準化活動（規格の制定・普及に向けた活動）を行っている技術に関する特許出願

- ・3. の事前手続の際に提出した出願番号のリストに記載されている特許出願（出願番号のリストに国際出願番号を記載した場合には、当該国際出願を日本国特許庁に対して国内移行した特許出願）

また、標準戦略対応審査の申請をできる者は、3. の事前手続を行い、申請可能件数の通知を受領した出願人となります。

標準戦略対応審査を申請する場合、出願人は、対象となる出願の審査請求日から起算して5開庁日以内に、以下の（1）及び（2）の両方の手続を行ってください。5開庁日以内に両方の手続がなされておらず、一方の手続のみがなされている場合には、標準戦略対応審査の対象となりません。なお、標準戦略対応審査の申請に際しては、特許庁への手続に係る手数料は不要です。

- （1）標準戦略対応審査の申請書の作成・提出
申請書（エクセル：66KB）（<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/document/hyojun-senryaku-taiou-sinsa/shinsei.xlsx>）をダウンロードし、申請書の作成要領に従って、標準戦略対応審査の申請に必要な情報を申請書に記載してください。申請書には、以下の5点を記載する必要があります。

1. 出願人名
2. 標準戦略対応審査の対象とすることを希望する特許出願の出願番号
3. 審査の着手希望時期
4. 標準の説明（標準を開発する機関・

団体等の名称、標準開発のタイミング（見込み）、開発される標準がどのようなものであるか）

5. 出願人側担当者の情報（氏名、所属、電話番号、メールアドレス）

申請書には、1つの特許出願のみを記載できるほか、標準に関連する複数の特許出願をまとめて記載することもできます。ただし、当該1年間に申請を行った特許出願の件数の累計が、3. で通知した申請可能件数を超えないようにご注意ください。

出願人は、「申請書」と、「申請書に記載した特許出願に関する技術について標準化活動を行っていることを示す書類」をメールに添付して下記まで提出してください。提出の際は、メールの件名を「【標準戦略対応審査】申請書の提出」とし、申請書のファイル名を「【標準戦略対応審査】申請書_出願人名_申請日」（例：【標準戦略対応審査】申請書_パテント株式会社_20261001）としてください。

- ・特許庁 審査第一部 調整課 企画調査班
- ・メール：PA2160@jpo.go.jp

(2) 上申書の作成・提出

出願人は、(1) の申請書に記載した全ての特許出願について、特許出願ごとに、標準戦略対応審査の申請をする旨の上申書を提出してください。上申書には、以下の3点を記載してください。

1. 出願人自身または発明者の属する企業等が標準化活動を行っている機関・団体の名称

2. 審査の着手希望時期

3. 標準戦略対応審査の対象とすることを希望する旨

上申書の【上申の内容】欄の記載例は、下記のとおりです。

【上申の内容】

本願は、出願人自身または発明者の属する企業等が、「●●（標準化に係る会議・会合等を主催している機関・団体の名称または標準の開発に関与している機関・団体の名称）」で標準化活動を行っている技術に関する特許出願であるので、標準戦略対応審査の対象として、令和○年○月（審査請求から12カ月以上24カ月以内のいずれかの年月）の審査着手を希望します。

5. 標準戦略対応審査の進め方

申請された特許出願を標準戦略対応審査の対象とする場合、審査の着手予定月（原則、審査の着手希望時期と同一となります。）がメールで通知されるとともに対応記録が作成されます。

また、標準戦略対応審査を担当する審査官は、面接ガイドラインに基づき、原則として、標準戦略対応審査の対象となった全ての出願（ただし、標準戦略対応審査の対象から取下げた出願を除く。）について面接を行います。

(1) 特許庁側取りまとめ担当者の通知

着手予定月の4カ月前に、出願人側担当者へ、特許庁側の取りまとめ担当者の情報

をメールで通知します。

(2) 面接

出願人側担当者は、特許庁側取りまとめ担当者とスケジュール調整を行い、着手予定月の1カ月前を目安に面接を実施します。出願人は、必要に応じて、可能な限り面接までに、標準の内容に対応した権利範囲となるように請求項を補正してください。面接には出願人（出願人本人や、責任ある応対をなし得る知的財産部員等）が出席し、標準戦略における標準対象技術の位置づけの説明、標準と出願の関係の説明、各出願の技術説明等を行ってください。

(3) 審査着手

標準戦略対応審査を担当する審査官は、通知した着手予定月以降できる限り速やかに審査着手をします。

その他、標準戦略対応審査の詳細については、以下を参照してください。

標準戦略対応審査ガイドライン（PDF: 450KB）（<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/document/hyojun-senryaku-taiou-sinsa/guideline.pdf>）

[更新日 2026年6月18日]

お問い合わせ

特許庁審査第一部調整課 企画調査班

(*) 出典：『標準戦略対応審査（試行）について』（<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/hyojun-senryaku-taiou-sinsa.html>）を加工して作成



欧州技術主権パッケージの概要

日本工作機械工業会 欧州代表 戸矢 通義

はじめに

欧州委員会は2026年6月3日、半導体やAI、クラウド、オープンソースの分野における欧州の能力強化と、デジタル分野の自律性とレジリエンスの強化を目指し、複数の法案と戦略から成る包括的な政策「欧州技術主権パッケージ (European Technological Sovereignty Package)」を発表した [1] [2]。パッケージには以下の法案と戦略が含まれており、これまでにEUが技術主権を確立するために進めてきた取り組みを土台とし、世界に対して開かれた姿勢を維持しつつ、技術主権の実現に向けた次なる一歩と位置付けている。

- ①欧州半導体法2.0 (Chips Act 2.0) …欧州のAI構想を支える半導体基盤の確保
- ②クラウド・AI開発法 (CADA) …欧州独自のクラウド及びAI能力の構築
- ③オープンソース戦略…オープンソースを通じたデジタル自律性の強化
- ④エネルギー分野におけるデジタル化とAIのための戦略ロードマップ…持続可能なデジタル化の確保と欧州のエネルギーシステムのデジタル化

EUは技術主権の確立に向け、整合性ある枠組みの政策的・規制的基盤を形成すべく、2025年から以下のような取り組みを進めてきた。

- ・競争力コンパス (2025年1月)¹:イノベーション・ギャップの解消、経済脱炭素化、及び戦略的な依存度の低減を、EUの競争力強化に向けた変革の不可欠な要素として特定
- ・デジタル・ディケイド政策プログラム (2025

年1月)²: 欧州におけるデジタルトランスフォーメーションの改革と投資を推進するための戦略的指針とモニタリングの仕組み

- ・手頃な価格のエネルギーに関するアクションプラン (2025年2月)³: 企業を含むすべての消費者に対し、競争力、手頃な価格、安定供給、持続可能性を確保するための具体的な措置

- ・AI大陸アクションプラン (2025年4月)⁴

及びAI活用戦略 (2025年10月)⁵: 研究、インフラ、人材への投資に加え、標準やガバナンスに関する取り組みを調整することで、信頼性が高く革新的なAIセクターにおける世界的リーダーとしての地位を確立し、真の「AI大陸」へと歩み出すための道筋

- ・国際デジタル戦略 (2025年6月)⁶: パートナーや同盟国のデジタル移行を連携して支援しつつ、EUの技術競争力とイノベーション能力を向上する戦略
- ・EUの経済安全保障強化に関する共同コミュニケーション (2025年12月)⁷: EUの経済安全保障上の利益を積極的に推進し、リスクへの直面を低減するとともに、デリスクングの目標が損なわれるのを防ぐための、統合的で全政府で取り組むための枠組みとツールボックスを提示

長年にわたる規制面での主導的役割や継続的な投資にもかかわらず、EUは依然として、デジタル製品やインフラ、知的財産の8割以上を域外に構造的に依存している。EU27カ国のクラウドサービス市場は世界3位の規模にあるが、SAPとドイツテレコムを筆頭とする欧州プロバイダーのシェアは15%にとどまり、大半は米国のプロバイダー

によって提供されている⁸。地政学的な対立によってサプライチェーンが「武器化」される傾向が強まる中、重要セクターにおける過度な外部依存がEUの深刻な脆弱性であることが明らかになっている。さらに、AIの普及による演算能力への需要急拡大がこの脆弱性を悪化させている。急速な技術進歩と世界的な競争激化に加えて、このような地政学リスクも高まる中において、イノベーションの遅れを放置すれば、欧州の産業・技術基盤は構造的に崩壊しかねない。こうした危機感から、EUはこれまでの受動的なリスク軽減からの脱却を図っている。重要技術での優位性を保ち、新たな依存リスクを回避するため、技術主権に基づいた「積極的かつ先取りの」なアプローチへと舵を切っていると言えよう。本稿では、「欧州技術主権パッケージ」の全体概要を2つの法案を中心に整理することとする。

1. 欧州半導体法2.0 (Chips Act 2.0)

1-1. 欧州半導体法2.0制定の背景

欧州半導体法2.0 [3] は、2023年9月に施行された欧州半導体法 (Chips Act) ⁹を再制定、強化するものである。現行の欧州半導体法は、3つの柱 (Pillar) を中心に構成さ

¹ Competitiveness Compass
https://commission.europa.eu/topics/competitiveness/competitiveness-compass_en

² Digital Decade Policy Programme
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/digital-decade-policy-programme>

³ Affordable Energy Action Plan
https://energy.ec.europa.eu/strategy/affordable-energy_en

⁴ AI Continent Action Plan
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/ai-continent-action-planhttps://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52025DC0165>

⁵ Apply AI Strategy
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/apply-ai>

⁶ Joint Communication on an International Digital Strategy for the EU
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/eu-sets-out-its-international-digital-strategy>

⁷ JOINT COMMUNICATION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL Strengthening EU economic security
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_2889

⁸ 米国Amazon、Microsoft、Googleの3社がEU市場の70%を占める。(2025年上半期)
<https://www.srgresearch.com/articles/european-cloud-providers-local-market-share-now-holds-steady-at-15>

れている。 ・ Pillar 1 :「欧州半導体イニシアチブ (Chips for Europe Initiative)」 研究開発 (ラボ) と製造 (ファブ) の間のギャップを埋めることを目的とし、EUの半導体バリューチェーン全体にわたり大規模な技術的能力の構築を図るとともに、研究・イノベーション活動を支援する。同イニシアチブは、ホライズン・ヨーロッパとデジタル・ヨーロッパのプログラムの下、2023年9月に設立された「半導体共同事業体 (Chips Joint Undertaking)」によって実施されている¹⁰。同事業体は、企業や研究者が、量産前に産業規模に近い環境で新しい半導体設計、装置、製造プロセスを試験できる共同施設である先端パイロットラインの構築を担う。5つのパイロットラインは、超低消費電力半導体 (FAMES)¹¹、2 nm世代以降のシステム・オン・チップ (NanoIC)¹²、高度なパッケージング	技術 (APECS-PL)¹³、パワーエレクトロニクス及び高周波エレクトロニクス向けワイドバンドギャップ半導体 (WBG Pilot Line)¹⁴、及び先端フォトリソ集積回路技術 (PIX Europe)¹⁵をカバーしている。これらに対する投資総額は、EUと参加国の拠出を合わせて37億ユーロに上る。同事業体はまた、同イニシアチブの下、EU半導体設計プラットフォーム (EuroCPD : EU Chips Design Platform)¹⁶を構築している。EuroCPDは、ベルギーの研究機関imecを中心とするコンソーシアムによって運営され、本来は非常に高額な電子設計自動化 (EDA) ツールやIP (設計資産) など半導体設計に必要な高度な開発環境を、スタートアップや中小企業でも利用しやすい価格・環境でクラウド経由で提供する。EuroCPDは技術者のスキルアップのためのトレーニング、インキュベーション、アクセラレータープログラムも提供する。	・ Pillar 2 : 投資誘致や生産能力の強化を通じてEUの供給の安定性とレジリエンスを高めるプロジェクトの促進 欧州委員会の認定を受けた事業者に簡素化手続きの適用とパイロットラインへの優先的なアクセスなどの特典を与える2つのEU認定ステータス、「統合生産施設 (IPF)」と「オープンEUファウンドリ (OEF)」を規定している。これらのステータスを取得するには、当該施設が製造プロセスや最終製品に関して域内市場に革新的な要素をもたらす「初の試みとなる (FOAK : First-of-a-Kind) 施設」であると認められる必要がある。欧州委員会はこれまでに13件のFOAK施設に対する国家補助を認めており (投資総額は官民合わせ320億ユーロ超)、このうち、2026年3月までに5つの半導体プロジェクトがIPFまたはOEFのステータスを付与されている¹⁷。 ・ Pillar 3 : モニタリングと危機対応 供給不足の影響をより適切に予測・緩和するための、加盟国と欧州委員会との間の調整メカニズムを定めている。これには、モニタリングの仕組みや、危機発生時に発動可能な一連の措置 (ツールボックス) を備えた危機対応メカニズムが含まれる。加	盟国の代表者で構成される欧州半導体委員会 (ESB : European Semiconductor Board)¹⁸が、欧州委員会に対し、半導体法の実施に関する助言を行うとともに、加盟国と欧州委員会との間の調整メカニズムとして機能し、EUの半導体バリューチェーンの把握・監視を行うほか、緊急措置によって半導体危機を予防し対応する役割を担っている。欧州委員会が議長を務め、欧州議会はオブザーバーの地位を有している。 半導体法はもともと2026年の評価・見直しが制度上予定されていたが、2025年に入ると、加盟国や産業界から現行制度を強化した次期半導体法を求める動きが出た。EUの予算監査や政策プログラムの成果評価を行う欧州会計検査院 (ECA : European Court of Auditors) は、2025年4月にEUのマイクロチップ戦略に関する特別報告書 [4] を発表した。半導体法が (COVID後の半導体不足という緊急事態への対応を急ぐ中で) 影響評価を経ずに策定され、過去の政策の失敗の分析や実現可能な投資・目標設定を欠いていると指摘し、EUが掲げる2030年の目標の達成は非現実的であり¹⁹、危機対応の仕組みも未稼働であると警告した。EUは2021年のデジタル化戦略「2030デジタルコ
---	---	--	--

⁹ Regulation (EU) 2023/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 September 2023 establishing a framework of measures for strengthening Europe’ s semiconductor ecosystem and amending Regulation (EU) 2021/694 (Chips Act)
<http://data.europa.eu/eli/reg/2023/1781/oj>

¹⁰ <https://www.chips-ju.europa.eu/Chips-for-Europe/>

¹¹ FD-SOI Pilot Line for Applications with embedded non-volatile Memories, RF, 3D Integration & PMIC, to ensure European Sovereignty
<https://www.chips-ju.europa.eu/Project-detail/?id=96b6afc8-761c-fl111-8341-7ced8d10ebdf>
<https://fames-pilot-line.eu/>

¹² NanoIC システム・オン・チップ (SoC) とはコンピューターや電子システムに必要な主要機能 (CPU、GPU、メモリ、入出力インターフェースなど) を1つの半導体チップ上にすべて統合した集積回路。
<https://www.chips-ju.europa.eu/Project-detail/?id=99b6afc8-761c-fl111-8341-7ced8d10ebdf>

¹³ APECS-PL (Advanced Packaging and Heterogeneous Integration for Electronic Components and Systems Pilot Line)
<https://www.chips-ju.europa.eu/Project-detail/?id=9ab6afc8-761c-fl111-8341-7ced8d10ebdf>

¹⁴ WBG Pilot Line ワイドバンドギャップは、従来のシリコン (Si) に比べて電子が移動するのに必要なエネルギー幅 (バンドギャップ) が広い次世代パワー半導体を指す。WBG Pilot Lineでは炭化ケイ素 (SiC)、窒化ガリウム (GaN)、酸化ガリウム (GaO)、窒化アルミニウム (AlN)、ダイヤモンドを材料とする技術进行研究する。
<https://www.chips-ju.europa.eu/Project-detail/?id=97b6afc8-761c-fl111-8341-7ced8d10ebdf>

¹⁵ PIX Europe
<https://www.chips-ju.europa.eu/Project-detail/?id=95b6afc8-761c-fl111-8341-7ced8d10ebdf>

¹⁶ <https://eurocdp.eu/>

¹⁷ IPFはST Microelectronics (伊)、Infineon (独)、arm Osram (奥) の3件、OEFは台湾TSMCとBosch/Infineon/NXPの合弁事業European Semiconductor Manufacturing Company (ESMC) (独)、Silicon Box (伊) の2件
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/open-eu-foundry-status-granted-innovative-chiplet-facility>

¹⁸ <https://ec.europa.eu/transparency/expert-groups-register/screen/expert-groups/consult?lang=en&groupID=3932>

¹⁹ EUのシェアは、欧州委員会が最近発表した報告書 [19] でも2025年実績は8.8%にとどまり (2021年8.6%)、2030年の予測は8.7%と成長が見込めない。金額ベースでは2025年の930億ユーロから2030年までに1,430億ユーロへと拡大するものの、域外国 (米・中・韓・台) での大型投資の増大でEUの世界シェアは拡大しないと予測されている。世界市場規模の2030年予測は1兆6,000億ユーロ超。

ンパス」²⁰で、2030までにサステナブルな先端半導体の欧州域内生産シェアを世界全体の20%以上（金額ベース）に拡大する（当時の約10%から倍増）目標を掲げている。

2025年3月には、オランダが主導する有志加盟国²¹の関係閣僚が「セミコン連合（Semicon Coalition）」を発足し、欧州の半導体産業の競争力と戦略的自律性の強化に向け、生産能力、研究開発、バリューチェーン、商業化、スタートアップ・スケールアップなどを包括的に強化する方向性が示された。直後には、欧州を拠点とする半導体デバイスメーカーや設計（ファブレス）企業の利益を代表する欧州半導体産業協会（ESIA）と、装置・材料メーカーから研究機関まで含めた半導体製造サプライチェーン全体を包括する業界団体SEMI Europeから、現行の半導体法を発展させた「Chips Act 2.0」を求める声が上がった [5]。9月には、セミコン連合に残るすべての加盟国が加わり、欧州委員会に対し、「野心的かつ将来を見据えた」半導体法へと強化を求める声明を発出した²² [6]。これに対しては75社・機関以上の半導体企業、研究機関、SEMI EuropeやESIA、欧州工作機械工業連盟（CECIMO）、欧州自動車工業会（ACEA）を含む主要業界団体が共同で支持を表明した [7] [8]。

こうした状況の中で、欧州委員会は予定されていた評価・見直しプロセスを2025年9月に本格化させ、パブリックコメントを通じて現行法の問題点と将来の改正案について意見を収集し、その評価と影響評価を踏まえて2026年6月に半導体法 2.0の草案を提案した。現在、9月10日を締切に、今回発表した草案に対するパブリックコメントを実施している [9]。

1－2. 欧州半導体法2.0の概要

半導体法2.0では、現行法の3つの柱を引き継ぎつつ発展させている。

- ・ Pillar I：EUの産業イノベーション能力を強化するのに必要な条件を整備し、需要喚起策を定める。
- ・ Pillar II：EUの半導体エコシステムの供給安全性とレジリエンスを促進する「初の試み（FOAK）」となる欧州半導体技術イニシアチブや戦略的プロジェクトを認定するための基準を定める。
- ・ Pillar III：現行の半導体法に基づき確立された、加盟国と欧州委員会との間の調整メカニズムを改善するための措置を定めている。

各章に定められる主な内容は以下の通りである。

(1) 一般規定（第Ⅰ章）

欧州半導体法2.0（規則）は、特に以下の措置を通じて、半導体エコシステムを強化し、かつEUレベルでの半導体供給の安全保障を脅かしうる依存関係に対処し、これを防止するための枠組みを確立することを目指す。

- (a) 「欧州半導体イニシアチブ2.0」…現行半導体法の下で確立された「欧州半導体イニシアチブ」の継続とさらなる発展
- (b) EU半導体エコシステムの不可欠性、レジリエンス、繁栄を促進する、初の試み（FOAK）となるイニシアチブや戦略的プロジェクトである欧州半導体技術イニシアチブを認定し、支援するための基準の設定
- (c) 現行半導体法の下で確立された、加盟国と欧州委員会との間の調整メカニズムの強化

(2) 欧州半導体イニシアチブ2.0（第Ⅱ章）

「欧州半導体イニシアチブ2.0」に投資を行うことにより、研究・技術開発の成果を、市場の需要に即し、具体的な用途から逆算された、安全かつエネルギー効率に優れた最高品質の半導体技術へと、より効果的に結びつけられるようにする。一般規定や目的は現行半導体法で確立されたイニシアチブと同様のものが盛り込まれている。「欧州半導体イニシアチブ2.0」は以下の7分野の活動から成り、最先端及び次世代の半導体技術に関し、EU全体での大規模な能力構築を支援することを目指す。各活動の技術的詳細は付則Iに記載されている。

- ①統合半導体技術のための設計能力
 - ②革新的な生産に向けた準備を行うためのパイロットラインと試験・実験施設
 - ③量子チップの開発を加速させるための高度な技術・エンジニアリング能力
 - ④半導体コンピテンス・センターのネットワーク及びスキル開発
 - ⑤フォトリソ集積回路技術のための高度な設計、試作、産業展開能力のEU全体での構築・強化
 - ⑥スタートアップ、スケールアップ企業、及び中小企業による資金調達を可能にする「半導体基金（Chips Fund）」の活動
 - ⑦グランドチャレンジ
- 同イニシアチブでは、以下のような新たな需要喚起策に重点を置いている。

・ グランドチャレンジ（Grand challenges）：EUの戦略的に重要で様々なエコシステムに影響を及ぼしうる技術的・産業的課題に取り組む、大規模で分野横断的な取り組みを支援する。例えば、画期的に大幅なエネルギー削減を実現する新しいコンピューティング技術の開発や、EU域内で設計（及び必要に応じて製造）されクラウドやAIの技術スタックの一部となるプロセッサやアクセラレーターの開発、フィジカルAI（物理空間で動作するAI）において幅広いアプリケーションとサービス、ヒューマノイドや産業用ロボットといった自律型システムを実現するための基盤技術の提供などが例示されている（付則I）。「2035年までに10社のユニコーン企業を含む100社のファブレス・スタートアップによる半導

²⁰ https://eur-lex.europa.eu/resource.html?uri=cellar:12e835e2-81af-11eb-9ac9-01aa75ed71a1.0001.02/DOC_1&format=PDF
²¹ オランダのほかオーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、ポーランド、スペインが参加。
²² 規制・行政手続きの簡素化、インセンティブ・プログラム、許認可プロセスの迅速化、送電網への接続、電力供給、安定した支援インフラ、人材の確保、そして重要原材料への確実なアクセスを実現する、野心的な半導体法2.0を策定するよう求めている。

体のテープアウト（製造用データ確定）の実現」といった市場目標もグランドチャレンジとなりうるとしている。

・需要アクセラレーター（Demand Accelerators）：半導体を利用する企業に必要な製品仕様を明確化してもらい、半導体メーカーと共通の技術ロードマップを策定するとともに、共同設計やパイロットプロジェクト、設計パートナーシップを促進する仕組みを導入する。

・需要フォーラム（Demand Forum）：半導体技術、特に欧州半導体技術イニシアチブ及び戦略的プロジェクト（後述）の技術や、統合生産施設（IPF）やオープンEUファウンドリ（OEF）として認定された施設の技術を紹介する需要フォーラムを設置する。

欧州半導体イニシアチブ2.0の実施は、主に、半導体共同事業体（Chips Joint Undertaking/ Chips JU）に委ねられる。需要アクセラレーターと需要フォーラムの実施は、現在のプロセッサ・半導体技術産業アライアンス（Industrial Alliance on Processors and Semiconductor Technologies）²³を引き継ぎ新設される半導体産業アライアンス（Industrial Alliance for Semiconductors）が担う。

また、付則IIIには、イニシアチブの実施状況を欧州委員会が監視し、目標達成に向けた進捗状況を報告するための測定可能な指標が設定されている。

(3) 供給と需要の安全保障（第三章）

セクション1は、欧州半導体技術イニシア

チブ（European Semiconductor Technology Initiatives）及び戦略的プロジェクト（Strategic Projects）の認定の枠組みや基準を規定している。認定されたイニシアチブとプロジェクトには、計画、建設、操業に関する許認可申請手続きのファストトラッキング（12カ月以内）、許認可手続きの窓口一元化などが提供される。

欧州半導体技術イニシアチブのステータスが認定されるには、◇実施者が域内企業であること、◇域外企業へのサプライチェーンの依存を低減し、かつEUの供給安全性を強化するような形でサプライチェーンを構築すること、◇EUの半導体エコシステムの不可欠性、レジリエンス、繁栄、及び供給の安全性に寄与する初のイニシアチブ（FOAK）であること、◇中長期的に見て、EU半導体バリューチェーンと最終市場に対し波及効果を伴う明確かつ肯定的な影響を及ぼすこと、◇第三国の公的サービス義務の域外適用を受けないこと、◇EU域内において継続的なイノベーション投資を行うこと、◇教育・技能訓練の開発・実施、有資格かつ熟練した労働力プールの拡大を通じて、EUの人材パイプラインを支援すること、などの基準・要件がある。

戦略的プロジェクトの認定基準は、◇当該プロジェクトがEUの共通利益となる目標に実質的に貢献してEUの付加価値を創出すること、◇クロスボーダーであること（第三国におけるプロジェクトも認定されう

る）、◇EUの半導体バリューチェーンの不可欠性、レジリエンス、及び繁栄の向上に寄与すること、◇欧州の技術的自律性及び技術的リーダーシップの大幅な向上に貢献すること、などがある。戦略的プロジェクトとして認定されうる技術分野は、◇欧州における先端半導体製造、◇EUの計算インフラ向けAIチップ及びシステム、◇自動運転用車載アプリケーションプロセッサ、◇欧州のメモリ製造拠点、◇最先端チップ設計、◇バリューチェーンの主要セグメントの強化、の6分野である（付則II）。

セクション2は、欧州の半導体技術イニシアチブ及び戦略的プロジェクトにかかる許認可手続きを迅速化するための規定を定めている。また、欧州半導体技術イニシアチブ及び戦略的プロジェクトに関する単一の許認可申請を行うための単一アクセスポータルとして、「欧州ビジネスウォレット（European Business Wallets）」を利用することについても記述している。

セクション3は、半導体バリューチェーンにおける地域の主導的な取り組みを促進するため、戦略的優先事項に合致した堅牢な半導体地域投資計画（Semiconductor Region Investment Plan）を策定している地域に対する認定「欧州半導体エクセレンス地域（European Semiconductor Region of Excellence）」を新たに設けている。投資計

画には、半導体製造の拡大、研究開発の連携、スキル開発、持続可能なインフラ整備などが含まれる。「欧州半導体エクセレンス地域」の認定ラベルによって、認定地域が半導体関連ビジネスにおいて高いポテンシャルを持つエコシステムを有していることを、国際的な投資家に示すことができる。

セクション4は、半導体サプライチェーンのレジリエンスを高めるため、重要インフラの公共調達及びリスクが高いと特定された特定セクターにおける措置に焦点を当てている。

・重要インフラ：NIS2指令²⁴の付則Iに指定される「極めて重要なセクター」と付則IIに指定される「その他の重要セクター」（表1参照）におけるインフラ、機器またはシステムの公共調達では、発注機関と契約主体が事業者に対し、契約対象となるインフラ、機器またはシステムに組み込まれる半導体の調達に関し、「供給の安全性に関する宣言書」の提出を求めることができる。宣言書には下記の情報を含むものとする。

- (a) 製品に組み込まれる半導体の供給に関わる企業の概要と国内企業の割合
- (b) 欧州半導体サプライチェーンの強化への入札の貢献によって示されるEUの付加価値（FOAKプロジェクトや戦略的プロジェクトをサプライヤーとして組み入れることなど）

²³ プロセッサと半導体関連分野のユーザー企業、業界団体、研究・技術機関120社・機関超が加盟する官民協働アライアンス。
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/alliance-processors-and-semiconductor-technologies>

²⁴ Directive (EU) 2022/2555 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 on measures for a high common level of cybersecurity across the Union, amending Regulation (EU) No 910/2014 and Directive (EU) 2018/1972, and repealing Directive (EU) 2016/1148 (NIS 2 Directive)
<http://data.europa.eu/eli/dir/2022/2555/oj>

表1 半導体の公共調達で安全保障措置が適用されうるセクター
出所：NIS2指令 [24] 及び欧州半導体法2.0（草案）[3]

「供給の安全性に関する宣言書」の提出が求められる重要インフラ		「リスクが高いセクター」に指定されうるセクター	
極めて重要なクター NIS2指令 付則I	重要セクター NIS2指令 付則II	重要セクター 半導体法2.0 付則V	半導体を使用する産業セクター 半導体法2.0 付則VI
• エネルギー • 輸送：航空、鉄道、水上、陸上 • 銀行 • 金融市場インフラ • 医療：ヘルスケアプロバイダー、ラボラトリー、医薬品・研究開発、基礎医薬品・調剤の製造、公共衛生上の緊急事態時に重要とみなされる医療機器の製造 • 飲料水 • 排水 • デジタルインフラ：インターネットエクスチェンジプロバイダー、DSNサービスプロバイダー、トップレベルドメインレジストリ、クラウドコンピューティング・サービス事業者、データセンター・サービス事業者、コンテンツ配信ネットワーク事業者、トラストサービス事業者、公衆電子通信ネットワーク事業者、公衆向け電子通信サービス事業者 • ICTサービス管理 (B2B) • 行政 • 宇宙	• 郵便・配達サービス • 廃棄物管理 • 化学品の生産・加工・流通 • 食品の生産・加工・流通 • 製造：医療機器、コンピューター及び電子・光学製品、電気機器、機械・その他の機器、自動車、その他の輸送機器 • デジタルプロバイダー：オンラインマーケットプレイス、検索エンジン、SNSプラットフォーム • 研究機関	• エネルギー • 輸送 • 銀行 • 金融市場インフラ • 医療 • 飲料水 • 排水 • デジタルインフラ • 行政 • 宇宙 • 食品生産・加工・流通 • 防衛 • 安全保障	• 自動車 • データセンター、クラウド、AI • 産業オートメーション、ロボティクス • 航空 • 宇宙、防衛、セキュリティ • 電子通信インフラ • 産業用コンピューティング、IoT • ヘルスケア・医療機器 • 電子機器受託製造サービス (EMS) 事業者・販売代理店 • 再生可能エネルギー、低炭素エネルギーシステム

- (c) 入札者の半導体サプライチェーンのレジリエンスと多様化戦略（域内企業一社以上を組み入れた二社購買の調達戦略など）
- (d) 該当する場合、域内事業者からの半導体供給に関する欧州委員会の勧告または義務（下記）
- (e) 該当する場合、供給安全性リスク評価（下記）
- ・ リスクが高いセクター：欧州委員会は、付則Vの「重要セクター」もしくは付則VIの「半導体を使用する産業セクター」（またはこれらのサブセクター）について、サプライチェーンのリスクが高いセクターを実施決定として指定でき（表1 参照）、これらのセクターで潜在的なサプライチェーンリスクを特定した場合、発注機関及び契約主体に、域内事業者からの半導体供給を勧告することができる。リスクが持続する場合は、発注機関及び契約主体が事業者に対し「供給

の安全性に関する宣言書」を求めるべき特定のインフラ、機器、システムを実施法で定めることができる。欧州委員会は、供給の安全性に関するリスク評価の実施方法についてガイダンスを発行し、リスクが高いと特定されたセクターに対してリスク低減策を勧告できる。対象セクターが十分なリスク低減策を講じていないと判断した場合、実施法で低減策を法制化することができる。

(4) 半導体バリューチェーンの監視及び危機対応（第IV章）

第IV章は、半導体バリューチェーンの協調的な監視を行い、域内市場の適切な機能に影響を及ぼす半導体供給の混乱に対応するためのメカニズムを規定している。

セクション1では、サプライチェーンの混乱を予見し、戦略的な投資を導き、EU半導体セクターの自律性を強化することを目的として、サプライチェーンのレジリエンスを高めるために脆弱性、依存関係、及び

将来のニーズを特定する包括的かつ戦略的なマッピング・システムが規定されている。欧州委員会には、欧州半導体委員会（ESB）と協力し、重要な側面を網羅する詳細な分析を実施することが求められている。これには、半導体に大きく依存する主要産業やインフラ（医療、防衛、デジタル分野など）、サプライチェーンの各段階（設計から製造、材料に至るまで）、技術的依存関係（特に第三国への依存）、スキル不足、投資不足や地政学的混乱に起因するものを含む潜在的リスクなどが含まれる。また、このマッピングでは、危機介入措置（危機に関連する製品の優先受注義務や輸出管理など）が及ぼしうる影響についても評価が行われる。

リスクを積極的に監視するため、欧州委員会はマッピングの結果に基づき、早期警戒指標（供給のボトルネック、需要の急増、地政学的緊張など）のリストを作成し、定期的に更新する。マッピングの枠組みや手法についても、セクターを取り巻く課題の変化に適應させるため、定期的に見直しが行われる。

セクション1ではまた、「企業間半導体サプライチェーン・プラットフォーム（Business-to-Business Semiconductor Supply Chain Platform）」の設置についても定められている。このプラットフォームは半導体市場の観測機能としての役割を果たし、サプライチェーンの透明性とレジリエンスを高めることを目的とした、同チェーンの「デジタルツイン」となるものとしている。市場情報及び集計データを参加企業などから収集し、半導体サプライチェーンのリスク及び脆弱性に関する集計

された知見を、個々の企業が特定されない形で参加企業に提供する。また、半導体サプライチェーンのストレステストの実施、リスク低減のための早期警戒や予防的措置に関するガイダンスの参加企業への提供、レジリエンスの評価指標とダッシュボードの提示などが行われる。プラットフォームに参加できるのは域内事業者に限られる。

セクション2では、半導体危機段階を発動するための規則と、危機に対応するために講じる緊急措置の詳細を規定している。加盟国所管当局は、深刻な供給途絶のリスクや半導体の供給可能性に対するその他の信頼に足る脅威を特定した場合、直ちに欧州委員会へ通報する義務を負い、これにより予防的段階が開始される。欧州委員会はESBの臨時会合を招集し、供給途絶の深刻さの評価や危機段階の発動の必要性、加盟国による半導体及び原材料中間製品の共同調達の必要性を協議する。欧州委員会はさらに、半導体業界との予防的措置に関する協議や第三国との協議を行う場合もある。情報収集において、欧州委員会は、企業間半導体サプライチェーン・プラットフォームを通じて情報提供を要請することができる。

危機段階への移行は、①深刻な不足を引き起こすようなサプライチェーンの重大な途絶、及び②社会的、経済的、または安全保障上の安定を脅かすような、重要セクター（医療、防衛、デジタルインフラなど）への甚大な影響、の2つの条件が満たされた場合に限られる。危機段階の発動は、欧州委員会の提案を受け、閣僚理事会が最終決定する。危機段階の期間は原則、最大12カ月で、

その間、欧州委員会はESB及び欧州議会への定期的な報告が義務付けられるとともに、加盟国の対応の断片化を避けるため、ESBを通じて国内措置を調整する。危機が終息した後、欧州委員会は6カ月以内に、得られた教訓を反映させてサプライチェーンの監視体制を更新する。危機段階の発動に関する規定は現行半導体法で定められた内容と同じである。

セクション3では、EUにおける半導体危機への対応に必要な措置を規定している。欧州委員会は、危機及びその解決策を評価するために、半導体サプライチェーンに関与する企業に対して生産や供給途絶に関するデータの提供を、厳密に必要な範囲内で求めることができる。また、半導体メーカーに対し、危機対応に不可欠な製品の注文を既存の契約より優先して扱うよう義務付けることができる（Priority-rated orders）。さらに、深刻な供給不足に直面している複数の加盟国に代わり、欧州委員会が一括購入者（セントラル・バイヤー）として機能する共同調達の仕組みが導入される。共同調達により、交渉力を強化するとともに、限られた供給量を巡って加盟国間で競合が生じるのを防ぐ。

(5) ガバナンス（第V章）

第V章では、欧州半導体委員会（ESB）の存続に向けた枠組みを定めている。ESBは加盟国の代表者で構成され、欧州委員会が

議長を務める。ESBの主な役割は以下の通りである。

- ・（Pillar I）欧州半導体イニシアチブ2.0に関して、半導体共同事業体の公的機関委員会（Public Authorities Board）²⁵に助言を提供
- ・（Pillar II）欧州半導体技術イニシアチブ及び戦略的プロジェクトの認定申請の評価について、欧州委員会に助言を提供
- ・（Pillar III）半導体地域投資計画の実施状況について欧州委員会との意見交換、特定の重要セクターや技術の特定に向けた議論や準備、モニタリングや危機対応の課題への対応
- ・半導体法2.0の一貫した適用を確保し、加盟国間の協力を促進するための支援
- ・半導体に関する国際協力や戦略的パートナーシップにおける欧州委員会の支援
- ・他のEU法に基づき設置された関連する危機対応体制との調整や情報交換

ESBは、Pillar I、II、IIIに基づく任務に関し、それぞれ個別の会合を任務に応じて異なる構成で会合を開催する。欧州委員会は、ESBの常設・臨時のサブグループを設置することができ、半導体業界の利益を代表する団体やその他のステークホルダーをオブザーバーとしてサブグループに招くことができる。ESBは、プロセッサー・半導体技術産業アライアンス（Industrial Alliance on Processors and Semiconductor Technologies）の業務を引き継ぐ半導体産業アライアンス（Industrial Alliance for Semiconductors）の運営委員会

が、少なくとも年1回、最新状況の報告を行うよう招請する。

加盟国は、半導体法2.0の実施において1つ以上の所管当局を指定し、その中から国内の単一連絡窓口を指定する。

2. クラウド・AI開発法（CADA）[10] … 欧州のクラウド及びAI能力の構築

クラウド・AI開発法（CADA：Cloud and AI Development Act）は、クラウド及びAI技術の分野において、EUのレジリエンスと安全性を高めるための枠組みを構築するもので、2025年4月に発表された「AI大陸アクションプラン」の中核的な施策である。CADAの第一の一般的な目的は、EUのクラウド・AIエコシステムの競争力とイノベーション能力に必要な条件を確保することである。第二の目的は、クラウドとAI技術におけるEUのレジリエンスと戦略的自律性を高めるためのEUレベルの法的枠組みを定め

ることにより、単一市場の機能を改善することである。特に以下の措置を通じて、EUレベルにおけるクラウド・AIエコシステムの強化に向けた枠組みを定めている。

- (a) 「クラウド・リーダーシップ・イニシアチブ」及び「AIリーダーシップ・イニシアチブ」（以下、合わせて「クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブ」という）の創設
- (b) EU全域におけるデータセンターの迅速な展開のための枠組みの設定
- (c) EUの公共秩序を守るため、主権的なクラウド及びAIサービスの提供を可能にすること
- (d) 重要技術への依存の低減
- (e) 公共部門全体におけるクラウドコンピューティング・サービスの導入促進

CADAは、EU官報への掲載日の翌日から起算して20日目に発効し、その1年後から適用される。CADA草案の構成を表2に示す。

表2 CADA(草案)の構成
出所：CADA草案 [10] より作成

■タイトルI：一般規定		第11条	データセンター加速ゾーン内における条件
第I章：対象事項及び定義		第12条	単一情報窓口
第1条	対象事項	第13条	行政手続き及び許認可プロセスの円滑化
第2条	定義	第II章：データセンター戦略的プロジェクト	
■タイトルII：クラウド・AIエコシステムのための研究、開発及び展開活動		セクション1：データセンター戦略的プロジェクトの指定	
第I章：クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブ		第14条	データセンター戦略的プロジェクトの指定
第3条	クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブの一般的目的	第III章：モニタリング	
第4条	クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブの運用上の目的	第15条	能力ギャップのモニタリング
第5条	AI体験・加速センター	■タイトルIV：自律	
第6条	クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブの実施	第I章：クラウドコンピューティングの主権に関する枠組み	
第7条	クラウド及びAIに関する加盟国の国家戦略	セクション1：EU保証レベル	
第8条	フロンティアAI優先プロジェクトの基準	第16条	適用範囲
第9条	AIプロジェクトに対する演算リソースの支援	第17条	クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーの認定
■タイトルIII：データセンターの能力		第18条	関連する第三国
第I章：データセンター加速ゾーン		セクション2：適合性評価手続き	
第10条	データセンター加速ゾーンの指定	第19条	適合性の自己評価（EU保証レベル1）

²⁵ 加盟国と欧州委員会の代表で構成され、作業計画案に対する見解の提供、入札公募の開始の承認、資金提供を受ける案件プロポーザルの選定を行う。
<https://www.chips-ju.europa.eu/Governance-and-Members/>

セクション3：独立した第三者による監査	
第20条	独立監査
第21条	監査証拠の内容及び品質
第22条	クラウドコンピューティング・サービスの中央リポジトリ
第23条	透明性義務
第24条	制裁及び補償
セクション4：加盟国の所管当局	
第25条	加盟国の所管当局の指定
第26条	加盟国の所管当局の権限
セクション5：加盟国間及び欧州委員会との相互支援及び協力	
第27条	相互支援
第28条	国境を越える協力
第Ⅱ章：需要側の措置	
セクション1：公共調達	
第29条	リスク評価
第30条	公共調達
セクション2：民間部門の主体	
第31条	影響評価
セクション3：その他の調達関連措置	
第32条	EUの付加価値基準
第33条	クラウド及びAIにおけるイノベーション調達のモニタリング
第Ⅲ章：欧州公共部門クラウド連盟（ユーロクラウド連盟）	

2－1. クラウド・AIエコシステムのための研究、開発及び展開活動（タイトルⅡ）

タイトルIIでは、クラウド・AIエコシステム全体における開発・展開活動の実施枠組み「クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブ（Cloud and AI Leadership Initiatives）」に関する規定が定められている。

(1) クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブ（第Ⅰ章）

EUのクラウド及びAIに関する技術・産業基盤の競争力、能力、及びレジリエンスを強化するため、クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブを創設する。一連のイニシアチブにより、最先端のクラウド及びAI技術・設備の開発を促進し、広範な導入を確保するとともに、EUの高い研究・イノベーション能力とその持続的な活用との間のギャップを埋めることを目指している。クラウド・

第34条	ユーロクラウド連盟の設立
第35条	公共部門のデータセンター・サービス及びクラウドコンピューティング・サービスの共有
第36条	ユーロクラウド連盟の運営にかかる手数料
第Ⅳ章：欧州委員会による調達	
第37条	欧州委員会の調達活動
第38条	欧州委員会による調達活動の実施体制
第39条	適用される公共調達の枠組み
第40条	調達活動にかかる手数料
第Ⅴ章：オープンソース	
第41条	オープンソース・ソリューション促進とオープンソース・ファースト原則
第42条	ソフトウェアの共有及び再利用
第43条	EUオープンソース・ソリューション・カタログ
第44条	オープンソース・プログラム・オフィス・ネットワーク
■タイトルⅤ：最終規定	
第45条	権限の委任の行使
第46条	委員会手続き
第47条	規則の見直し
第48条	規則の発効及び適用開始
付則I 重大な課題（グランド・チャレンジ）	
付則II EU保証レベルに関する基準	
付則III 監査手続きのための監査証拠	

AIリーダーシップ・イニシアチブは、付則Iに示される「グランドチャレンジ」、すなわちEUにとって戦略的に重要な主な技術的及び産業的課題に取り組む。大規模かつ分野横断的なイニシアチブを通じて実施されるもので、ホライズン・ヨーロッパやデジタル・ヨーロッパ・プログラムなどEUプログラムからの資金提供によって支援される。

クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブにより、クラウド及びAIエコシステム全体において研究・イノベーション活動を促進し、大規模な能力を構築することを目指しており、その手段（一般目標）として下記の3点を挙げている。

- (a) 次世代の資源効率に優れたデータセンター技術、オープン・クラウドコンピューティング・スタック技術、フロンティアAI（最先端のAI）、フィ

表3 クラウド・AI分野の8つのグランドチャレンジ（EUが取り組むべき戦略的に重要な技術的・産業的課題）
出所：CADA草案 [10] 付則より抜粋

グランドチャレンジ1:EUのデータセンターの環境持続可能性、性能、及びセキュリティ	EU全域のデータセンターにおいて、最先端のエネルギー効率及び資源効率を凌駕する技術を試験・導入する
グランドチャレンジ2:クラウドスタック	EUにおける重要な能力ギャップを埋めるため、AIツール、インフラ、サービス、管理層を含む、エンドツーエンドのハードウェア及びソフトウェア・クラウドスタックを構築する
グランドチャレンジ3:フロンティアAI	次世代のマルチモーダル・フロンティアAIモデル及びシステムを開発し、新たな能力を開拓する
グランドチャレンジ4:フィジカルAI	非構造化環境（不規則で予測不可能な現実世界の環境）において、自律的かつ安全に動作し、堅牢なマニピュレーション（器用に作業すること）とナビゲーション（自律的な移動）を実現する高度なフィジカルAIモデル及びシステムを開発する
グランドチャレンジ5:産業用AI	EUの戦略的セクター全体で、欧州の産業用AIの開発と導入を加速させる
グランドチャレンジ6:協調型欧州産業モデル	参加者間で商業的に機密性の高いデータを公開することなく、欧州の産業規模での協働を可能にすることで、戦略的セクター向けの協調型欧州産業用AIモデル及びシステムを開発する
グランドチャレンジ7:AIエージェント・プラットフォーム	欧州のAIエージェント・オーケストレーション・フレームワーク（※）を開発し、自律型エージェントを大規模、強靱かつ安全に導入するために不可欠なミドルウェアを提供する
グランドチャレンジ8:公共部門AI	医療、行政、法務、危機管理、公共サービスなどの重要分野を対象に、公共部門の高品質なデータに基づくAIモデル及びシステムを開発する

注:付則Iでは各グランドチャレンジについて、より具体的な焦点や関連するセクターなども概説している。
※AIエージェントのオーケストレーション（統合・調整）とは、それぞれが特定の機能に最適化された複数の専門AIエージェントを統合システム内で調整し、共通の目標を効率的に達成するプロセスを指す。それぞれが特定のタスク用に設計されたAIエージェントのネットワークを採用し、これらが連携して複雑なワークフローやプロセスを自動化する。（参考:https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/ai-agent-orchestration）

- ジカルAI及び産業用AIを含む、最先端のクラウド及びAI技術の開発と導入を支援する
- (b) AIによって生じる増大する需要に対応し、イノベーションを促進し、かつデジタルインフラの強靱性を確保するために、EUのデータセンターとクラウドの能力を強化する
- (c) デジタル・ディケイド政策プログラム²⁶で確立された企業のデジタルトランスフォーメーションに関するデジタル目標²⁷に沿って、EUにおける需要を喚起し、公共部門及び民間部門全体でのクラウド及びAI技術の導入と利用を促進する
- これらのより具体的な内容は表4の通りで、

- 8つの運用上の目標として掲げられている。
- (2) AI体験・加速センター（AIセンター）（第5条）
- クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブの一環で、加盟国各地に「AI体験・加速センター（Experience and Acceleration Centres for AI）」（AIセンター）を設置する。各センターはデジタル・ヨーロッパ・プログラムの下で設置された欧州デジタル・イノベーション・ハブを活用し、AI、クラウドコンピューティング、その他の先端技術の導入・展開を促進する地域・ローカルのアクセラレーターとして機能する。特に、「AIファースト」の原則に従って、中小企業（SME）、小規模中堅企業（SMC）、及び公共部門の機関によるデジタルトランス

²⁶ 前述脚注2参照。
²⁷ 域内企業の少なくとも75%が事業運営においてクラウドコンピューティング・サービス、ビッグデータ、AIを導入すること、低遅延を確保しつつ気候中立で高度なセキュリティを備えたエッジノードを域内に少なくとも1万基展開すること。

表4 「クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブ」の内容(運用上の目標)
出所：CADA草案 [10] 第3条・第4条より作成

1. 設計段階及び運用全体を通じて、エネルギー効率と資源効率の原則を組み込んだ高度なデータセンター技術の開発・導入の支援	(a)	データセンター向けのエネルギー及び水利用の効率化技術を推進(革新的な冷却技術、次世代直流給電データセンター、廃熱利用ソリューション、エネルギー貯蔵システムなど)
	(b)	クラウド・AIコンピューティング・インフラの運用への、新たな量子コンピューティング技術の導入を促進
	(c)	サーバーの効率、稼働率、及びコンピューティング・インフラの運用を最適化するための、AIを活用した技術を開発
	(d)	エネルギーグリッドとの効果的な統合を確保し、柔軟性を高めるため、クラウド及びエッジAIインフラを設計・最適化
	(e)	効率的なエネルギー貯蔵ソリューションに加え、小型モジュール炉やグリーン水素を含む多様なエネルギー源を活用した高度なエネルギー管理システムにおいて、データセンターをアンカー・クライアント(主要な需要家)として活用
	(f)	エネルギー効率の高い半導体や量子コンピューティングのプロトタイプを含め、上記(a)～(e)で開発された技術を統合・検証するためのテストベッドとパイロットラインを構築・運用
2. EUの技術的自律を支えるクラウドコンピューティング・スタックの開発と導入の支援	(a)	戦略的分野を対象として、オンデバイス・エッジ、コネクティビティ、データ及びAIツール、バックエンド、サービス層を網羅する、安全かつ強靱で高性能なオープン・クラウドコンピューティング・スタックを開発・試験運用
	(b)	EU内で設計・製造されたプロセッサ、アクセラレーター、量子アクセラレーターに基づき、AIに最適化されたサーバー及びベースライン・ソフトウェアを開発するとともに、次世代の超高密度かつ長期的なデータストレージを開発
	(c)	欧州共通データスペースを支えるオープンソース・ミドルウェア・プラットフォームを通じ、AIのためのデータの利用可能性を改善
	(d)	オープンソース・コンポーネントを支援するオープンソース・ソフトウェア財団の創設を促進
	(e)	上記(a)～(d)に基づき開発された欧州のオープン・クラウドコンピューティング・ソリューションのカタログを整備
3. フロンティアAIのEUの能力向上		サイバーセキュリティなどの主要分野を含め、戦略的資産となるフロンティアAIモデルやシステムを開発する、フロンティアAI分野の先駆的なプロジェクトを支援
4. フィジカルAIモデル及びシステムにおけるEUの能力を向上とEUの戦略的セクター全体への導入促進	(a)	特にロボティクス、自律走行車、ドローンを対象として、モデルの学習、システムの開発及び展開を支援し、欧州のフィジカルAIスタックの開発を加速
	(b)	フィジカルAIのための特定のデータセットへのアクセス、収集及び準備を促進
	(c)	フィジカルAIモデル及びシステムの開発、試験、実環境における検証を支援
5. EUの戦略的セクター全体における産業用AIの開発と利用拡大の加速	(a)	EUの戦略的産業分野全体において、分野別AIモデル及びシステムの開発・導入を加速
	(b)	産業分野のニーズに合わせて調整されたAIモデル及びシステムを開発し、運用するために必要な演算リソース及びAIツールへのアクセスを促進
	(c)	プライバシー強化と機密性保持の技術を通じ、協調的なAI学習のための安全かつ大規模なデータブリーingを可能に
6. AIEージェントの大規模導入に向けた高度なプラットフォームの開発の支援	(a)	高度なAIEージェントを大規模に開発、展開、オーケストレーション(※)するための、高度で強靱かつ安全なプラットフォームの開発を支援
	(b)	高度なAIEージェントとそのオーケストレーション(※)を対象とした、ライフサイクル全体にわたる試験・実験手法の開発を促進
7. EUの公共部門全体におけるAIモデル及びシステムの開発と採用拡大	(a)	公共部門の重要な領域におけるAIモデル及びシステムの技術開発と導入を加速
	(b)	公共サービスの提供、市民によるアクセシビリティの向上、意思決定の改善、ならびに行政手続きの簡素化に資するAIモデル及びシステムを開発
	(c)	EUの公共サービス全体において、学習データ及びAIモデルの共有と再利用を促進
	(d)	医療分野におけるAIモデル及びツールのために、安全かつプライバシーに配慮した形で医療データの再利用を促進
	(e)	自動運転を含む自動車分野において、AIモデル及びツールの開発、試験、導入を促進
8. 地域・地元レベルでのAI技術の採用ならびに欧州のクラウドコンピューティング・サービスプロバイダーが提供するサービスの利用拡大	(a)	AI体験・加速センター(AIセンター)のネットワークを通じて、中小企業(SME)や小規模中堅企業(SMC)を含む民間及び公共部門の組織によるAIの広範な導入を促進
	(b)	AIセンターのネットワークやその他の関連する欧州のイニシアチブを活用し、クラウド及びAIに関する共通カリキュラムを開発
	(c)	欧州公共部門クラウド連合(ユーロクラウド連合)を支援することにより、公共部門のデータセンター・サービス及びクラウドコンピューティング・サービスの共有を促進
	(d)	EU機関及び公共部門の組織によるデータセンター・サービス及びクラウドコンピューティング・サービスの調達を支援

※AIEージェントのオーケストレーション(統合・調整)とは、それぞれが特定の機能に最適化された複数の専門AIEージェントを統合システム内で調整し、共通の目標を効率的に達成するプロセスを指す。それぞれが特定のタスク用に設計されたAIEージェントのネットワークを採用し、これらが連携して複雑なワークフローやプロセスを自動化する。(参考:https://www.ibm.com/jp-ja/think/topics/ai-agent-orchestration)

フォーメーションの加速を支援する。その他の任務には、スキル向上・訓練の提供またはアクセス提供、地域間の知識移転、スピンオフ企業やスタートアップ企業の規模拡大の支援などが含まれる。また、AIセンター間の協力及びベストプラクティスの共有を支援し、必要なスキルや演算能力が地域内で利用できない場合に地域を越えて専門的なサービスを提供するため、AIセンターのネットワークを構築する。センターの設置に関する手順や参加組織の選定などの詳細は欧州委員会実施法で定める。

(3) 国家クラウド・AI戦略 (第7条)

加盟国は、CADAの発効から1年以内に、CADAの目標と整合性のあるクラウド・AI戦略を採択することを義務付けられている。国家戦略には、◇「AIファースト」の原則に沿ったクラウド・AIの導入に関する主要な目標及び優先事項とこれらを達成するためのガバナンスやモニタリングの枠組み、◇AIセンターへの支援を含むクラウド・AIの開発・導入を加速させるための措置、◇医療、エネルギー、モビリティを含む戦略的産業及び公共部門におけるAIの広範な展開と利用を支援するための措置、◇データセンターの能力増強を支援するための措置、◇AIファクトリーやAIギガファクトリー、量子コンピューターを含む高負荷演算インフラへの投

資、◇公共調達を含む、クラウド・AIの能力開発支援と卓越性・イノベーションの促進措置、◇技術的主権と戦略的産業の競争力の強化に向けた、オープンなクラウドコンピューティング・スタック技術の開発支援、◇AI開発のための高品質なデータへのアクセスを確保するための措置、を含むことが求められている。加盟国は、少なくとも3年ごとに主要業績評価指標(KPI)に基づいて国家戦略を評価し、必要に応じて更新する。国家戦略の調整ではAI法により設置されたAI委員会が加盟国に助言、支援し、加盟国間のベストプラクティスの共有を促進する。

(4) フロンティアAI優先プロジェクト (第8条・第9条)

欧州委員会は、「グランドチャレンジ3」を支援する、関心表明の公募で選定されたプロジェクトのうち、下記の基準を満たすものを「フロンティアAI優先プロジェクト」として認定することができる。

- (a) フロンティアAI技術の支援と規模拡大に重点を置く先駆的なプロジェクトであること
- (b) デジタル・ディケイド政策プログラムのもとで設立された欧州デジタルインフラ・コンソーシアム(EDIC)²⁸または助成金提供の資格を有するその他の法的主体によって実施され、か

²⁸ EDIC(European Digital Infrastructure Consortium)は複数の加盟国が共同でデジタルインフラ事業を進めるための枠組みとして欧州委員会により設置される官民学コンソーシアム。資金調達や技術支援、開発、各国間の連携などを行う。これまで、AI大規模言語、デジタルツインのネットワーク、ブロックチェーン、行政サービスの相互運用性強化、サイバーセキュリティのスキル、デジタルコモンズの分野でEDICが設立されている。デジタルコモンズEDIC(DC-EDIC)については脚注35参照。
https://digital-commons-edic.eu/

つ、3カ国以上の加盟国が参加するプロジェクトであること

(c) 参加国は、当該プロジェクトの実施を支援するために演算リソース（演算の時間及びその他の関連リソース）を共同でプールすること

加盟国は、フロンティアAI優先プロジェクトを支援するために、利用可能な演算能力から可能な限り十分なAI演算リソースを確保することが求められる。EUは、欧州高性能コンピューティング（EuroHPC）²⁹へのアクセス時間のEU割当分において十分なAI演算能力が利用可能である限り、加盟国がフロンティアAI優先プロジェクトに対して拠出するAI演算リソースと同等以上のリソースを拠出する。また、加盟国とEUは、フロンティアAI以外にも、産業AIプロジェクト及びフィジカルAIプロジェクト、公共部門のAIプロジェクトに対しても十分な演算リソースを提供するものとされている。

2-2. データセンターの能力拡大（タイトルⅢ）

タイトルⅢでは、データセンターの能力拡大に向けた規定が定められている。

(1) データセンター加速ゾーン（第Ⅰ章）及びデータセンター戦略的プロジェクト（第Ⅱ章）

第Ⅰ章では、加盟国に、自国領土内でデー

タセンターの能力を展開している地域を「データセンター加速ゾーン（Data Centre Acceleration Zones）」（以下「加速ゾーン」とする）としてCADAの発効日から6カ月以内に指定する義務を定めている。加盟国は、加速ゾーンの指定で、敷地・立地の特性や、利用可能な電力網とネットワーク接続の容量、データセンターの排熱を再利用できる施設、敷地・ゾーンの持続可能性などを考慮する。また、加速ゾーンの開発において、加速ゾーンのエネルギー需要とこれが温室効果ガス排出量に及ぼす影響の分析や、データセンターの開発と運用に要するエネルギーインフラの容量特定を行い、これらの情報が自国の送電網・配電網運用事業者のネットワーク開発計画で適切に考慮されるようにする。

さらに、データセンター・プロジェクトを促進するため、国家や地域の空間計画及び開発計画において、加速ゾーンに展開されるデータセンター・プロジェクトとこれらに必要なインフラの開発に関する規定を盛り込むことが求められている。加盟国は、関連するすべての空間計画データをデータセンター事業者が利用できるようにし、加速ゾーンにおけるデータセンター・プロジェクトの運営者用の単一情報窓口を指定する。第Ⅰ章はまた、加速ゾーンに展開されるプロジェクトに対する行政手続き及び許可付与

手続きの簡素化について規定している。

加速ゾーンに設置されるデータセンター・プロジェクトは、2025年10月に提案された環境アセスメントの迅速化に関する規則案³⁰で「戦略的プロジェクト」とみなされ、同規則で規定されるツールボックス（許認可や紛争解決の迅速化など）の適用を受けることができるようになる。欧州委員会は、関心表明の公募を通じて選定されたデータセンター・プロジェクトのうち、下記の基準を2つ以上満たすものを、決定により戦略的プロジェクトとして指定することができる。

- (a) 研究・教育、医療、公共の安全・保安を含む、不可欠な公共部門の機能を直接的に支援し強化するインフラを構築・運用するものであること
- (b) クラウド・AIリーダーシップ・イニシアチブ（タイトルⅡ）の下で開発された技術やソリューションを含む、極めて持続可能性の高い、または革新的な要素を含むものであること
- (c) 電力網のセキュリティ、安全性、安定性に寄与し、かつ、関連する系統運用者が評価した電力システムのニーズに貢献するものであること（特に、大規模なクリーンエネルギー発電施設及び貯蔵施設が併設されるプロジェクト）
- (d) EU域内で設計及び／または製造され

た半導体チップ、プロセッサ、アクセラレーター、サーバー、または量子コンピューターをデータセンターのシステムと施設管理に組み込むことを支援し、これによりEUの半導体、量子、データセンターのサプライチェーンを強化し、CADA及び半導体法の目的に貢献するものであること

(e) 欧州委員会による演算能力のモニタリング（次項参照）で不足が特定された地域における不足の問題に対処し、地域経済の成長、発展、振興に大きく貢献するものであること

(3) データセンター能力不足の監視（第Ⅲ章）

欧州委員会は、EU域内で利用可能な演算能力の拡大に向け、EU全体の演算能力とデータセンター容量に対する需要量をモニタリングする。加盟国との協力により、加速ゾーンとしてデータセンター容量を展開できうる余地がある、容量不足が大きくサービスが十分行き届いていない地域を特定する。

2-3. 自律性（タイトルⅣ）

(1) EUクラウドコンピューティング主権枠組み（第Ⅰ章）

第Ⅰ章は、クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーが、EUの事業者及び公共部門機関に対し、クラウドコンピューティング・サービスを提供するために満たすべき、4つのEU保証レベルからなる「EUク

²⁹ EuroHPCのリソース割当は、欧州の科学研究、産業利用、及び公共セクターの発展を目的としており、ピアレビュー（査読・技術審査）に基づいた公募制（アクセスモード）によって公平かつ最適に配分される仕組みになっている。生成AIや大規模言語モデルの開発を支援するため、スタートアップや中小企業（SMEs）を対象とした「AIファクトリー」や「AIギガファクトリー」の専用枠も導入されている。
https://www.eurohpc-ju.europa.eu/supercomputers/supercomputers-access-policy-and-faq_en

³⁰ Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on speeding-up environmental assessments [COM/2025/984 final]
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex:52025PC0984>

クラウドコンピューティング主権枠組み（Cloud Computing Sovereignty Framework）」を定めている。EUは依然として、第三国または第三国に設立された法人によって管理される限られた数のクラウドコンピューティング・サービスプロバイダーに大きく依存しており、この依存は、不正なデータアクセス、サービスの中断、EUの基本的人権と抵触する可能性のある第三国法の域外適用といった様々なリスク³¹⁾にEUをさらしている。この主権枠組みを通じて、クラウドコンピューティング・サービスを第三国に依存することに伴うリスクを軽減することを目指し、信頼できるクラウドコンピューティングサービスの基準を定めている。

この主権枠組みは、EU機関及び公共部門機関が調達するサービスにのみ適用されるものであり、民間部門のユーザーはこの調達義務に拘束されない。適合性評価と欧州委員会の認定を受けることなく、民間市場では自由に事業を行うことができるが、適切な保証レベルで認定されない限り、公共部門市場への参入は法的に禁じられることになる。

①EU保証レベルと評価

クラウドコンピューティング・サービスがレベル1からレベル4の「EU保証」を提供しているとみなされるための詳細な累積的な基準は付則IIに規定されている（表5参照）。

EU保証レベルの認定を目指すクラウドコンピューティング・サービスプロバイダーは、事業所を置く国の所管当局に認定申請を要求されるすべての関連証拠を添付し、提出する。申請を受理した所管当局は、必要に応じて、他の加盟国の所管当局に認定手続きにおける協力を要請することができる。欧州委員会は、認定手続きの実務上の取り決めに関する実施法を採択することができる。

EU保証の基準に対する適合性評価は、レベル1は自己評価のみであり、レベル2～4は第三者監査を必要とする。欧州委員会は、EUの公共データの7割がレベル1に該当し、レベル4は防衛関連などごく一部の分野で1%に過ぎないと推定している。レベル2は20%、レベル3が9%としている。

・EU保証レベル1（適合性自己評価）：EU保証レベル1を提供する事業者としての認定を求めるクラウドコンピューティング・サービスプロバイダーは、付則IIに規定されるEU保証レベル1の基準への適合性について、適合性自己評価を実施し、適合性の実証されたことを記載したEU適合宣言書を発行することにより、当該サービスがEU保証レベル1の基準に適合していることについて責任を負うものとする。プロバイダーはまた、EU適合宣言を一般に公開しなければならない。認定申請では、EU適合宣言書と必要なすべての証拠資料を、評価を行う

表5 クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーが満たさなければならないEU保証レベルの累積的基準

出所：CADA草案 [10] 付則IIIを基に作成

(注) 表中、「クラウドコンピューティング・サービスプロバイダー」を「プロバイダー」と略し、「サブコントラクター」は、プロバイダーと直接的な契約関係にあり、かつ当該クラウドコンピューティング・サービスの提供と履行に寄与する第三者サブコントラクターである。さらに、保証レベル3及び4においては、機密情報またはセンシティブ情報へのアクセスが必要となる場合があるサブコントラクターを指す。「第三国」とは、第三国政府と第三国に設立された法人の両方を含む。

	EU保証レベル1 (自己評価)	EU保証レベル2 (独立した第三者による監査)	EU保証レベル3 (独立した第三者による監査)	EU保証レベル4 (独立した第三者による監査)
EU域内拠点	(a) プロバイダーがEU域内に拠点を有していること	(a) 監査対象プロバイダー及び当該監査対象サービスの提供に関するサブコントラクターが、EU域内に拠点を有していること		
プロバイダーのインフラ、資産、人員の所在地 ※サブコントラクターのものを含む	(b) プロバイダーのインフラ及び資産が、公共部門機関が明示的に列段の要求をしない限り、EU域内に所在すること	(b) 監査対象プロバイダー及びサブコントラクターによって処理、保存、転送される顧客データ		
顧客データ ※メタデータ及びテレメトリデータを含む	(c) プロバイダー及びサブコントラクターによって処理、保存、転送される顧客データ	(c) 監査対象プロバイダー及びサブコントラクターによって処理、保存、転送される顧客データ		(c) リスク評価の結果、機密情報として特定された、監査対象プロバイダー及びサブコントラクターによって処理、保存、転送される顧客データ
人員要件・業務委託 ※サブコントラクターの人員を含む	公共部門機関が明示的に別段の要求をしない限り、サービスの構成または使用の前、最中、後を問わず、いかなる時もEU域内に留める	(d) 公共部門機関が人員の追加的なスクリーニング及びEUの市民権要件を課することが必要であると判断した場合、監査対象プロバイダーは、当該要件を満たす人員を確保すること	(d) 監査対象サービスの提供に関与する人員がEU市民であること、かつ、適切な場合には、規則(EU) 2021/697第2条(21)に定義される機密情報扱う際に、加盟国が発行する必要な国家安全保障上の適格性確認(セキュリティクリアランス)を有していること	
サイバーセキュリティ要件	(e) プロバイダーが当該サービスが最先端のサイバーセキュリティ基準に適合していることを実証していること	(e) 当該サービスが、クラウドコンピューティング・サービスを対象とする欧州サイバーセキュリティ認証制度の下で「実質的(substantial)」以上の保証レベルの認証を取得していること	(e) 当該サービスが、クラウドコンピューティング・サービスを対象とする欧州サイバーセキュリティ認証制度の下で「高(high)」以上の保証レベルの認証を取得していること	(e) 当該サービスが、クラウドコンピューティング・サービスを対象とする欧州サイバーセキュリティ認証制度の下で「高(high)」以上の保証レベルの認証を取得していること
第三国のAIシステム利用	—	当該制度がまだ確立されておらず利用できない場合、制度が確立されるまで加盟国の既存のサイバーセキュリティ認証制度が適用される。いずれの制度も存在しない場合、監査対象プロバイダーは、当該サービスが適用されるEU法の下での最高水準のサイバーセキュリティ基準に適合していることを実証する	(f) 監査対象サービスの利用により生成されたデータが、第三国が運用するいかなるAIシステムの学習またはフラインチュニングにも使用されず、かつ、いかなる場合であってもEU域外に移転されないこと	

³¹⁾ ◇不正使用（操作、リモートアクセス及び制御、妨害行為、武器化など）、◇情報アクセス（機密情報へのアクセス、不正な通信、技術漏洩、データ操作や流出、スパイ行為など）、◇依存関係の脆弱性（ベンダーロックインや技術ロックイン、禁輸措置、制裁、独占価格設定などによる政治的・経済的強制、EU及び加盟国の財政的利益の損害など）など。

	EU保証レベル1 (自己評価)	EU保証レベル2 (独立した第三者による監査)	EU保証レベル3 (独立した第三者による監査)	EU保証レベル4 (独立した第三者による監査)
プロバイダー及びサブ コントラクターの第三 国による支配	(f) プロバイダーは、サブコントラクターの利 用に関して完全な透明性を確保するこ と。サブコントラクターに対してデューデ ィリジェンスと契約上の義務を課し、継続 的な監査を行う	(g) 監査対象プロバイダー及びそのサブコントラ クターが第三国による管理下にある場合、下 記i～ivを確保するために必要な法的、技術 的、組織的な措置が実施されていることを証 明する	(g) 監査対象サービスを提供するプロバイダー及びサブコントラクターが第三国の支配下にないこと 【例外】 第三国による支配の対象であっても、欧 州委員会が、当該国が十分な保証を提供してい ることを認定していれば、EU保証レベル3の監 査を受けることができる。監査対象プロバイダー 及びサブコントラクターは、下記i～ivを確保する ために必要な法的、技術的、組織的な措置が実 施されていることを証明する	
		i. 監査対象プロバイダーに対する第三国による支配が： ・当該プロバイダーのサービス遂行・提供能力を抑制／制限していないこと ・サービスの提供に必要なインフラ、資産、人員に制約を課していないこと ・サービスの遂行に必要な能力・水準を損なうような形で行われていないこと ※保証レベル3では、監査対象プロバイダーは、コードへの合理的なアクセスを認めるべき である ii. 第三国による顧客データへのアクセスが防止されていること iii. 第三国によるサービスの継続性の中断やサービス品質の低下の可能性が防止されていること iv. 第三国による監査対象プロバイダーへの支配が、制裁措置、禁輸措置、または第三国が採択 した同等の法的・行政措置などの制限的措置を監査対象プロバイダーに実施、執行、発効、 遵守させるような態様で行われないこと（当該措置が加盟国の国内法またはEU法の下で正当 なものである場合を除く）	(h) 監査対象サービスに関連する技術的・業務的な支援または補助（その後の再委託も含む）が、 EU域内のみにいて、EU居住者である人員または（第三者を利用する場合）第三国の支配 を受けない第三者によって、開始及び実施されること	【例外なし】
ソフトウェア・サブライ チェーンの管理	(g) プロバイダーが第三国の管理下にある 場合、当該第三国において、ソフトウェア の脆弱性が悪用されたことが既知となる 前に、当該脆弱性に関する情報を当該 第三国の当局に報告することを義務付 ける法令・慣行が存在しないことを実証 する独立した情報源を以って証明する	(i) 監査対象プロバイダーが、以下のソフトウェア・サブライチェーンに関する措置を講じていることを実証すること： i. 規則(EU) 2024/2847第3条(39)に定義される完全かつ最新のソフトウェア部品表(SBOM)、及び当該サービスの提供に関連するサブライ チェーンの依存関係のリストが文書化され、監査機関が利用可能にすること ii. 当該ソフトウェアコンポーネント及び製品の設計、開発、保守、及び進化に対して、第三国が実質的な支配権※を保持または行使していないこと を示すことにより、それらに対する実質的な支配権※を維持するための措置 ※「実質的な支配権」には、当該コンポーネントの技術的な進化、保守の優先順位、セキュリティ上の修正、及び長期的な継続性に対して実質 的な影響を及ぼす能力が含まれる		
		iii. プロバイダーが第三国の管理下にある場合、当該第三国において、ソフトウェアの脆弱性が悪 用されたことが既知となる前に、当該脆弱性に関する情報を当該第三国の当局に報告するこ とを義務付ける法令・慣行が存在しないことを実証する独立した情報源をもって証明する		—
オープンソース・ソフトウェ アの使用	—	(j) オープンソースライセンスの下でリリースされたソフトウェアを使用する場合、監査対象プロバイダーは、デバイス、システム、またはソフトウェアを改ざん または妨害するために悪用されるリモート機能やメカニズムの使用を防止するための適切な管理策を導入し、文書化していることを実証する		
第三国子会社の実質的 分離	—	(k) 監査対象プロバイダーがEU域外でサービスを提供し、かつ第三国に子会社を置いている場合、当該プロバイダーは、EU域内の親会社と第三国 の子会社との間の実効性のある法的、技術的及び組織的な分離を確保し、かつその分離を徹底するために必要な措置を講じたことを実証する		

国内所管当局に提出する。ただし、中小企
業については、そのEU適合宣言書がすべて
の加盟国において自動的に承認される。

・ EU保証レベル 2、3 及び 4（第三者監査）：
認定には、独立した第三者による監査を必
要とする。認定候補のクラウドコンピュー
ティング・サービスプロバイダーは、評価
を行う所管当局に対し、監査報告書と監査
機関の「肯定的な」監査意見、及び監査手
続き中に監査機関に提供したすべての証拠
を提出しなければならない。保証レベル 2
～ 4 では、より高いEU保証レベルでの監
査手続きを受けるプロバイダーは、より低
いEU保証レベルに適用される付則IIのす
べての基準を累積的に満たさなければ、よ
り高いEU保証レベルへの適合は認められ
ない。監査機関が、監査報告書及び監査意
見を作成するため、サービスプロバイダー
が付則 II に定められた基準に準拠してい
るかどうかを評価する際に根拠とする基準は
付則 III に記載されている。監査手続きや監
査機関に対する要件、必要書類等の詳細は
第20条及び第21条に定められる。欧州委員
会は基準に関する付則II及び付則IIIが、新
たな法令や技術の進展に即し最新の状態を
維持されるよう、少なくとも18カ月ごとに
見直しを行う。

欧州委員会はEU保証レベル 1 ～ 4 を提供
するクラウドコンピューティング・サービ
スの中央レポジトリを構築し、認定を行っ
た所管当局が中央レポジトリにサービスを
登録する。認定サービスプロバイダーには、
認定に影響を及ぼしうる情報もしくは状況

の重大な変更を監査機関及び加盟国所管当
局に通知する透明性の義務がある。所管当
局には、認定サービスプロバイダー及び監
査機関を含むプロバイダーの違反行為を知
りうる者に対する調査権限や、違反行為の
是正措置を命じる権限、制裁を行使あるい
は要請する権限が与えられる。

② 十分な保証を提供している第三国の認定
EU保証レベルの認定基準（付則II）の一
つに、クラウドコンピューティング・サービ
スプロバイダー及びそのサブコントラクター
に対する第三国または第三国の事業体による
支配の有無がある。保証レベル 3 及び保証レ
ベル 4 においては、サービスプロバイダー及
びそのサブコントラクターが第三国の支配下
にないことを原則としているが、第18条で、
第三国が十分な保証を提供していると認定さ
れるための条件及びメカニズムを規定してい
る。欧州委員会は、表 6 の基準をすべて満た
す第三国の支配下に置かれるクラウドコン
ピューティング・サービスプロバイダー、ま
たは当該第三国に設立された法人が、保証レ
ベル 3 の監査の対象となりうる第三国を特定
する実施法を採択することができる。これに
より、当該第三国により支配されるクラウド
コンピューティング・サービスが、EU保証
レベル 3 の要件を満たす資格をうることが可
能となる（保証レベル 4 ではこの例外は認め
られていない）。

欧州委員会は、入手可能な情報により、
当該第三国が以上の要件をもはや満たして
いないことが判明した場合、当該の決定（実
施法）を廃止、改正、または停止する。また、

表6 第三国認定の要件 出所：CADA草案 [10] 第18条	
(a)	当該第三国が、EU一般データ保護規則 (GDPR) に基づいて十分性認定が認定された国であること(個人データを移転する際に十分な保護水準が確保されていると認めるもの)
(b)	当該第三国において、EUデータ法に規定される非個人データへの合法的なアクセスに関する要件と矛盾するような方法で、クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーに対して支配を行使することを可能にする措置が設けられていないこと
(c)	当該第三国が、クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーに対し、以下のような措置を講じていないこと ・サービスの継続性または提供を低下させたり中断させたりすることを強制する措置 ・制裁制度や禁輸措置、これらに相当する法的・行政上の措置などの制限措置を、クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーに対して実施、執行、発効、もしくは遵守を義務付ける措置 (ただし、これらの特定の措置が加盟国の国内法またはEU法の下で正当と認められる場合はこの限りではない)
(d)	クラウドコンピューティング・サービスプロバイダーが提供する最先端の技術及びサービスの提供を妨げる措置を講じていないこと
(e)	EUのクラウドコンピューティング・サービスに対し開放的な市場を維持していること
(f)	当該第三国が、EU加盟国、加盟国の機関、またはEU域内に設立された法人の管理下にあるクラウドコンピューティング・サービスの公共調達手続きに対し、同等のアクセス水準を認めていること

上記の要件を満たしている国及びもはや満たしていない第三国のリストをウェブサイトで公表する。

(2) 需要側の措置―主権リスク評価と公共調達（第Ⅱ章）

①主権リスク評価

加盟国及びEU機関に対し、公共調達においてクラウドコンピューティング・サービスを調達する発注機関が最低要件としてEU保証レベル1を満たすものを調達する義務を定めるとともに、様々な公共部門の活動について、EU保証レベル2～4に照らして必要な適合レベルを決定するための主権リスクの評価を実施することを義務付けている。リスク評価の結果、当該機関の活動が公共の秩序に関連すると判断された場合は、EU保証レベル2、3、または4を提供していることが認定されたサービスのみを調達、利用しなければならない。入札対象が欧州委員会の中央リポジトリで利用可能な認定クラウドコンピューティング・サービスによっては提供できず、適切または合理的な

代替のサービスが存在しない場合などでは例外が適用される場合がある。

リスク評価の対象となる公共部門の活動は、NIS2指令の付則Iまたは付則IIに該当するセクター（前述表1参照）及び国家安全保障、国内の安全、対外国境管理、防衛、司法、法執行（犯罪の防止、捜査など）の分野で公共秩序の維持に寄与する活動である。リスク評価はCADAの発効後1年以内に、その後は2年ごとに（または必要に応じて）実施する。加盟国はリスク評価の結果を欧州委員会に提出し、欧州委員会が保証レベルが十分でない、あるいは不適切と判断した場合、当該の公共部門の活動に対する保証レベルを実施法によって決定することがある。

CADAはまた、NIS2指令付則Iに掲げられる「極めて重要なセクター」の民間事業者が、公共部門のリスク評価と同様の影響評価を実施することを認めている。欧州委員会は、この影響評価の実施方法と当該セクターで事業を行う民間事業者が採用しうるリスク

低減策に関するガイダンスを発行することができる。また、特定の事情で正当な理由がある場合、欧州委員会は加盟国との協議を経た上で、当該セクターで事業を行う民間事業者の影響評価が必要であると判断した場合、影響評価の必要性和当該事業者が講じるべきリスク低減策を特定した委任法を補足的に採択できることを定めている。

②EUの付加価値基準（非価格基準）

加盟国の発注機関が、革新的なクラウドコンピューティング・サービス及びAIシステムの公共調達において、入札の品質評価の一環として、EUの付加価値基準（Union added value criteria）を適用する義務を定めている。入札者の欧州のクラウド・AIエコシステムの発展に対する貢献を評価できるような、価格以外の落札基準（非価格基準）を含めることが求められる（表7参照）。この基準は、契約の落札決定において決定的な要因とはならない付随的なものであり、調達文書または調達公告で明示的に定められている必要がある。この非価格基準は、発注機関が表7に示した要素の程度を評価できるものでなければならない。

なお、欧州委員会によるデータセンター・サービス、クラウドコンピューティング・サービス、ソフトウェア及びAIシステムの調達の枠組み、ガバナンスなど欧州委員会による調達活動のための取り決め、適用される公共調達の枠組み、調達活動にかかる手数料などは第IVに定められている。

(3) 欧州公共部門クラウド連合（ユーロクラウド連合）の設立（第Ⅲ章）

CADA第III章は、欧州公共部門クラウド連合（「ユーロクラウド連合」(EuroCloud Federation)）の設立を定めている。ユーロクラウド連合は、EUが欧州全域の公共部門のクラウド及びデータセンターの容量をより有効活用するための手段の一つとして、公的機関が信頼性が高く安全なデータセンターとクラウドコンピューティング・サービスを相互に共有できるようにするための枠組みである。公共部門のデータセンター・サービス及びクラウドコンピューティング・サービスの共有の条件や連合の運営などについて定めている。共有主体は、ハードウェアを直接的または間接的に（管理下の中間法人を通じて）所有する場合に限り、「利用

表7 クラウドコンピューティング・サービス及びAIシステムの公共調達における非価格基準の要素 出所：CADA草案 [10] 第32条	
(a)	入札者が、EUで設計または製造されたソフトウェアまたはハードウェアの使用など、EUのデジタル技術サプライチェーンの強化にどの程度貢献しているか
(b)	入札者が、EUで開発された技術(EU研究開発プログラムから生じた研究開発成果を含む)をどの程度組み込んでいるか EUで開発された規格、仕様、ソフトウェア、モデルまたはその他の技術をどの程度利用しているか
(c)	サービスの提供に必要とされるイノベーションが、供給安全性の強化と欧州のクラウド・AIエコシステムの発展にどの程度貢献しているか
(d)	市場における入手可能性及び技術的要件を考慮して、実行可能な最大限の範囲で、EUで設計及び／または製造された重要なコンピューティング、ストレージ及びネットワークのハードウェア・コンポーネントを通じてサービスが提供されているか 上記が実行可能でない場合、供給安全性の強化及び欧州のクラウド・AIエコシステムの発展に貢献する第三国のハードウェア・コンポーネントを通じて提供されているか

主体」と共有できる。共有主体は、効果的、安全かつ強靱なサービス提供のために、適切な技術的、運用的、組織的措置を講じる必要があり、共有前に欧州委員会の評価と許可を要する。

欧州委員会はまた、ユーロクラウド連合のためのプラットフォームを構築し、少なくとも、◇利用可能な公共部門のデータセンター・サービス及びクラウドコンピューティング・サービスに関する情報を提供するカタログ、◇コンピューティング、ストレージ及びネットワークのリソースならびにサービスの交換及びオーケストレーション（調整・統合管理）を行うためのサービス・プラットフォーム、の機能を提供する。

ユーロクラウド連合への参加は任意であるが、欧州委員会は、将来的に、EU加盟候補国や候補国となりうる国、EUに本部を置く国際機関にも参加資格を拡大する可能性を検討する。

(4) オープンソース・ソリューションの奨励（第V章）

EU機関及び公共部門機関に対し、プロプライエタリな（独自仕様の）ソリューションよりもオープンソース・ソリューションの利用を奨励し（オープンソース・ファーストの原則）、促進する義務を規定している。EU機関及び公共部門機関によって開発された（またはこれらの機関のために開発され

た）ソフトウェアの共有に関する要件、欧州委員会がオープンソースソリューション・カタログを提供・維持する義務、加盟国のオープンソース・プログラム事務局（OSPO）のネットワークの構築などを定めている。欧州委員会は、EU機関及び公共部門機関によって再利用に供されたオープンソース・ソフトウェアにアクセスするための集中型カタログとして、EUオープンソース・ソリューション・カタログ（EU OSSカタログ）を「Interoperable Europe」³²のポータル上で提供する。オープンソース戦略の詳細に関しては次項を参照されたい。

3. オープンソース戦略 [1] [11]

欧州技術主権パッケージに関する欧州委員会コミュニケーションには、セクション4として「EUのオープン・デジタル・エコシステムのための戦略：オープンソースの活用による欧州技術主権の強化」（オープンソース戦略）が盛り込まれた。オープンソースは、通信や商業、医療、科学研究、行政サービスといった重要セクターの基盤となることも多く、EUの技術主権の実現に極めて重要な役割を果たす。オープンソース・エコシステムの確立により、イノベーション加速や技術コスト低減、海外ベンダーへの依存低下を通じ、競争力を高めるとともに、欧州の企業や研究者、政府が、安全でカス

タマイズ可能、かつ世界的に競争力のあるデジタルソリューションを構築することが期待されている。

しかし現状は、EUの現在のIT製品・サービスへの支出年間2,640億ユーロの大半が米国からのもので、こうした状況は、EUが重要なデジタルインフラを自ら制御し、ベンダーロックインのリスクを低減し、セキュリティやコンプライアンスを確保する能力に影響を及ぼす依存関係を生み出している。Linux発祥の地である欧州には、300万人を超えるオープンソース・コントリビューターからなる強力で活気あるコミュニティが存在し、こういった依存を解消する潜在能力を持つ。しかし、長期的なプロジェクト資金調達の難しさや、保守とセキュリティに関する不確実性、欧州発のソリューションの知名度の低さ、公共調達における障壁など様々な課題がある。世界のオープンソース・エコシステムは、特に米国や戦略的な動きを強める中国によって形成される傾向が強まっており、欧州委員会は、欧州は単にコードや人材を提供するのみならず、ビジョンやリーダーシップを発揮してその存在感を高めていく必要があるとしている。

新たな戦略は、オープンソースの力を活用してEU独自の代替手段を開発し、依存関係にある重要なデジタルインフラ分野において欧州の戦略的自律性を強化することを目指している。戦略では、オープンソースを支援する現行の政策を基盤としつつ、以下の4つの目標掲げている。

i) EUの技術主権のためにオープンソース

を活用する

ii) 活気あるオープンソース・エコシステムを強化・促進する

iii) EU機関を含む行政機関向けにオープンで相互運用可能なデジタル・エコシステムを促進する

iv) デジタル標準を強化し、国際的なアウトリーチを推進する

オープンソース戦略には、EUのコミュニティや企業が高品質なオープンソース・コンポーネントを開発、拡大、保守、保護できるようにするための供給側の施策が含まれていると同時に、安全なオープンソース・ソリューションの採用、統合、導入を官民双方で加速させるための需要側の施策も盛り込まれている。4つの目標に対して実施される主な取り組みは以降の通りである。

3-1. 技術主権のためのオープンソース活用

武器化されうるEU域外国への依存を低減すべく、欧州委員会は、加盟国及び民間セクターと協力して、既存のオープンソースの主権技術を支援するとともに、特に重要な技術分野において、オープンソース・ソリューションをさらに開発する。

導入と普及

・「オープン・インターネット・スタック（OSI：Open Internet Stack）」³³を拡充し、EUの優先事項やルールに合致するオープンソースの構成要素（ビルディングブロック）や主権ソリューションの共有カタログ（ワンストップ・ショップ）を提供する。
・加盟国や「欧州デジタルコモンズEDIC

³² Interoperable Europe（相互運用可能な欧州）は、EU加盟国間の行政機関がデジタルデータを国境を越えてスムーズに共有・連携できるようにするための規則「欧州相互運用性法（Interoperable Europe Act）」の下、相互運用を促進する欧州委員会のイニシアチブ。
<https://interoperable-europe.ec.europa.eu/interoperable-europe>

(Digital Commons European Digital Infrastructure Consortium)」³⁴と連携し、プロプライエタリなソリューションに代わるオープンソース製品(クラウド、業務ツール、セキュアな電子メール、分散型ソーシャルメディアなど)の導入を支援する。

・EUレベル、加盟国レベル、地域レベルの支援ネットワーク(Enterprise Europe Networkなど)の活用などにより、利用可能なEU主権技術ソリューションの認知度を高める。

・EUの個人デジタルIDシステム「EUDIウォレット(European Digital Identity Wallet)」, 企業のデジタルIDと登記や許認可などの情報を紐づけEUのどの加盟国でも提示できるようにする「欧州ビジネスウォレット(European Business Wallet)」, 及び年齢確認システムでオープンソースの活用を推進する。

構築と開発

・EU独自の完全な技術スタックの構築を支援するため、研究・イノベーションプログラムや公募入札を通じて、オープンソース・ソリューションの開発を推進する。オープンソースの構成要素やソリューションをさらに発展させうる主要技術分野として、◇

半導体(オープンソース・ハードウェアIPの開発とオープンソースの電子設計自動化(EDA)ツールに重点的に投資)、◇OS(コンピュータ用、モバイル用、IoT用、ロボット・ドローン用)、◇インターネット・アーキテクチャ、◇クラウドスタック、◇ソフトウェア開発インフラ(DevOps)、◇AIスタック、◇サイバーセキュリティ、が挙げられている。

産業セクターにおけるオープンソースの振興

特にAIをはじめとする重要分野において、EU域外国への依存を低減するためにオープンソースを活用していく。そのために、AIの導入を加速させ、分野横断的な連携を促進する。

・自動車、エネルギー、モビリティ、医療・医薬品、農業・食品、ロボティクス、製造、地理空間情報、航空宇宙といった戦略的分野に重点を置き、AI活用戦略に基づく公募において、オープンソースの導入を主流化させる。

・自動車、航空、鉄道などの分野で見られるように、競合企業同士がオープンソースの構成要素を共同開発し、共通のソフトウェアスタックを構築してデジタルトランス

フォーメーションの全体的な効率性を高めるための、産業連携プラットフォームを支援する。

3-2. 活気あるオープンソース・エコシステムの強化・促進

・アクセラレーターや法務・ライセンス関連の支援、トレーニング、調達機会の提供を通じて、スタートアップを支援する。

・オープンソースの戦略的資産を管理・維持する組織(スチュワード組織)向けのツールキットを開発し、EU域内のスチュワード組織を支援する。

・セキュリティ: オープンソース保守支援制度(Open Source Maintenance Instrument)の創設、重要な依存関係のマッピング、重要なオープンソースのミラーリング(複製・保管)能力を構築する。

・学校、大学、公務員、及び学習者を対象としたスキル向上への投資を行う。

3-3. 行政機関向けのオープンで相互運用可能なデジタル・エコシステムの促進

・オープNSTANダードやオープンソース・

ソリューションに基づくソフトウェアの入札を公正に評価する公共調達ガイドラインを策定する。

・欧州委員会オープンソース・プログラム局(EC OSPO)³⁵、EU(加盟国)公共部門OSPOネットワーク(EU Public Services OSPO Network)³⁶、及び「Interoperable Europe(相互運用可能な欧州)」³⁷の仕組みを強化する。

・欧州委員会のリポジトリに関する共通のセキュリティ基準(監視、脆弱性、ライセンス・コンプライアンス、システム間の依存関係に伴うリスク)を策定する。

・デジタル投資やガバナンスのチェックに、オープン性と設計段階から主権を確保するという考え方(sovereignty-by-design)を組み込む。

3-4. デジタル標準の強化と国際的なアウトリーチ推進

・「EUテック・ビジネス・オファー(EU Tech Business Offer)」³⁸などを通じて、EUのオープンソース開発者やソリューションを国際的に推進する。

³³ 2018年からHorizon 2020の枠組みで実施されたプロジェクト「Next Generation Internet (NGI)」を前身としており、1,400以上の小規模・中規模なオープンソース開発が行われたが、2025年に「オープン・インターネット・スタック」に進化することとなり、Horizon Europe(及びその後継プログラム)の下で各種プロジェクトが実施される。

<https://ngi.eu/news/2025/08/04/from-ngi-to-the-open-internet-stack-charting-the-next-chapter-in-europes-digital-future/>

³⁴ デジタルコモンズはオープンソース・ソフトウェアやオープンデータ、共通規格など、広く共同で利用・改良できるデジタル資産を指す。EDICは複数の加盟国が共同でデジタルインフラ事業を進めるための法的な枠組みとして欧州委員会により設置される官民学コンソーシアム。デジタルコモンズを欧州全体で使えるようにするため、資金調達、技術支援、開発、各国間の連携などを行う。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/commission-launch-digital-commons-edic-support-sovereign-european-digital-infrastructure-and>

³⁵ 2020年に策定されたオープンソース・ソフトウェア戦略の下で設置され、戦略で提示された活動のファシリテーター役を担う。

<https://interoperable-europe.ec.europa.eu/collection/ec-ospo>

³⁶ <https://interoperable-europe.ec.europa.eu/collection/eu-ospo-network>

³⁷ EU全域の行政機関がより効果的に連携できるよう支援する欧州委員会のイニシアチブ。加盟国の行政機関が、国をまたいでデジタルシステムやデータを「つなげて使える」ようにするための相互運用可能な欧州法(Interoperable Europe Act)で、複数国で使えるデジタルシステム構築の取り組み、ITシステム変更時の相互運用性チェックの義務化、ソリューションの共有・再利用、イノベーション及び支援策(規制サンドボックスなど)などを定めている。

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_6907

³⁸ EUのテック企業・イノベーターが、パートナー国で安全で信頼できるデジタルソリューションを展開することを支援する仕組み。国際デジタル戦略(2025年6月発表)で導入された施策の1つ。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/eu-sets-out-its-international-digital-strategy>

- ・パートナー国において、オープン・インターネット・スタック、AI、デジタルID、ビジネスウォレットなどEU発のツールの導入を支援する。
- ・EU標準化規則の改定等を通じ、標準化プロセスにオープンソース・コミュニティを組み込む

4. エネルギー分野におけるデジタル化とAIのための戦略ロードマップ [12] [13]

エネルギーシステムがデジタルへの依存度を高める一方で、価格上昇や地政学的課題が産業競争力と企業・世帯の購買力の両方に圧力をかけている。そのため、EUのエネルギー分野の自律性を強化し、脆弱性から保護するエネルギー分野における技術主権は、これまで以上に喫緊の課題となっている。

エネルギー分野におけるデジタル化とAIのための戦略ロードマップは、デジタルインフラの増大するエネルギー需要に対応し、AIがグリーンで競争力があり安全なEUエネルギーシステムをどのようにサポートできるかを概説している。消費者はデジタルソリューションによって電気料金が安い時間帯に消費をシフトでき、こういった需要側の柔軟性により、EUの消費者の電気料金を年間710億ユーロ以上削減できると推定されている。産業界にとっても、デジタル化は効率性を向上させ、価格シグナルへの対応を容易にし、それによりエネルギーコストを削減できる。AIベースの運用と保守の最適化により、2035年までに年間最大940億ユーロ（1,100億ドル）を節約できると予測

されている。電力網にデジタルソリューションを導入することで、電力網のリアルタイムの可視化、相互運用性、制御が可能となり、再生可能エネルギーのより大規模な統合を促進できる。

ロードマップは3つの柱（Pillar）と補完的な横断的アクションで構成され、それぞれにおいてフラッグシップアクション（主要活動）が提示されている。

- ・Pillar I（AIのためのエネルギー）：持続可能かつ透明性の高い方法でのデータセンターのエネルギーシステムへの統合
- ・Pillar II（エネルギーセクターのデジタル化とAI活用）：送電網強化技術の改善やスマートメーターの迅速な導入など、デジタル及びAIソリューションの普及の加速
- ・Pillar III（AIとエネルギーシステムのためのデータ）：EU域内でのデータ共有のための枠組みの構築と、安全かつ効率的な国境を越えた協力関係の確保
- ・横断的アクション（3つの柱を補完する取り組み）：AIソリューションへの信頼の必要性、重要なエネルギーインフラのサイバーセキュリティの強化、エネルギー産業で必要とされる特化したデジタルスキル、国際協力

これらに対し計6つのフラッグシップアクション（主要活動）が掲げられている。これらの概要は以降の通りである。

4-1. AIのためのエネルギー（Pillar I）

Pillar IIは、エネルギー需要源として急激に拡大しているデータセンターの系統への

統合の課題に取り組んでいる。データセンターは、EUの競争力とデジタル主権にとって極めて重要であり、デジタルサービスを支える演算能力を提供し、また、EU全体の地域経済を活性化させ、統合されたデジタルバリューチェーンを強化する役割も果たす。需要に見合ったデータセンター容量を確保するため、EUは今後5～7年以内にデータセンター容量を3倍に増やすことを目指している。データセンターの需要を適切に調整しなければ、電力網の混雑やネットワークコストの増大、供給の安定性への脅威などのリスクが生じる。

- ・フラッグシップアクション1：データセンターをエネルギーシステムに持続可能な統合するためのモデル三者協定の導入
データセンター事業者、エネルギー関連企業、公共機関の間で地域協定を展開する。モデルで以下のような側面を取り決めることが提案されている。◇電力網計画の改善のための情報提供の向上、◇データセンター・プロジェクトの最適な立地決定のための意思決定への情報提供の改善、◇電力網への接続要求の透明性の向上（投機目的の容量予約を避けるための「使用しなければ権利を失う（use-it-or-lose-it）」原則を含む）、◇電力購入契約（PPA）の利用の改善とクリーンエネルギーの追加発電、◇デー

タセンターの柔軟性利用に関するソリューションの提供（市場ベースの手段と現行の法的枠組みの活用）、◇データセンターからの廃熱の回収・利用の支援及びエネルギー性能の向上、◇必要な場所で電力網にアクセスするための柔軟な接続契約の活用。

モデル協定は2026年後半に公表される予定で、その後、加盟国及び地域で適応し試験運用される。ロードマップの発表に合わせて、エネルギー分野及びデータセンター分野の欧州業界団体14団体が意向表明書に署名し、企業6社が支持表明書に署名した³⁹。欧州委員会は自主的な措置では不十分であることが判明した場合、将来的に三者協定の法制化を検討する。

- ・フラッグシップアクション2：データセンターのエネルギー効率
エネルギー効率と水効率⁴⁰、再生可能エネルギーの利用、廃熱再利用、柔軟性の利用をカバーするデータセンターの評価・ラベル制度を2026年中に導入し、最初のラベルが2027年に発行される予定。ラベル制度は欧州委員会委任規則として制定されるもので、2026年3月に規則案のドラフトが公表されている⁴¹。また、EUの最低エネルギー性能基準の策定プロセスを開始し、ニーズ評価を2027年までに実施する予定。

³⁹ https://energy.ec.europa.eu/events/high-level-signature-event-strategic-roadmap-digitalisation-and-ai-energy-2026-06-03_en
https://energy.ec.europa.eu/topics/eus-energy-system/digitalisation-energy-system_en

⁴⁰ ラベルではデータセンターの電力使用効率（PUE）と水使用効率（WUE）の指標をA～Gの等級で示す。

⁴¹ https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/16035-Energy-efficiency-rating-scheme-for-data-centres-in-Europe_en

4-2. エネルギーセクターのデジタル化とAI活用（Pillar II）

Pillar IIは、エネルギーシステムをデジタル・AIソリューションの展開によってスマート化し、データに基づく高度化を行うことに重点を置いている。再エネの導入拡大や電化によって電力網の重要性が高まる一方、EUではデジタル化への取り組みが分散しており、従来型の電力網拡張がスマートなソリューションよりも有利になりやすい計画・規制上の慣行も残っている。スマートグリッドは、既存の電力網をより効率的に活用し、再エネの導入拡大や需要・発電・蓄電・EVなどの柔軟性を活用できるだけでなく、従来型の電力網拡張のコスト削減にもつながる。さらに、電力網のリアルタイムの可視化・相互運用・制御を可能にするスマートグリッドは、AIを大規模な最適化に活用するための前提条件となる。そのため、スマートグリッドの導入・性能を測る指標を整備するとともに、スマートメーターの普及を加速する必要がある。

・ フラッグシップアクション3：スマートグリッドのKPIとスマートメーター導入の加速
欧州委員会は、欧州エネルギー規制機関間協力庁（ACER）と協力し、2026年半ばま

でEUのスマートグリッド指標（KPI）カタログを完成させる予定。これらの指標は、加盟国のネットワーク料金体系や、送電事業者の設備投資承認、公共調達基準に影響を与えることが期待されている。また、EUにおけるスマートメーターの全面的な導入を加速させるための法案を2026年中に発表し、各加盟国の普及率の最低目標導入を目指すとともに、ACERは2028年にスマートグリッド指標に関する勧告を提出する任務を負う。ACERはその後、定期的に進捗状況を監視する。

・ フラッグシップアクション4：エネルギーバリューチェーン全体にわたるAIモデルの開発

ロードマップ発表に合わせて、電力網の管理・計画のためのAIモデルを共同開発するプロジェクト「AI.grids」⁴²の実践コミュニティを立ち上げる協定が締結された。送電・配電事業者（19社）と公的研究機関（22機関）を中心に計49のパートナーが関与する⁴³。ホライズン・ヨーロッパでは、この分野に特化した公募を2026年（3,000万ユーロ）と2027年（2,000万ユーロ）に開始する⁴⁴。概念実証モデルは2027年第1四半期に開発・試験され、初の運用モデルは2027年末まで

に完成する予定。

また、再生可能エネルギー、蓄電、送電網プロジェクトの加盟国による許可審査を効率化するため、生成AI技術を用いたデジタルポータルを開発する。設計は2027年、公共機関による利用開始は2028年を予定している。

4-3. AIとエネルギーシステムのためのデータ（Pillar III）

国境を越えたエネルギーデータの交換に関する法的な枠組みはある程度整備されているものの、制度や運用は依然として断片化している。データの一次利用（計量、請求、供給事業者の切り替え、デマンドレスポンス、スマートEV充電サービスなどエネルギーサービス提供のためのデータ交換）については既存の法的枠組みで一定程度カバーされているものの、加盟国によって実施状況が大きく異なるため、国境を越えたサービスの展開を妨げている。さらに、研究・分析やAIモデルの学習などを目的とするデータの二次利用については、明確な枠組みが十分に整備されておらずデータ共有が進まない。エネルギーデータの交換に固有のEU共通のルールや、インターフェース、信頼サービスを整備し、国境を越えたエネルギーデータの交換・共有を簡素化する必要がある。

・ フラッグシップアクション5：クロスボーダー・エネルギーデータ交換フレームワークの確立
スマートエネルギーサービスとAIモデル

学習に使用されるエネルギーデータの国境を越えた交換を簡素化するためのEUフレームワーク（Framework for Cross-Border Energy Data Exchange）を確立する。データアクセス手順、相互運用性の最低基準、商業的に機密性の高いデータや個人データの保護措置、そして公益目的でのエネルギーデータの二次利用のための仕組みを定める。エネルギーデータの交換が改善されれば、一次利用では、EV、ヒートポンプ、バッテリー、及び制御可能な需要からの柔軟性を引き出せ、デジタル技術を活用したソリューションにより、2030年までに約230GWの柔軟性を解放して消費者のシステムコストを削減できる可能性がある。二次利用に関しては、AIモデルの学習や公益・研究目的のためのエネルギーデータの共有促進、エネルギー分野におけるAIのための信頼フレームワークの確立、ホライズン・ヨーロッパのプロジェクトや電力網向けAI基盤モデル開発の実践コミュニティの成果を踏まえた規制サンドボックスの構築に重点が置かれる。

4-4. 横断的アクション（信頼、人材、国際協力）

ロードマップの施策を効果的に実施するため、3つの柱すべてにまたがる、サイバーセキュリティ、AIの安全性、労働力の能力、ガバナンスといった実現のための前提条件に取り組む。

・ フラッグシップアクション6：AIの安全性と重要なエネルギー機器のサイバーセ

⁴² 欧州委員会が、送電網の管理・計画に向けた汎欧州的なAI基盤モデルを開発するためのパイロット・フレームワークの構築を目指し、2025年12月からホライズン・ヨーロッパのエネルギー分野のAI試験・実験施設に関するプロジェクトの関係者をはじめとするステークホルダーと協議してきた。プロジェクトの運営・統括はベルギーに拠点を置く非営利国際団体CRESYM（Collaborative Research for Energy SYstem Modelling）が担う。
https://energy.ec.europa.eu/events/high-level-signature-event-strategic-roadmap-digitalisation-and-ai-energy-2026-06-03_en

⁴³ <https://cresym.eu/ai-grids/>

⁴⁴ オープンソース戦略に沿って、欧州委員会はホライズン・ヨーロッパの公募でもオープンソースのアプローチを支援する。

セキュリティの強化

デジタル技術やAIを重要なエネルギーインフラに統合することは、ハイブリッド脅威やサイバーセキュリティ上のリスクも高める。欧州委員会は、加盟国との協力により、エネルギー分野のAIアプリケーションの試験・検証を行うAI規制サンドボックスを確立し、高リスクAIシステムに関する実証に基づく規制上の知見を蓄積する。また、AI法⁴⁵に基づく、エネルギー分野に特化した高リスクAIシステムに関するガイダンスを発行する。さらに、より広範なEUサイバーセキュリティ枠組みに沿って、脆弱性の検出、継続的な監視、異常検知、及びインシデント対応自動化のための主権的なAIツール活用を推進する。

同時に、エネルギー分野における電化、デジタル化、及びネットワーク化の進展も、同分野をサイバーセキュリティ上の脅威にさらしている。特に、太陽光発電及び風力発電のインフラは、サイバーセキュリティ上の優先的な懸念事項として浮上しており、発電の操作や妨害、運用データへの不正アクセス、サプライチェーンの主要事業者への潜入、遠隔による停電を引き起こす可能性といった高いリスクが指摘されている。これらのリスクに対応するため、欧州委員会は、EU内の太陽光・風力発電設備も含むこれらの優先分野における体系的なリスク評価を進める。2026年中には、域内の太陽光発電施設のリスクアセスメントを実施す

る。2026年にはまた、エネルギー供給安全保障の枠組みの見直しを行い、重要なエネルギー機器（インバーターなど）におけるサイバーセキュリティリスクの特定と管理改善に向けた新たな措置を盛り込む可能性があるとしている。

国際協力の面では、EUとそのパートナー双方に利益をもたらす形で、世界のエネルギー及びデジタルガバナンスを形作ることを目指しており、EUによる協調的な取り組みが不可欠である。欧州委員会は、EU国際デジタル戦略に沿ってエネルギーとAIの連携に関する国際協力を推進する。志を同じくするパートナーや国際機関と連携し、2026年以降、G7エネルギー・AI作業計画（G7 Energy and AI Work Plan）を推進していく。

5. おわりに

ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員長は、技術主権パッケージの発表に当たり、「病院の運営維持やエネルギー網の安定、公共サービスの安全保障のための技術を他国に依存する余裕はない」と断言した。「これ（技術主権）は市民を守り、国益を擁護し、自らの選択を行えるかどうかの問題だ。欧州には人材、卓越した研究力、産業基盤、そして単一市場がある。これらの強みを結集し、技術主権を確立しなければならない」と述べている。

今回取り上げた技術主権パッケージは、EUが重要技術について域外への過度な依存

を減らして自律性を高め、自らの技術的な選択肢を確保するための政策を、半導体、クラウド・AI、オープンソース、エネルギーといった幅広い分野で具体化するものである。

今後、EUが「技術主権」と「開かれた市場」のバランスをどのように取っていくのかという点が注目される。技術主権パッケージは、議会・理事会での議論が加速している産業加速法（IAA）や、9月に発表が見込まれる公共調達法（PPA）に象徴される、保護主義的な色合いを持つ「欧州優先」（European preference; Made in EU）の議論とも結びつくものである。例えば、クラウド・AI開発法が定めるEU域内拠点要件や顧客データのローカリゼーション要件は、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト（DFFT）等の価値を共有する、日本をはじめとするパートナー国の参入を制限してしまうおそれがある。特定国への依存低減の趣旨は理解するものの、「技術主権」や「産業競争力」を盾に保護主義に陥るのではなく、価値を共有する、信頼できるパートナー国間で協調していく意義をEUに説いていくことが重要である。

欧州委員会は技術主権について、「開放性、パートナーシップ、公正な競争」に基づくものであり、「孤立や保護主義、技術的デカップリング」ではないと明記している。EUが重要技術について域内で確保しようとする能力の範囲を今後どこまで広げていくのか。また、域外国との協力や国際的なサプライチェーンをどのように位置付けていくのか。いずれにせよ、今回発表された施策はまだ

具体化の途上にあり、今後の審議状況や制度設計に注視していく必要がある。

参考文献

- [1] “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS on European Tech Sovereignty, accompanied by an EU Open Source Strategy [COM (2026) 503 final]” (2026年6月3日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52026DC0503>
- [2] 欧州委員会プレスリリース “Commission proposes tech sovereignty package to strengthen Europe's digital autonomy and resilience” (2026年6月3日)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1187
- [3] “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on a framework of measures for strengthening the Union’s semiconductor ecosystem, repealing Regulation (EU) 2023/1781 (Chips Act 2.0) [COM (2026) 504 final]” (2026年6月3日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52026PC0504>

⁴⁵ <https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai>

- [4] European Court of Auditors “Special report 12/2025: The EU’ s strategy for microchips – Reasonable progress in its implementation but the Chips Act is very unlikely to be sufficient to reach the overly ambitious Digital Decade target” (2025年 4 月28日)
<https://www.eca.europa.eu/en/publications/sr-2025-12>
- [5] ロイター記事 “Semiconductor firms call for EU Chips Act 2.0” (2025年 3 月19日)
<https://www.reuters.com/technology/semiconductor-firms-call-eu-chips-act-20-2025-03-19>
- [6] “Declaration of the Semicon Coalition calling for a revised EU Chips Act in order to strengthen and revitalize Europe's position in the global semiconductor industry” (2025年 9 月25 日)
<https://www.government.nl/latest/news/2025/09/29/all-eu-countries-join-semicon-coalition-to-secure-technological-leadership>
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/semicon-coalition-calls-reinforced-chips-act>
- [7] ESIAプレスリリース “Semicon Coalition & industry: a united front to power Europe’ s semiconductor future” (2025 年 9 月29日)
https://www.eusemiconductors.eu/sites/default/files/2025.09.29_ESIA-PR_SemiconCoalition-IndEndorse.pdf
- [8] “Industry endorsement of the Semiconductor Coalition declaration: Bold action, proper preconditions, and a business case for Europe” (2025年 9 月 29日)
https://www.eusemiconductors.eu/sites/default/files/2025.12.01-15.17_IndustryEndorsement_FullDocument.pdf
- [9] 欧州委員会ウェブサイト “Have your say - Public Consultations and Feedback – Chips Act 2.0”
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/14842-Chips-Act-2_en
- [10] “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework of measures for strengthening Europe’ s cloud and AI ecosystem (Cloud and AI Development Act) [COM (2026) 502 final]” (2026年 6 月 3 日)
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52026PC0502>
- [11] 欧州委員会ウェブサイト (2026年7月24 日更新)
<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/open-source-strategy>
- [12] “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS Strategic Roadmap for Digitalisation and AI in the Energy Sector [COM (2026) 501 final]”
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52026DC0501>
- [13] 欧州委員会プレスリリース Commission proposes tech sovereignty package to strengthen Europe's digital autonomy and resilience” (2026年 6 月 3 日)
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_26_1187





海外情報

—JETROビジネス短信より—

BIG DAISHOWAが ドイツ南西部に欧州統括拠点を開設

(ドイツ、日本)
(2026年7月13日)

●ミュンヘン発

BIG DAISHOWA（本社：大阪府東大阪市）は7月1日、ドイツ南西部バーデン・ビュルテンベルク州のズルツ・アム・ネッカー市に新設した欧州統括拠点の開所式を行った。同社は、金属を削る工作機械と刃物をつなぐ工具保持具（ツーリング）で日本国内シェア50%以上を占める。これまでスイス現地法人から欧州ビジネスを管轄していたが、ドイツの新拠点は6,000㎡の敷地内に欧州統括機能

や物流センター、ショールームなどを備え、今後の欧州ビジネスの要となる。ズルツ・アム・ネッカー市はドイツ中部からスイスまで伸びる高速道路沿いに位置し、スイス拠点とのアクセスが良いこと、また機械製造業が盛んなバーデン・ビュルテンベルク州にドイツの顧客が多いことが、今回の進出先の決め手となった。

開所式には、欧州統括拠点が立地する工業団地「InPark A81」を共同運営するズルツ・アム・ネッカー市とフェーリングゲン市の市長をはじめとする自治体の関係者やBIG DAISHOWAの取引先企業など、約40人が参加。同社の仲谷開人取締役社長は、「欧州統括拠点の新設は当社の欧州市場へのコミット

メントを示すもの。顧客からこれまで以上の信頼を得るべく、より充実したサービス提供、営業、物流を一括して行っていく。この地域とともに成長し、欧州産業の発展に貢献していきたい」と述べた。地元の自治体からは、技術力の高いBIG DAISHOWAの進出がビジネス拠点としての魅力を高め、地場企業への好影響を与えることを期待する声が聞かれた。

(鷲澤 純)



同社欧州統括拠点の新社屋（ジェトロ撮影）

世界のEV市場に変容の兆し 世界の脱炭素化動向

(2026年8月6日)

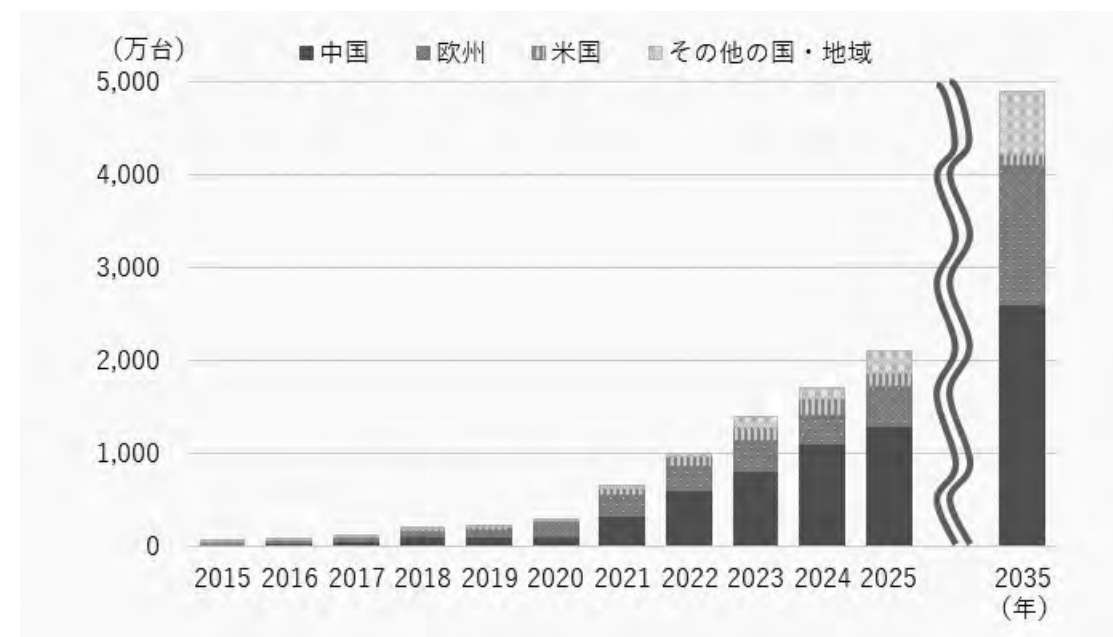
2025年も世界のEV市場は成長したが、世界市場を牽引してきた中国とEV補助政策が転換された米国では、2026年に入り販売台数が減少している。一方、二酸化炭素（CO₂）排出基準が引き上げられた欧州や、東南アジアなど新興市場では成長が続く見込みだ。さらに、2026年に入ってからの中東情勢悪化によるエネルギー危機も受け、中国・欧州・米国の3大市場がリードしてきた世界のEV市場に、成長市場や販売先、主力車種のほか脱炭素化手法の広がりを伴う変容の兆しが出ている。本稿では、中国をはじめとする各国・地域のEV市場の最新動向を整理する。

〈主要3市場以外の新興市場が拡大〉

国際エネルギー機関（IEA）の「世界EV見通し2026」によれば、2025年の世界のEV（注1）新車販売台数（乗用車のみ）は、前年から20%増加して2,000万台を突破した（図1参照）。世界の新車販売台数の4分の1をEVが占める計算となる。

主要国・地域における販売台数は、中国が1,330万台で最多だが、前年比の伸び率は2割弱となり、前年（約4割増）から低下した。欧州は2025年からの新車販売における二酸化炭素（CO₂）排出基準引き上げに加え、一部の国でのEV購入補助金の再導入や継続も後押しし、前年比3割増の420万台となった。米国はEV購入への税額控除撤廃などの政策転換を受け、前年からほぼ横ばいの153万台

図1 世界におけるEV販売台数
出所：IEA「Global EV Outlook 2026」からジェトロ作成



注：2035年のデータは現行の政策に基づくIEAの予測値。

にとどまった。

中国・欧州・米国の3大市場が依然として約9割のシェアを占めるEV市場だが、新興市場も台頭している。2025年の3大市場以外の国・地域におけるEV販売台数は、前年の130万台から200万台に増加した。特に東南アジアでは増加が顕著で、2025年の販売台数は前年比で倍増し、50万台に達した。中でも、国産メーカー VinFastを有するベトナムや、中国からの輸入免税制度など有利な条件が整うタイ、インドネシアが増加を牽引した。後述のように、中国市場から安価なEVが流入してきていることが、EV販売台数増加につながっている。

また、中南米も前年比で75%増加し、約35万台に到達した。ブラジルとメキシコでの増加が主因で、プラグインハイブリッド車（PHEV）が占める割合が高くなっている。中東でも、前年比約4割超増の約7万5,000台となった。同地域の主要販売国であるUAEに加え、サウジアラビアやカタールでの伸びも大きい。また、EV販売規模が拡大し始めた2020年ごろはテスラが優勢だったのに対し、2025年時点では同社のシェアは低下し、代わりに比亞迪（BYD）のシェアが上昇している。

2026年に入り、国・地域によりEV販売動向の明暗が分かれている。IEAの同見通しによると、2026年第1四半期のEV販売台数は前年同期比8%減の390万台だった。中国のEV下取り制度改定とEV購入税優遇措置の縮小、米国のEV関連政策の縮小が世界全体の減少に影響した。一方で、欧州（前年同期比約3割増）や東南アジア（同約8割増）、中

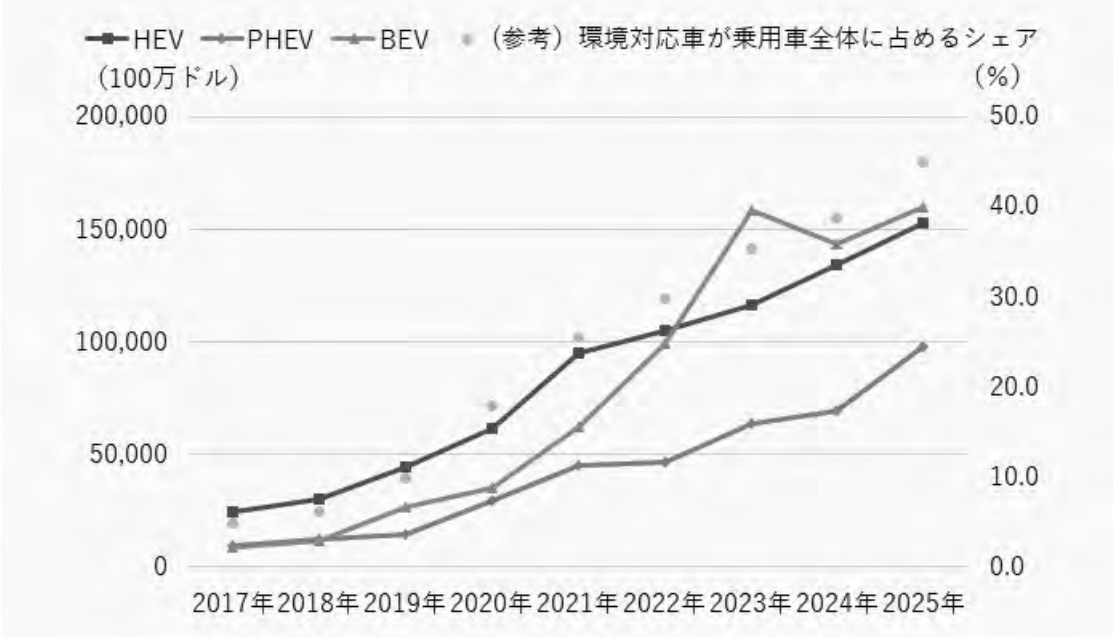
南米（同約75%増）では増加している。IEAは、2026年の世界の販売台数は約2,300万台に到達すると予測しており、特に欧州と新興市場での伸びが大きいと見込んでいる。また、中東情勢を受けた原油価格高騰を機に、EV市場の成長が加速する可能性もIEAは示唆している。例えば、石油燃料依存の解消策として、タイではEV購入向けの低金利ローンや旧車下取り制度などの導入が検討されている。一方、燃料税の減税や補助金導入、電気料金の急激な上昇が生じれば、EV購入のインセンティブは弱まる可能性もあるとしている。エネルギー危機も相まって、2026年以降のEV市場の再編が進む可能性がある。

〈BEVに迫るHEV、PHEV市場〉

EV市場の変化は、販売先だけではなく、環境対応車の車種別輸出動向にも表れている。2025年の環境対応車（BEV、HEV、PHEVの総称）の輸出を見ると、世界のEV需要を牽引してきたバッテリー式電気自動車（BEV）に加え、ハイブリッド車（HEV）やプラグインハイブリッド車（PHEV）も勢いを増している。これら3種を合計した環境対応車が乗用車の輸出総額に占める割合は42.0%で、3品目のHSコードが新設された2017年以降で最高となった（図2参照）。環境対応車の輸出総額に占める割合は、BEVが38.9%で最多だが、HEV（37.2%）が1.7ポイント差に迫る。世界のHEV輸出額の半数近くを占めるEUの輸出額は、27.0%増の703億ドルとなり、前年（0.5%増）から伸びが加速した。2025年のEUの乗用車市場では、

図2 環境対応車輸出総額に占める各車種のシェア

出所：ジェトロ推計値（Global Trade Atlasから作成）からジェトロ作成



注1：輸出額ベース。

注2：環境対応車はHEV、PHEV、BEVの合計。

初めてHEVの新車登録台数がガソリン車を上回り、首位となっている。

また、主要輸出国である中国の2025年のEV輸出を見ると、BEVは13.9%増の364億ドルで前年のマイナスから持ち直した。HEVの世界シェアは5%程度にとどまるものの、輸出額は75.3%増の809億ドル、PHEVは約2.8倍増の224億ドルだった。中国の2025年のEU向け輸出は、BEVでは16.5%減少したのに対し、PHEVは約3.6倍に増加した。中国のHEV輸出の世界シェアは5%程度だが、スペインやイタリア向け輸出は増加した。EUは2024年10月に中国製BEVに対して追加関税を発動したが、BEVに比べて相対的に関税率の低いHEVやPHEVの輸出が伸びたと

考えられる。

米国を筆頭とするEV推進政策の転換（注2）もあり、BEVに加えてHEVやPHEV市場も拡大していることがうかがえる。

〈中国メーカーは海外輸出や進出を模索〉

EV市場の変容を促す要因の1つが、中国メーカーの海外展開加速だ。中国の国内市場では、中国語で「内巻」と呼ばれる過度な価格競争に陥っており、国内の業界団体や政府は対策に乗り出している。国内市場の成長鈍化も相まって、大手メーカーは海外市場の開拓を急いできた。

一方、国外では、安価な中国製EVの流入に対し、欧米を中心に規制強化が進められて

きた。中国の国家補助により競争市場が不正にゆがめられているとして、2024年に米国、カナダ、EUが中国製EVに対する関税を強化した（注3）。国内市場の飽和と各国の関税引き上げを受け、中国の大手メーカーは、前述のように東南アジアをはじめとする新興市場へ輸出を拡大しつつ、関税措置への対応として海外進出にも注力している。ただし、BYDや寧徳時代新能源科技（CATL）のハンガリー工場、またBYDのトルコ工場の稼働時期には、当初計画からの遅れが生じている（表参照）。

米国の追加関税への対抗策として、メキシコやカナダを足掛かりに北米へ進出しようとする動きもみられる。BYDは米国の関税政策などの不確実性の高まりから、2025年7月に投資計画を保留していた。だが2026

年に入り、BYDと吉利汽車（Geely）は、閉鎖が決まった日産とメルセデス・ベンツの合弁工場の買収の最終候補に残っているとロイターが報じている（注4）。ほかにも長安汽車（Changan）、奇瑞汽車（Chery）、MG Motorなどの中国メーカーがメキシコ進出に関心を寄せており、中国メーカーの関心がメキシコに集まっている。

カナダは2024年10月から中国製EVに対し100%の関税を適用してきたが、中国との戦略的関係強化の一環で、2026年1月に年間4万9,000台の中国製EVの輸入割当枠を設け、最恵国待遇（MFN）税率の6.1%まで関税を引き下げた。BYDは関税引き下げを受け、現地事業の設立も視野に入れているとされ（注5）、関税引き下げで他メーカーも含めてカナダへの輸出や進出が活発化する可能

性がある。これまで見てきたように、中国メーカーは各国の通商政策や関税措置をふまえてグローバル生産体制の再構築を図ろうとしている。

〈自動車分野でも活用が期待される次世代燃料〉

このように、世界各国でEV導入が進み、運輸部門の脱炭素化が進展している。しかし近年は、全面電動化だけではなく、エネルギー安全保障や産業競争力の観点から、バイオ燃料や合成燃料などの次世代燃料との併用も進められている。航空燃料（SAF）に比べると、自動車分野での次世代燃料の活用は限定的ではあるが、ここでは自動車分野における各国の次世代燃料導入の動きを取り上げる。

IEAのRenewables 2025によると、再生可能エネルギー由来の電力や液体バイオ燃料などの利用拡大に伴い、輸送部門における再エネ消費量は2030年までに50%増加すると予測されている。増加分の半分近くをEV向けの再エネ由来電力が占め、次いで道路輸送用バイオ燃料（35%）が続く。IEAによると、特にブラジル、インド、インドネシア、マレーシアの4カ国での成長が見込まれている。例えば、インドでは2026年6月にE85（エタノール混合率が80～85%のガソリン）の販売も開始された。世界最大のパーム油生産国であるインドネシアも、国家戦略としてバイオ燃料の導入を進めており、2026年7月からはB50の導入と軽油の輸入停止が始まっている。

前述の4カ国に加え、EUは2025年末に発表した「自動車パッケージ」で、乗用車・バ

ンのCO₂排出削減目標について、2035年目標を「2021年比で100%削減」から「90%削減」に引き下げる案を示した。この案が成立すれば、2035年から予定していた内燃機関を搭載した新車販売を実質禁止する方針を転換するかたちとなる。残りの10%は、EU域内産の低炭素鉄鋼または合成燃料（e-fuels）やバイオ燃料の使用により相殺可能としている。また、米国で2025年7月に成立した「大きく美しい1つの法案法（OBBBA）」では、EV購入税額控除などが縮小された反面、バイオ燃料の生産にかかる税額控除の適用時期が延期されるなどの条項が設けられ、バイオ燃料普及の追い風となる可能性がある。

これまで見たように、世界のEV市場は引き続き拡大しているものの、成長を牽引する市場には変化も生じている。車種面でも、BEV一辺倒からHEVやPHEVを含む多様な選択肢へと移行し、多様な技術を組み合わせる方向へと変わりつつある。さらに、各国が脱炭素目標を掲げる中、EVと組み合わせるかたちで、バイオ燃料や合成燃料といった次世代燃料の普及も進められている。

注1：バッテリー式電気自動車（BEV）とプラグインハイブリッド車（PHEV）の合計。

注2：インフレ削減法（IRA）で定められていたEV購入に対する7,500ドルの税額控除（IRC30D）を撤廃し、消費者の購入インセンティブを大幅に低下させた。

注3：EUの追加関税の対象はBEVのみ。

注4：ロイター “Seeking Mexico foothold,

表 中国EV関連メーカーによる欧州・米州向け海外展開の主な事例（一は記載なし）
出所：各社発表、報道などからジェトロ作成

メーカー	進出予定国	報道・発表日	開業・予定時期	状況
寧徳時代新能源科技 (CATL)	ハンガリー	2026年5月	・新工場でのバッテリーモジュール組み立て:2026年5月 ・バッテリーセル生産開始:2025年末 ⇒延期	2024年秋から賃借工場でバッテリーモジュールの生産を行ってきたが、2026年5月に新工場での組み立てを開始した。一方、バッテリーセル生産は工場操業に必要な環境許認可の取得が難航しており、当初計画していた2025年12月の生産開始から遅れている。セル工場の建設は完了しており、生産開始に必要な認可が取得され次第、バッテリーセルの試験生産を開始する見込み。
比亞迪(BYD)	ハンガリー	2026年6月	2025年5月末 ⇒2026年第4四半期予定	生産開始は当初予定から約1年遅れる見込み。有害物質を含む土壌管理や環境規制違反の疑いにより、ハンガリー警察・当局による捜査を受けていたが、同社は規制を順守していると反論している。
比亞迪(BYD)	トルコ	2026年6月	2026年末予定 ⇒未定	年産15万台の電気自動車(EV)とプラグインハイブリッド車(PHEV)の生産工場、モビリティ技術開発センターを設立すると発表していたが、2026年6月時点ではハンガリー工場を優先し、トルコ工場は保留と報じられている。トルコ政府は投資契約は有効なままだと主張している。
比亞迪(BYD)、吉利汽車 (Geely)	メキシコ	2026年2月	－	閉鎖が決まった日産とメルセデス・ベンツの合弁工場の買収の最終候補に残っているとの報道がある。
比亞迪(BYD)	カナダ	2026年4月	－	当初2024年に進出予定だったが、中国製EVへの関税引き上げを受け計画を凍結していた。2026年に入り、再び進出を検討している。

China’s BYD and Geely bid to buy car plant” (2026年2月12日付)。
注5：FT Locations “Redirection, not retreat: Tariffs and North American FDI” (2026年4月23日付)。

インド四輪EV市場 販売動向と今後の展望 (2026年8月10日)

インド市場の自動車販売は年々拡大しており、2025年の乗用車と商用車を合計した四輪車新車販売台数は550万台を記録し、過去最高を更新している。これは日本の新車販売台数を上回り、世界第3位の市場規模だ。インド政府は、2070年のカーボンニュートラル達成に向けて、化石燃料を使わず、排気ガスを一切出さない電気自動車（EV）を推奨している。昨今、インド市場で四輪EVの新モデル発表の報道を目にする機会が増えてきた。そこで、現在販売されている四輪EVの特徴や販売動向を分析し、今後の方向性と課題を整理した。

〈現在の四輪EV販売モデル数〉

2023年に公開のレポートでも、インド市場の四輪EV普及の方向性を整理した。当時、四輪EVを発売しているメーカーは多くなかった。主要6社だけで全EV販売台数の約95%を占める状況で、モデル数も限定的だった。

現在、インド市場で四輪EVを上市しているメーカー数は19社、既に発売を開始しているモデル数は51に拡大した（2026年7月執筆

者にて確認）。消費者が選んで購入できる状況になってきている。更に、販売を予告している10社を含め、合計27の新規モデルが追加される見通しだ。市場はまさに戦国時代に突入したといえる様相を呈している。

2026年2月、インド市場で四輪乗用車の販売トップシェアを維持している日系企業のマルチ・スズキが、同社初となる四輪EVの発売を開始した。発売直後は納車まで2カ月待ちの状況であったことから、消費者の関心が高いことがうかがえる。このように各メーカーから新モデルが続々と市場に投入される一方、一部メーカーでは輸入した完成車の売れ行きが芳しくなく、長期在庫が続いているとの報道もある。四輪EV市場では、「売れる車」と「売れない車」の差が明確になりつつあるようだ。

〈インド市場の四輪EV販売実績〉

2025年のインドの全四輪乗用車販売台数は448万9,717台だ。他方で、四輪EVの新規登録台数（新車・中古車の合計）は19万4,034台にすぎない。まだ市場初期で、新しさや流行に敏感な消費者が購入する「アーリーアダプター」の領域にある。

四輪EVメーカー別のシェアを見ると、2023年に約70%のトップシェアを獲得していたタタ・モーターズ（注1）は、2025年にシェアを39%まで落とした。2025年の成長率で見ると、タタ・モーターズは前年比111%であるのに対し、JSW・MGモーターが同237%、マヒンドラ＆マヒンドラが同461%と急速に拡大している。全体では、この上位3社が約84%のシェアを占めていることが分

図1 四輪EVの年別メーカー別販売推移
出所：VAHANサイトからジェトロ作成

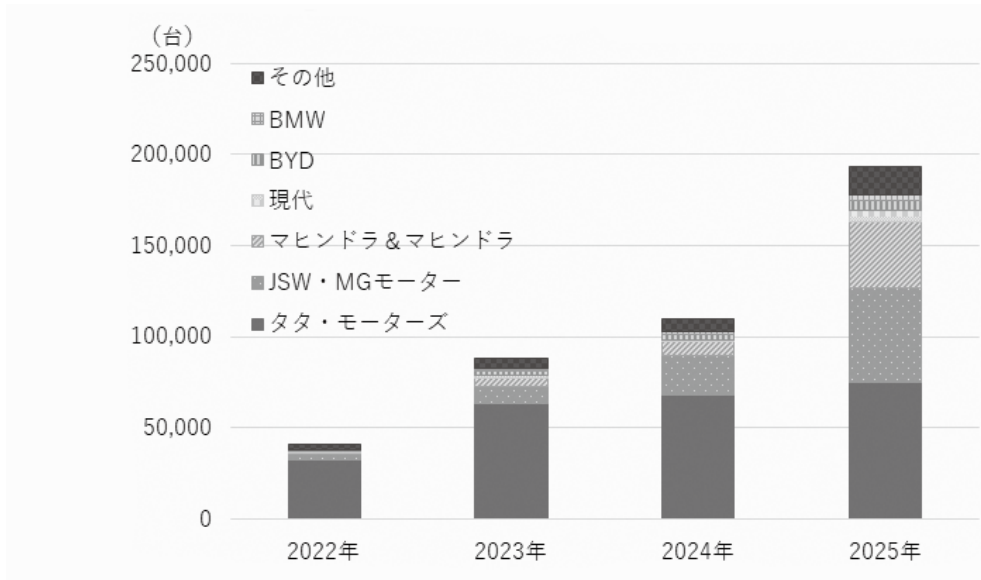
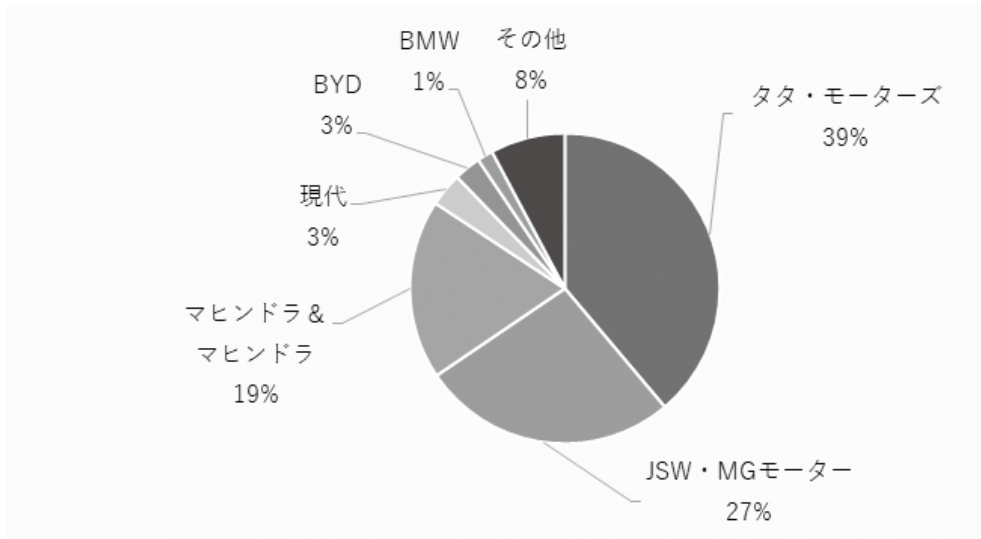


図2 2025年四輪EVメーカー別販売シェア
出所：VAHANサイトからジェトロ作成

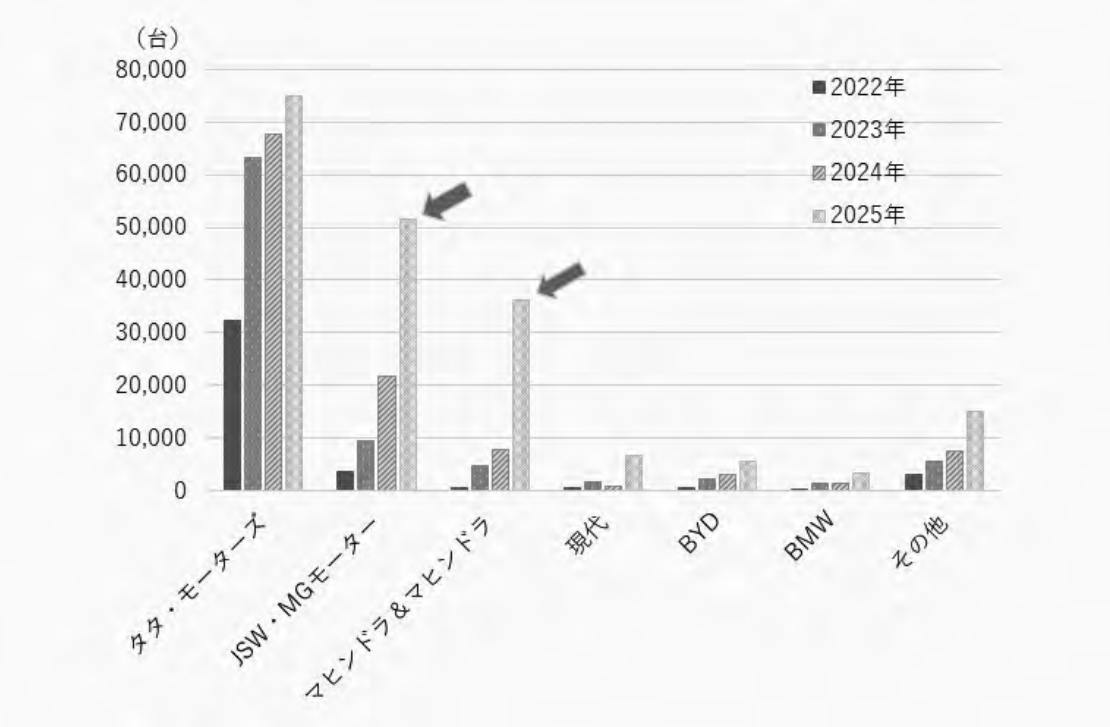


かる（図1、2、3参照）。四輪EV市場は拡大局面にある一方、市場を先行して開拓してきたタタ・モーターズのシェア低下が示すように、競争は「EVを投入した企業が有利な

段階」から「商品力やブランド力で選ばれる段階」へ移行しつつあるとみられる。

2025年のモデル別の販売実績を見ると、上位5モデルで全体の約6割を占めており、売

図3 四輪EVの上位メーカー年別販売推移
出所：VAHANサイトからジェトロ作成



れ行きが好調なモデルが明確になってきているようだ（表参照）。これら販売上位モデルに共通する特徴は何か、各車両の諸元データを含めていくつかの角度から整理した。イン

ドの四輪EV市場では消費者の選択肢が広がる中、売れ筋モデルの動向からも、価格や居住性、ブランド戦略などの製品競争力が重要になっていることがうかがえる。

表 2025年の四輪EV販売上位メーカーとモデル（－は記載なし）
出所：Cartoq「2025 EV Sales In India Report Card: Top 5 Best Selling EVs」からジェトロ作成

OEMメーカー	EV モデル	販売台数(台)	シェア
JSW・MGモーター	WINDSOR	42,356	22%
タタ・モーターズ	NEXSON	24,612	13%
マヒンドラ&マヒンドラ	XEV9e	22,266	12%
タタ・モーターズ	PUNCH	16,763	9%
タタ・モーターズ	TIAGO	16,247	8%
その他	－	71,011	36%
合 計		193,255	100%

〈販売されている四輪EVの特徴：バッテリー容量と航続距離/販売価格〉

現在販売されている四輪EVの駆動方式は、内燃機関車同様に前輪駆動・後輪駆動・四輪駆動（AWD）が存在し、それぞれの駆動方式によって走行性能や安定性などに違いがあることは知られている。ここで、EVの性能や価格を左右する重要な要素であるバッテリー容量とショールーム価格の関係を整理した（図4参照）。図4からは、バッテリー容量が大きいほど販売価格も高くなる傾向が読み取れる。

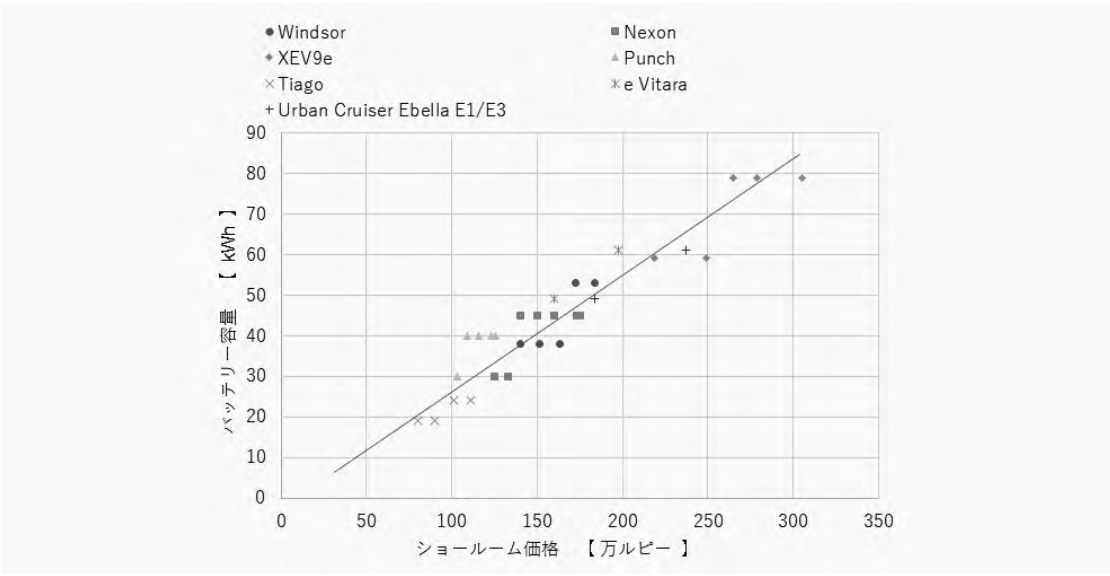
各モデルには、バッテリー容量が異なる標準グレードと廉価グレードが設定されている。車体価格の半分を占めるともいわれる高コストのバッテリーの搭載量を減らすことで、メーカーは販売価格を下げるができる。一方で、1回の充電で走行できる航続距

離はバッテリー容量に応じて短くなる（図5参照）。購入価格を優先するか、航続距離を優先するかは、購入者の選択となる。

内燃機関車の売れ筋の車体カテゴリーは、コンパクト、ミニに加え小型SUVなどの小型車で、特に安価なモデルの人気の高い。2025年9月に改正通達された物品・サービス税（GST）で、小型車の税率が大幅に引き下げられた。これを受けて販売台数は増加し、現在もその傾向が続いている。消費者にとって「価格」は重要な購入判断指標の1つであることがうかがえる。

続いて、四輪EVの価格帯について、販売上位5モデルに設定されている全グレードを含めて整理した（図6参照）。特徴は、比較的低価格帯である100万ルピー（約170万円、1ルピー＝約1.7円）から149万ルピーに価格設定されたモデル・グレードが多い一方、

図4 ショールーム価格とバッテリー容量の関係（販売上位5モデル+日系モデル）
出所：各メーカーのカタログからジェトロ作成



200万ルピーを超えるモデルも支持されていることだ。購入者の所得の増加に伴い、比較的高価格帯のモデルにも一定の需要があることがうかがえる。

〈販売上位四輪EVの特徴：車両寸法〉
2025年に四輪EV購入者に対して実施したアンケートでは、購入可否決定要因の1つとして、「車内スペースが広いので快適」との声

図5 バッテリー容量と航続距離（販売上位3メーカー+日系メーカー）
出所：各メーカーのカタログからジェトロ作成

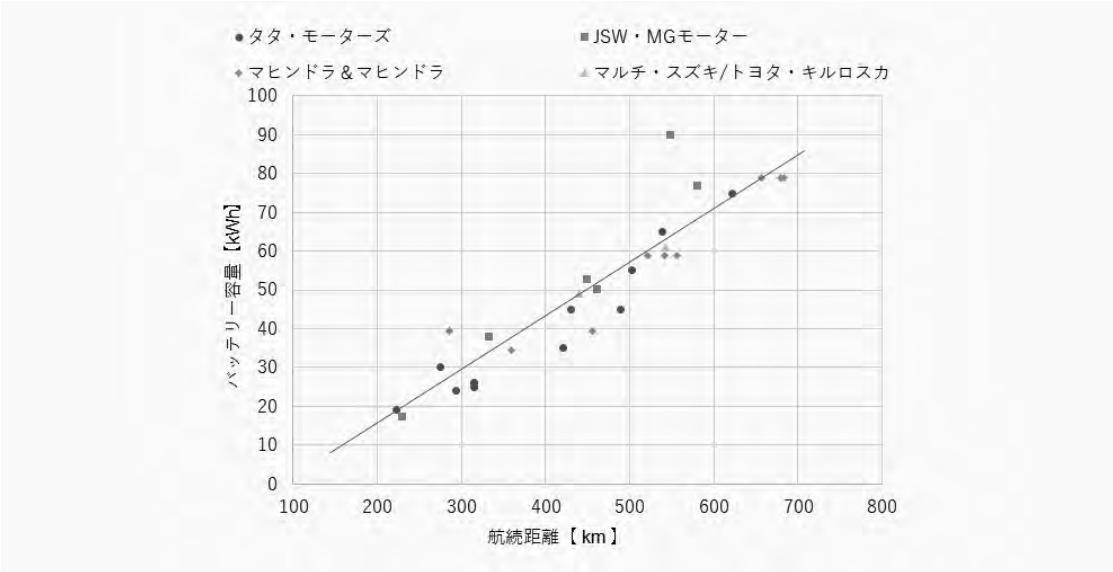
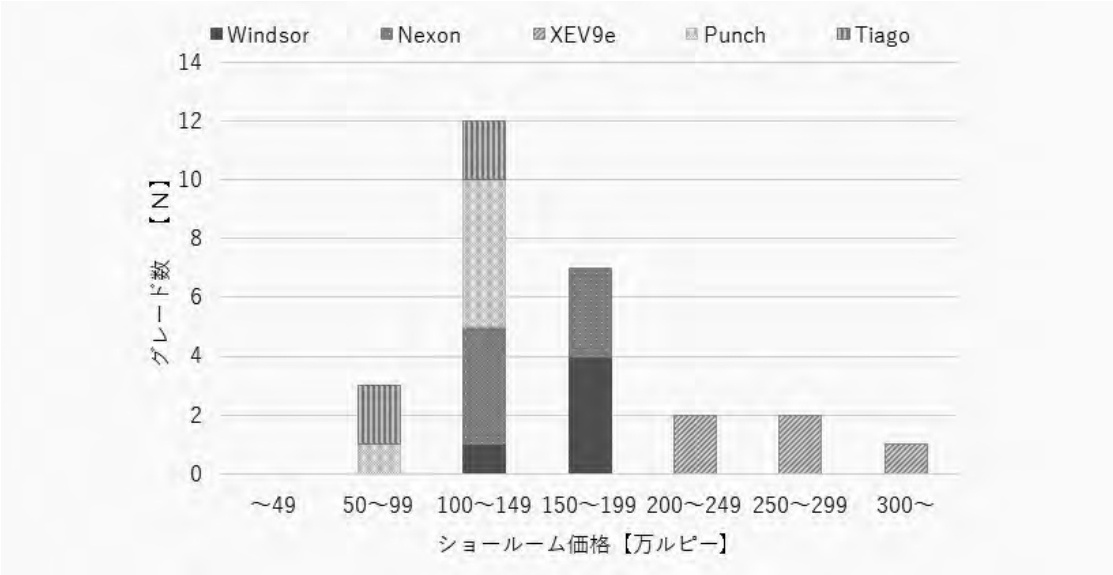


図6 販売上位5モデルのショールーム価格帯と各価格帯に設定されたグレード数
出所：各メーカーカタログからジェトロ作成



が寄せられていた。そこで、車体寸法から車内空間の特徴を考察するため、前輪軸と後輪軸の距離を示すホイールベースと車幅（注2）の関係を、販売上位3メーカーと日系メーカーの各モデルについて整理した（図7参照）。

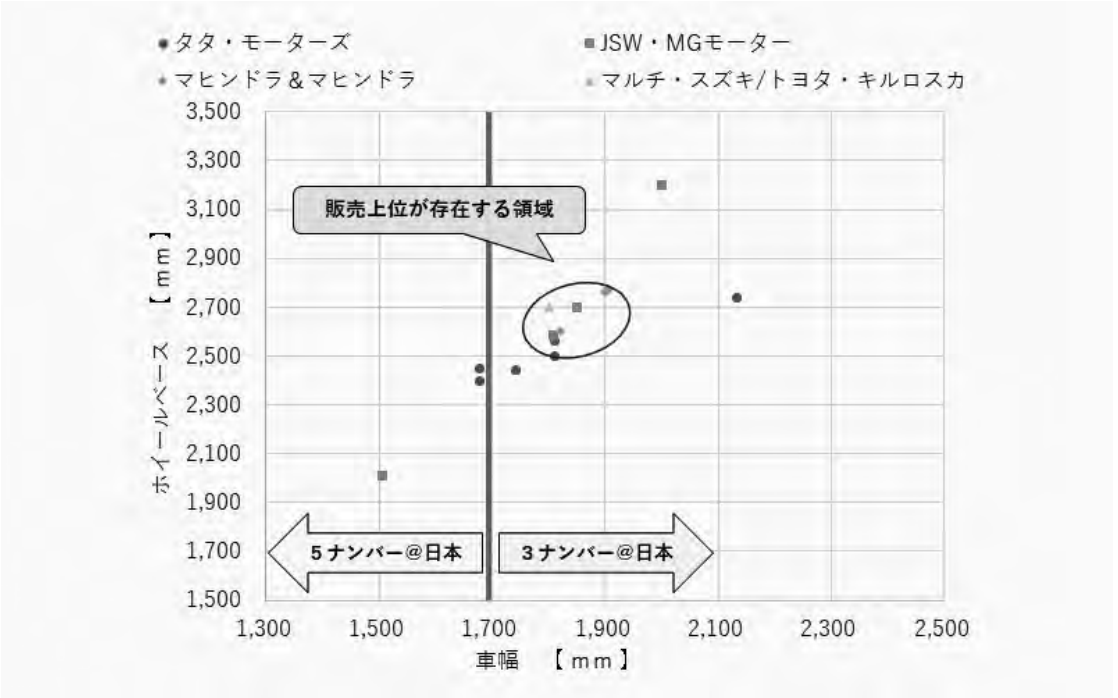
販売上位メーカーの四輪EVラインアップからは、小型モデルよりも比較的広い車内空間を確保した領域に多くのモデルを投入していることがうかがえる。2026年2月に発売開始したマルチ・スズキの「eVITARA」や、マルチ・スズキがトヨタ・キロスカにOEM供給している「Urban Cruiser Ebella」もこの領域に位置している。

インド市場で多人数の移動手段として利用されることが多い車両の例として、

Toyota Innova Crysta（3列シート、7人乗り）を比較対象に挙げる。この車両のホイールベースは2,750mm、車幅は1,830mmで、販売上位の四輪EVと同じ領域に位置していることが分かる。販売上位の四輪EVでは、同程度の車室内空間が3列シートではなく、2列シート（5人乗り）空間と荷物スペースとして設計されている。そのため、居住空間には比較的余裕があると考えられる。

なお、車幅1,700mmは日本のナンバープレート分類番号では小型乗用自動車（5ナンバー）と普通乗用自動車（3ナンバー）の閾値（しきいち）であり、1,700mm超の車両は3ナンバーとして登録される。販売上位の四輪EVの多くはこの水準を上回っており、車内空間の

図7 四輪EV販売上位3メーカーと日系メーカーの各モデルの車室内広さの分布
出所：各メーカーカタログからジェトロ作成



広さを重視した商品設計がうかがえる。したがって、家族など後部座席の同乗者の快適性も含め、余裕のある車内空間が購入時の判断材料の1つになっている可能性がある。

〈販売第1位モデルの特徴〉

2025年のインドの四輪EV市場で、販売台数が最も多かったモデルは、JSW・MGモーターから2024年9月に発売された「WINDSOR」だ。前述のとおり、車室内空間が比較的広いことがこのモデルの特徴だが、発売以来好調な販売を維持している要因について、いくつかの角度から考察する。

「WINDSOR」の販売好調な背景には、商品力に加え、インド市場に訴求するブランド戦略にもあると考えられる。初めに、「WINDSOR」を発売しているJSW・MGモーターは、MGモーターのブランドを保有する上海汽車集団（SAIC）にインドの大手鉄鋼メーカーであるJSWグループが資本参加した中国系合弁企業だ。図3から分かるように、同じ中国勢メーカーである比亞迪（BYD）と比べると、成長度合いに明らかな差がある。



2025年1月インドモーターショーのJSW・MGモーターのブース（ジェトロ撮影）

両メーカーは、インド政府が2020年から設けている隣国からの投資規制により、インド政府の認可が得られず、投資計画が延期となっている。その状況下で、SAICがJSW・MGモーターの持ち株を相手側のJSWに譲渡するかたちで、JSWが経営権を確保する動きがあり、インド流の進め方によるかじ取りがしやすくなっているようだ。

2025年にニューデリーで開催されたインド最大級の自動車展示会「バーラト・モビリティ・グローバル・エキスポ2025」の会場では、往年人気のあったMorris Garages（MG）のスポーツカーの展示に加え、MGブランドのロゴが入った商品の販売ブースに来場者が殺到していた（写真参照）。MGブランドの根強い愛好者がインド市場にも存在していることがうかがえる。

また、車名「WINDSOR」は、英国王室の居城である「ウィンザー城」や英国王朝の名前に由来し（注5）、品格や広さ、快適性などの同モデルのイメージと重なる。更に、かつてインドの権力の象徴として知られた「マハーラージャ」（サンスクリット語で偉大な



王)」も連想させる。100年を超える伝統を持つ英国ブランドMGのイメージを前面に打ち出している点も特徴的だ。

このように、JSW・MGモーターは英国由来のブランドイメージを活用しながら、インドの消費者に訴求する独自のブランド戦略を展開しているようだ。

〈自動車への規制強化の動き〉

インド市場では、自動車メーカー各社が特徴ある四輪EVを発売しており、前述のとおり今後もモデル数は増加する見通しだ。これには、輸入に依存する化石燃料の使用を抑えることに加え、大気汚染対策として排気ガスを出さない自動車であるEVの普及をインド政府が積極的に支援していることも影響している。また、自動車メーカーにとっては、世界各地で年々厳しくなる環境規制（注4）をクリアするため、EVを販売ラインアップに加えることが重要になっていることも背景にある。

更に、政府内では廃棄物や汚染物質から環境を保護するための法規制について活発に議論がなされ、法律や規則が制定・改正されてきた。2025年2月には環境・森林・気候変動省（MoEFCC）が「バッテリー廃棄物管理規則2022」の改正を行い、拡大生産者責任（EPR）に関するコンプライアンス体制の強化を図った。EPRの厳格化により、自動車メーカーは自社での回収や第三者事業者への委託に伴うコスト負担が更に増加する可能性がある。特にバッテリーを多く搭載するEVについては、資源回収の強化やリサイクルを含む処理技術の開発が不可欠になるだろう。

また、インドと欧州連合（EU）や英国とのFTA発効も近づいていることから、インドで生産した製品を海外に輸出する動きが今後加速するものとみられる。これに伴い、輸出先市場で求められる規制や法令に適合するため、インドでより高度な製品技術開発を行う必要性も高まるだろう。一例として、重要自動車市場の1つである欧州市場では、主にガソリン車とディーゼル車を対象に大気汚染物質の排出規制値を定めた欧州連合（EU）の現行規定「ユーロ6」から、対象規制範囲を拡大した新基準「ユーロ7」（注5）の規制内容が既に欧州議会で合意され、施行に向けた作業が始まっている。こうした規制強化の動きを見据え、欧州自動車メーカーがインドへの投資を加速し、研究開発拠点を設置する動きも報道されている。

〈自動車メーカーの課題と今後の方向性〉

各自動車メーカーは、インドで車両を生産、販売するだけでなく、寿命を終えた車両（ELV：End of Life Vehicle）を資源として回収し、リサイクルなどを通じて環境負荷を低減する持続的な取り組みが求められる。環境・森林・気候変動省（MoEFCC）は2025年1月、「環境保護（廃車）規則2025」を通達した。この規則は、拡大生産者責任（EPR）に基づき、各自動車メーカーに廃車処理に関するEPR目標を義務付けるもので、農業用トラクター、農業用トレーラー、コンバインハーベスター、耕運機を除く、あらゆる種類の輸送用車両及び非輸送用車両に適用される。各自動車メーカーは、輸送車両については15年

前、非輸送車両については20年前に登録された車両を対象に、2025/2026年度（2025年4月～2026年3月）から毎年の廃車処理目標を設定した。しかし、同年度は目標未達だったことが報道されている。したがって、環境にやさしいとされるEVを生産・販売するメーカーであっても、社会・地球の持続可能な発展に貢献する方針や取り組みを明確に持ち、実行することが重要となる。そのため、今まで以上に自動車部品サプライヤーと協業しながら、高度な技術開発と、環境保全に関わる主体との連携・協力が求められていくだろう。EV市場の拡大に伴い、自動車メーカーには車両販売だけでなく、リサイクルや資源循環まで含めたライフサイクル全体での競争力が求められるようになっていく。

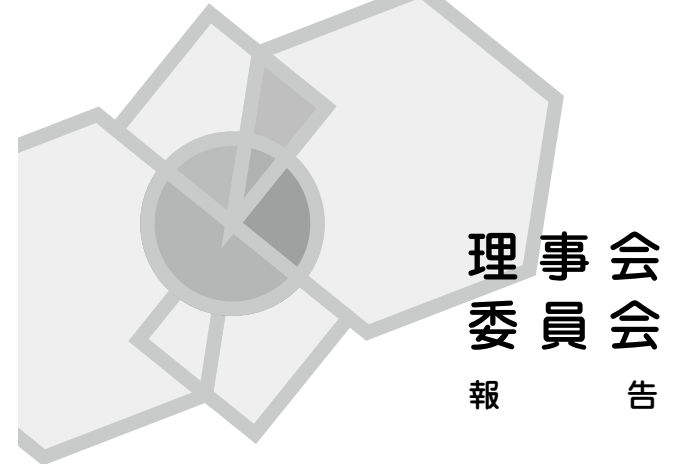
注1：2025年10月1日に旧タタ・モーターズは乗用車部門と商用車部門に分社化された。現タタ・モーターズは商用車部門の存続会社で、乗用車部門はタタ・モーターズ・パセッジャー・ビークルズとなった。本稿では、タタグループ系列の登録台数を全て合計し、「タタ・モーターズ」と表記している。

注2：各社モデル別に、側面衝突対策の衝撃吸収構造やエアバッグの有無などによりドアの厚みは異なるが、車室内空間の目安としている。

注3：インド商標登録局の記録によると、個人及び企業による商標登録記録はあるものの、JSW・MGモーターによる商標登録は行われていないことが分かる。

注4：世界の各国・地域で適用される排気ガス規制、騒音規制、燃費規制（CAFE）、安全基準などを指す。

注5：排出物規制とも呼ばれ、従来のNOx（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）の排出規制強化に加え、タイヤの摩耗時に発生するマイクロプラスチックや、ディスクブレーキやブレーキパッドから発生する粉じんなども新たに規制対象となる。



理 事 会

第83回

2026.7.23(木)ホテルグランヴィア京都
出席33名(理事30名 監事3名)

1. 報告事項

(1) 委員長報告

(イ) 総合企画委員会（石井委員長）

①新規入会申請について

理事会に先立ち、総合企画委員会を開催し、(株)ナガセインテグレックス、及び牧野フライス精機(株)からの入会申請について、入会規約に基づき審議し、次回理事会に諮ることとなった。

②日韓工作機械工業会協議会の開催結果

6月11日、12日の両日、奈良県にて日韓協議会を開催し、日本側から近年最多となる23名、韓国側（KOMMA）から18名参加頂いた。

③会員代表者懇談会の開催について

11月12日（木）、13日（金）に開催し、初日は、SMC(株)を訪問し、同社の最新研究施設を視察する。翌日は、量子科学技術研究開発機構・那珂研究所を訪問し、核融合関連施設を視察する。詳細が決まり次第、案内する。

(ロ) 技術委員会（家城委員長）

①第68回技術委員会の開催

7月22日に新日本工機(株)・信太山工場にて開催し、傘下の各部会の活動状況について審議を行った。

②研究開発部会

8月4日に開催する2026年度技術動向調査報告会では、「プロセスモニタリング概論」及び「AIエージェント・フィジカルAIによるオペレーションの変化」について、講演頂く。また、10月28日・29日に開催するIMECオーラルセッションは、9月1日より参加受付を開始する。

③標準化部会

ISO/TC39/SC2第97回国際会議が5月に中国・上海で開催され、審議対象となった各国国際規格に対して、日本の意見反映に注力した。また、欧州機械規則ガイドラインについて、最終版のドラフトを間もなく会員企業に送付する予定。

(ハ) 国際委員会（松浦委員長）

今期は「インド市場」を研究テーマとしており、この一環として、去る5月19日に開催した第2回委員会では、インド進出の業界パイオニアである(株)牧野フライス製作所の富士勝山事業所を訪問し、工場見学を兼ねて、同社からインドビジネスの実情をヒアリングした。

(ニ) 見本市委員会（菅田委員長）

JIMTOF2026学生誘致・学生企画について、主催者事務局では、全国の工業高校校長で構成される「全国工業高等学校長協会」と連携して、工業高校生へのJIMTOF来場誘致に力を入れている。

イベント面では、日工会会員を巡る学生ブースツアーや、南4ホールの特設ステージで、週末を利用した学生向けセミナーを準備している。

このほか、恒例の工作機械トップセミナーや、IMECポスターセッションともコラボし、従前にも増して、学生誘致に注力する。

(ホ) 輸出管理委員会（宮藤委員長）

6月17日開催の第2回委員会において、2026年度の活動案を承認した。

今年度、優先度の高い主な活動は、2025年度からの継続課題である「2項UPR化に関連する対応」と「中古工作機械の不正輸出防止」になる。

その他、継続課題である「過去の輸出管理規制内容の変遷を纏めた冊子の作成」にも取り組むこととなっている。

(2) 諸報告

柚原専務理事より以下の通り報告があり了承した。

(イ) IMTS2026について

2026年9月14日～19日の6日間、米国・シカゴ市のマコーミックプレイス展示場にて開催。屋内外の展示スペースを合算した展示場面積は248,000㎡。出展者数は、約1,800社の予定となっており、日工会の会員企業は46社。会期2日目の9月15日の15時よりJIMTOF 2026の広報事業として、「JAPAN DAY」を開催する。

(ロ) 工作機械トップセミナー 2026の開催について

JIMTOF 2026開催に併せ、10月31日・11月1日の両日、東京ビッグサイトにて開催す

る。本セミナーは、製造業の将来を担う学生諸君に、ものづくりや工作機械の重要性和魅力を伝えることを目的に、毎年開催している。

今回は、10月31日にJIMTOFを見学し、夕刻には立食形式による工作機械メーカーと学生の交流会を実施する。

また、翌11月1日のトップセミナーでは、基調講演として、中村留精密工業(株)の中村社長から、エンジニアを目指す若者に対して講演頂くほか、工作機械メーカーで活躍されている若手及びベテラン技術者によるラウンドテーブルトークを予定している。

(ハ) 今後の日工会関連行事予定について

総合企画委員会

2026.7.23(木)ホテルグランヴィア京都 出席13名

1. (株)ナガセインテグレックス並びに牧野フライス精機(株)の入会申請について審議し、次回理事会に上程することとなった。
2. 日韓工作機械工業会協議会開催結果について報告があった。
3. 2026年度会員代表者懇談会企画について説明があった。

技術委員会

委員会

第68回 2024.7.22(水)新日本工機(株)信太山工場 出席41名

1. 研究開発部会、及び標準化部会の2025年度下期の活動報告・2026年度活動計画（案）について各部長より説明があり、各内容について了承された。
2. 技術委員会終了後、新日本工機(株)の会社説明が行われ、3班に分かれて①第一工場（大形工作機械製造・組立）及び②第三工場（機械展示、中形工作機械製造・組立）、③第二工場（要素部品・電装品製造・組立）の見学を行った。

研究開発部会

知的財産調査専門委員会

第1回 2026.7.15(水)機械振興会館+WEB会議 出席13名

1. 事務局より、知的財産調査専門委員会活動報告会の講演テーマ、及びAIを使用した日米特許の使い方に関する検討例について説明が行われ、意見交換を行った。
2. AIを使用した日米特許の使い方に関する検討例について、AIを使用した新検索式ではノイズの増加が確認され、その中には工作機械関連の特許が含まれていることも確認された。公開特許・登録特許の違いによる可能性があるため、内容を再確認することとした。
3. 知的財産調査専門委員会活動報告会の外部講演は、本委員会で提案された意見を含

めたリストを作成し、その中から事務局側で内容や過去講演実績を含めて検討し、依頼を行うこととする。

研究開発部会・技術動向調査報告会

2026.8.4(火)機械振興会館+WEB会議 出席124名

1. 研究開発部会活動内容紹介
研究開発部会部長 千田 治光 氏
(オークマ(株))
2. 特別講演①「プロセスモニタリング概論」
講師：摂南大学 理工学部 機械工学科
特任教授 松原 厚 氏
3. 特別講演②「AIエージェント・フィジカルAIによるオペレーションの変化」
講師：(株)d-strategy, inc
代表取締役CEO 小宮 昌人 氏

標準化部会

電気・安全規格専門委員会

第93回 2026.7.24(金)ウインクあいち+WEB会議 出席18名

1. 傘下の各WGより活動報告があった。
2. ISO 12100 3rdDISとIEC 60204-34について、現状報告があった。
3. 耐油等級のNECA規格化に関する工作機械メーカーへのヒアリング（5月20日実施）に対する報告があった。
4. 2026年10月26日（月）～10月27日（火）にオンラインで開催予定のISO/TC39/SC10国際会議への出席者について、検討を行った。

－旋盤安全WG－

第41回 2026.7.31(金)WEB会議 出席9名

1. 5月12日にオンラインで開催した第24回ISO/TC39/SC10/WG3国際会議と、6月16～18日にオンラインで開催した第25回ISO/TC39/SC10/WG3国際会議について報告があった。
2. ISO/TR 23125-2（旋盤の安全－旋盤のモード3（MO3）事例集）の現状について報告があった。
3. ISO 23125-1（旋盤の安全）について現状確認と今後の対応方針について意見交換を行った。

環境負荷調査専門委員会

第2回 2026.7.27(月)WEB会議 出席11名

1. （一社）日本LCA推進機構 理事長の稲葉敦氏より、「ISO/CD 25627 工作機械のカーボンフットプリント評価に関する製品カテゴリールール」に関する講演を拝聴した。

第3回 2026.8.7(金)、8.19(水)WEB会議 出席10名

1. ISO 25627（工作機械のカーボンフットプリント評価のための製品分類ルール）のCD投票コメントについて審議した。
2. 第4回ISO/TC39/WG12国際会議の出席者、スケジュール等を確認した。

経営委員会

－ 税 制 部 会 －

第2回 2026.8.21(金)WEB会議 出席9名

1. 2027（令和9）年度税制改正要望（案）について審議を行った。
2. 重点要望項目とする固定資産税を中心に議論した。

市場調査委員会

－ 市 場 部 会 －

第2回 2026.8.21(金)機械振興会館+WEB会議 出席19名

1. 国内市場の活性化に向けた政策措置、規制緩和等に関して討議し、部会としての考えをまとめた。
2. 日本データセンター協会事務局長の増永直大氏より、「データセンター・AI・電力問題を巡る最新事情」について講演を拝聴し、質疑応答を行った。

見本市委員会

－ 企 画 部 会 －

2026.8.25(火)機械振興会館 出席13名

1. JIMTOF2026の企画展示について、以下の2つの実施企画の最終討議を行い、魅せ方の向上を図った。

- (1)「日の丸ヒューマノイドの進化を支える工作機械」
- (2)「『きさげ』作業の協業に挑戦する匠とロボット」
2. JIMTOF2026の講演及び東京ビッグサイト主催企画等の併催事業について報告した。
3. JIMTOF2026の学生ブースツアーの概要について報告した。

輸出管理委員会

－ 輸 出 管 理 部 会 －

第11回 2026.6.26(金)機械振興会館+WEB会議 出席25名

1. EL許可までに時間を要した事例及び断念した事例の把握調査について審議した。
2. 輸出管理におけるAIの有効活用について検討した。
3. 2026年度の国内外輸出管理講習会及び輸出管理研修会の講演項目等について審議した。
4. 工作機械に関する安全保障輸出管理・規制内容の変遷に係る作成スケジュール、更新内容等について検討した。

第12回 2026.7.15(水)高崎ワシントンホテルプラザ 出席16名

1. 2026年度の海外向け輸出管理講習会の開催対象国等について審議した。



2026年度日工会第1回ゴルフ会 (第376回)

7月24日(金)、滋賀県の琵琶湖カントリー倶楽部にて、通算376回目となるゴルフ会を開催した。当日は猛烈な暑さの中、14人の選手が競技を行った。

今大会は、バーディーを4ホールで奪い、ベスグロも獲得した大日選手(山科精器)が、追いかける神谷選手(ジェイテクトハイテック)、石井選手(岡本工作)を振り切り、見事初優勝を決めた。

優勝を決めた大日選手は、「暑い中ではあったが、組み合わせに恵まれ優勝することができた。4月に日工会に入会したのでこの機会に顔を覚えてもらえたら」と、コメント。

なお、今大会は相宗選手(神崎高級工機)が初参加し、見事なショットを披露した。



坂元会長から優勝杯を受け取る
大日陽一郎選手(左)



第376回日工会ゴルフ会 2026年7月24日(金)
琵琶湖カントリー倶楽部

- | | |
|-----|----------------------------|
| 優 勝 | 大日陽一郎
(山科精器(株)・社長) |
| 準優勝 | 神谷 真盛
(株)ジェイテクトハイテック・常務 |
| 第3位 | 石井 常路
(株)岡本工作機械製作所・会長 |
| 第4位 | 内田 安彦
(大昭和精機(株)・専務) |
| 第5位 | 武藤 公明
(浜井産業(株)・社長) |

琵琶湖カントリー 倶楽部紹介

所在地：〒520-3005 滋賀県栗東市御園513
電 話：077 (558) 0121 (代表)
U R L：http://www.biwakocc.com/index.html

名匠・富沢誠造設計の、滋賀を代表する名門コース。老松でセパレートされ風格漂う栗東コース、正確なショットが要求される三上コース、自然の地形を活かした琵琶湖コースの3コースで構成。どのホールも一つとして同じ表情は持たず、挑戦心を湧き立たせる。また、四季折々の自然がプレーヤーの心を和ませる。

なお、同倶楽部での次回日工会ゴルフ会は、2027年3月19日(金)を予定している。

1. 各種表彰

M. Eugene Merchant Manufacturing Medal
森 雅彦氏 (DMG森精機(株)・取締役社長)

米国機械学会 (ASME) 及び米国製造技術者協会 (SME) が共同で授与する「M. Eugene Merchant Manufacturing Medal」を森雅彦氏 (DMG森精機・取締役社長) が受賞した。

同賞は、ASME及びSMEによって1986年に創設され、製造業における生産性向上や効率化に顕著な影響を与えた個人に授与されるもの。

第56回機械工業デザイン賞IDEA

日刊工業新聞社「第56回機械工業デザイン賞IDEA」の贈賞式が、去る7月30日(木)に東京・千代田区の経団連会館において挙行され、当会会員から以下の9社の製品が受賞した。

●最優秀賞 (経済産業大臣賞)

小型複合加工機
MULTUS U1000/U2000 (オークマ(株))



受賞する家城社長 (右)

●日本力 (にっぽんぶらんど) 賞
3次元レーザ統合システム
「ALCIS-1008e」(株)アマダ



受賞する平澤副本部長 (右)

●日本力 (にっぽんぶらんど) 賞
主軸台移動形CNC自動旋盤 Cincom L32
(第2世代) (シチズンマシナリー(株))



受賞する伊奈社長 (右)

●日本産業機械工業会賞
超精密非球面加工機 ULG-100H (H3)
(芝浦機械(株))



受賞する遠藤カンパニー長 (右)

●日本工作機械工業会賞

ユニバーサルコンパクトマシニングセンタ
SPEEDIO U500Xd2-100T
(ブラザー工業(株))



受賞する寺倉常務執行役員 (右)

●審査委員会特別賞

横型成形機 DPH
(アイダエンジニアリング(株))



受賞する鈴木社長 (右)

●審査委員会特別賞

CNC精密自動旋盤 BW389ZJ
(株ツガミ)



受賞する加藤部長 (右)

●審査委員会特別賞

スマートビジョンシステム QM-Fit
(株ミットヨ)



受賞する須貝室長 (右)

●審査委員会特別賞

端子カバー形計測器 One touch MDU
(三菱電機(株))



受賞する瀧川チームリーダー (右)

2. 退会 (2026年8月31日付)

(株)大垣鐵工所

3. 事務局人事 (2026年7月31日付)

(退職)

西村 京子

金属工作機械統計資料

※詳しい統計資料をご希望の方は、当会ホームページまでアクセスして下さい。
URL <https://www.jmtba.or.jp/>

主要統計

		受 注								生	
		総 額	前年比	内 需	前年比	外 需	前年比	販 売	受注残	台 数	重 量
		百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円	台	ト ン
	16年	1,250,003	84.4	530,545	90.5	719,458	80.4	1,280,584	522,527	67,991	374,124
	17年	1,645,554	131.6	629,369	118.6	1,016,185	141.2	1,467,285	694,231	88,644	426,841
	18年	1,815,771	110.3	750,343	119.2	1,065,428	104.8	1,684,768	826,197	84,803	454,619
	19年	1,229,900	67.7	493,188	65.7	736,712	69.1	1,501,633	561,265	62,240	380,419
	20年	901,835	73.3	324,455	65.8	577,380	78.4	1,033,616	430,794	45,569	244,973
	21年	1,541,419	170.9	510,324	157.3	1,031,095	178.6	1,283,499	701,005	67,601	313,143
	22年	1,759,601	114.2	603,231	118.2	1,156,370	112.1	1,568,350	896,813	70,004	375,672
	23年	1,486,519	84.5	476,821	79.0	1,009,698	87.3	1,616,581	785,775	58,832	362,386
	24年	1,485,109	99.9	441,538	92.6	1,043,571	103.4	1,526,187	767,825	50,449	298,113
	25年	1,604,319	108.0	440,862	99.8	1,163,457	111.5	1,633,205	757,430	53,445	304,152
	2021年度	1,667,502	168.7	566,229	173.7	1,101,273	166.2	1,368,954	757,694	69,950	333,552
	22年度	1,705,623	102.3	581,667	102.7	1,123,956	102.1	1,618,780	849,094	67,788	376,846
	23年度	1,453,136	85.2	457,521	78.7	995,615	88.6	1,564,251	757,003	54,104	343,009
	24年度	1,509,736	103.9	444,162	97.1	1,065,574	107.0	1,597,467	692,400	53,409	301,283
	25年度	1,704,667	112.9	446,096	100.4	1,258,571	118.1	1,603,953	811,605	51,730	302,883
2024年	4-6月	379,248	101.3	112,019	93.1	267,229	105.3	329,117	807,134	11,227	68,729
	7-9月	360,072	99.2	109,424	91.1	250,648	103.2	399,490	767,716	12,864	74,329
	10-12月	384,971	108.4	107,692	103.0	277,279	110.7	407,990	767,825	13,877	77,319
2025年	1-3月	385,445	106.8	115,027	102.3	270,418	108.9	460,870	692,400	15,441	80,906
	4-6月	392,095	103.4	107,264	95.8	284,831	106.6	366,974	717,521	12,372	70,251
	7-9月	387,675	107.7	110,986	101.4	276,689	110.4	371,577	732,958	12,617	76,160
2026年	10-12月	439,104	114.1	107,585	99.9	331,519	119.6	433,784	757,430	13,015	76,835
	1-3月	485,793	126.0	120,261	104.6	365,532	135.2	431,618	811,605	13,726	79,637
	4-6月	569,348	145.2	152,635	142.3	416,713	146.3	413,834	966,502	13,686	76,153
2023年	12月	127,088	90.4	38,251	90.5	88,837	90.4	158,104	785,775	4,483	30,276
2024年	1月	110,960	86.0	30,603	70.5	80,357	93.8	107,998	788,737	3,781	23,384
	2月	114,208	92.0	32,543	83.6	81,665	95.9	117,730	785,215	4,214	26,376
	3月	135,650	96.2	49,257	99.8	86,393	94.3	163,862	757,003	4,484	27,952
	4月	120,902	91.1	36,372	87.2	84,530	92.9	96,612	781,293	3,557	21,979
	5月	124,530	104.2	34,837	92.1	89,693	109.8	113,085	792,738	3,709	22,723
	6月	133,816	109.7	40,810	99.9	93,006	114.6	119,420	807,134	3,961	24,027
	7月	123,942	108.4	35,703	90.7	88,239	117.7	117,361	813,715	4,232	24,029
	8月	110,770	96.5	32,192	90.1	78,578	99.4	123,952	800,533	4,062	23,241
	9月	125,360	93.6	41,529	92.2	83,831	94.3	158,177	767,716	4,570	27,059
	10月	122,550	109.4	33,441	99.4	89,109	113.6	115,081	775,185	4,457	24,405
	11月	119,327	103.0	34,328	105.0	84,999	102.2	124,510	770,002	4,765	26,310
	12月	143,094	112.6	39,923	104.4	103,171	116.1	168,399	767,825	4,655	26,604
2025年	1月	116,146	104.7	31,996	104.6	84,150	104.7	111,314	772,657	4,755	24,859
	2月	118,198	103.5	33,767	103.8	84,431	103.4	130,914	759,941	5,091	26,648
	3月	151,101	111.4	49,264	100.0	101,837	117.9	218,642	692,400	5,595	29,399
	4月	130,214	107.7	34,379	94.5	95,835	113.4	126,854	695,760	4,492	23,647
	5月	128,718	103.4	33,016	94.8	95,702	106.7	111,352	713,126	3,867	22,131
	6月	133,163	99.5	39,869	97.7	93,294	100.3	128,768	717,521	4,013	24,473
	7月	128,357	103.6	35,446	99.3	92,911	105.3	120,168	725,104	4,117	25,929
	8月	120,172	108.5	31,895	99.1	88,277	112.3	116,136	729,202	3,931	23,800
	9月	139,146	111.0	43,645	105.1	95,501	113.9	135,273	732,958	4,569	26,431
	10月	143,456	117.1	35,693	106.7	107,763	120.9	119,967	756,481	4,278	26,110
	11月	137,005	114.8	31,987	93.2	105,018	123.6	133,711	759,478	4,216	24,319
	12月	158,643	110.9	39,905	100.0	118,738	115.1	180,106	757,430	4,521	26,406
2026年	1月	145,579	125.3	32,624	102.0	112,955	134.2	127,920	775,089	4,074	24,717
	2月	146,744	124.2	37,164	110.1	109,580	129.8	119,216	802,617	4,472	25,781
	3月	193,470	128.0	50,473	102.5	142,997	140.4	184,482	811,605	5,180	29,139
	4月	188,967	145.1	49,286	143.4	139,681	145.8	121,707	878,248	4,431	24,138
	5月	177,006	137.5	45,329	137.3	131,677	137.6	127,033	928,221	4,199	23,268
	6月	203,375	152.7	58,020	145.5	145,355	155.8	165,094	966,502	5,056	28,747
	7月	193,090	150.4	53,237	150.2	139,853	150.5	150,450	1,009,142		
資 料		(一社) 日本工作機械工業会									

(注) 1. 生産・販売・在庫(経済産業省)及び輸出入(財務省)は週及修正される場合がある。
2. 企業物価指数(日本銀行) 10～14年は10年＝100、15～20年は15年＝100、20年以降は20年＝100。

産		販 売		在 庫		輸 出		輸 入		常用従	企業物 価指数
金 額	前年比	台 数	金 額	台 数	重 量	金 額	前年比	金 額	前年比	業員数	
百万円	%	台	百万円	台	ト ン	百万円	%	百万円	%	人	
1,012,810	80.5	73,443	1,058,471	9,321	35,371	666,519	71.5	78,249	85.4	26,252	100.5
1,129,823	111.6	92,174	1,181,505	9,936	33,453	786,221	118.0	72,276	92.4	26,161	99.3
1,236,790	109.5	90,160	1,297,087	9,167	31,553	881,700	112.1	90,574	125.3	27,348	101.1
1,072,452	86.7	66,288	1,118,969	9,490	33,806	735,108	83.4	85,996	94.9	27,436	103.7
723,994	67.5	49,457	762,032	8,145	28,075	529,567	72.0	55,530	64.6	27,249	100.0
895,409	123.7	68,971	923,460	7,465	30,612	712,613	134.6	60,794	109.5	26,689	100.1
1,078,833	120.5	72,456	1,143,899	7,421	33,180	857,072	120.3	84,031	138.2	26,671	104.4
1,051,791	97.5	61,160	1,124,691	7,129	38,613	830,389	96.9	85,481	101.7	27,041	112.3
901,336	85.7	52,440	982,874	6,521	37,392	761,738	91.7	75,615	88.5	26,477	116.5
982,645	109.0	56,042	1,069,220	5,209	32,338	845,355	111.0	68,092	90.1	26,285	119.8
953,784	131.0	70,992	985,574	7,704	30,669	747,726	136.7	66,234	126.3	26,570	100.6
1,089,727	114.3	70,956	1,166,617	7,104	32,820	875,478	117.1	85,224	128.7	26,800	106.3
991,036	90.9	56,540	1,067,662	6,347	35,863	802,996	91.7	83,042	97.4	26,970	113.9
927,723	93.6	55,505	1,010,297	6,514	32,756	793,252	98.8	74,334	89.5	26,372	116.8
994,178	107.2	53,827	1,077,810	5,012	29,477	841,863	106.1	73,742	99.2	26,316	121.2
201,413	77.4	11,410	210,758	6,441	38,802	171,756	87.2	18,494	78.9	26,507	116.6
232,409	90.4	13,244	252,096	6,496	38,433	191,765	90.3	19,209	89.5	26,530	118.0
239,689	97.6	14,146	261,222	6,521	37,392	210,118	102.2	20,041	98.8	26,267	116.7
254,212	111.6	16,705	286,221	6,514	32,756	219,614	116.8	16,591	92.8	26,183	116.1
219,904	109.2	12,711	232,963	5,447	33,683	191,234	111.3	16,796	90.8	26,405	119.8
250,122	107.6	12,842	263,069	5,601	35,180	208,690	108.8	15,417	80.3	26,021	122.2
258,407	107.8	13,784	286,967	5,209	32,338	225,818	107.5	19,288	96.2	26,533	121.2
265,745	104.5	14,490	294,811	5,012	29,477	216,122	98.4	22,240	134.1	26,307	121.7
253,591	115.3	13,618	264,582	5,424	32,413	222,485	116.3	22,365	133.2	25,874	119.5
90,952	98.5	4,687	100,829	7,129	38,609	77,571	93.3	6,104	81.1	26,800	113.9
66,483	79.5	3,864	69,943	7,160	39,812	50,645	96.0	5,735	66.9	26,686	113.6
76,268	82.0	4,270	81,143	7,216	40,660	63,995	86.9	6,508	110.6	26,619	115.1
85,039	75.9	5,504	107,618	6,345	35,804	73,460	82.5	5,631	96.2	26,600	115.5
62,817	72.3	3,388	60,685	6,631	38,189	59,506	94.2	5,963	85.5	26,432	115.9
65,757	81.5	3,707	69,753	6,736	38,991	53,530	87.2	7,165	86.6	26,514	116.6
72,839	78.5	4,313	80,283	6,441	38,802	58,722	81.1	5,366	65.5	26,574	117.2
72,409	86.2	4,113	74,319	6,704	40,801	60,701	89.3	6,796	103.6	26,576	118.0
73,632	92.0	3,995	76,489	6,893	41,440	65,109	101.7	4,905	85.7	26,536	117.1
86,368	92.7	5,136	101,288	6,496	38,433	65,955	82.1	7,508	81.8	26,479	117.8
74,697	97.4	4,313	75,003	6,760	40,444	66,289	95.4	7,524	96.2	26,271	117.9
80,299	102.9	4,404	81,207	7,212	42,818	61,683	105.3	6,334	99.6	26,282	116.3
84,693	93.1	5,429	105,012	6,521	37,392	82,145	105.9	6,183	101.3	26,248	115.8
79,206	119.1	4,305	78,012	7,047	39,775	55,992	110.6	6,949	121.2	26,196	116.7
80,183	105.1	5,703	91,716	6,508	38,002	76,687	119.8	5,097	78.3	26,194	115.7
94,823	111.5	6,697	116,493	6,514	32,756	86,935	118.3	4,545	80.8	26,159	115.9
71,398	113.7	4,250	71,312	5,807	34,811	61,953	104.1	5,367	90.0	26,336	116.6
71,017	108.0	4,415	77,972	5,366	34,307	61,262	114.4	5,573	77.8	26,401	118.7
77,489	106.4	4,046	83,679	5,447	33,683	68,019	115.8	5,857	109.1	26,477	124.2
82,963	114.6	4,056	80,115	5,617	36,298	68,896	113.5	5,897	86.8	26,051	122.8
76,863	104.4	4,062	79,537	5,597	37,167	61,611	94.6	4,384	89.4	26,045	121.6
90,296	104.5	4,724	103,417	5,601	35,180	78,183	118.5	5,136	68.4	25,967	122.2
84,235	112.8	4,450	86,846	5,530	35,959	73,552	111.0	6,525	86.7	26,612	120.6
81,020	100.9	4,217	89,753	5,623	35,514	71,748	116.3	6,464	102.1	26,511	120.2
93,152	110.0	5,117	110,368	5,209	32,338	80,519	98.0	6,299	101.9	26,475	122.9
78,489	99.1	4,158	83,703	5,326	32,801	62,284	111.2	7,263	104.5	26,333	122.8
87,619	109.3	4,222	86,345	5,711	34,935	63,737	83.1	7,517	147.5	26,313	122.4
99,637	105.1	6,110	124,763	5,012	29,477	90,101	103.6	7,461	164.1	26,275	119.9
78,444	109.9	4,343	81,758	5,236	31,285	74,049	119.5	8,776	163.5	25,855	119.0
76,704	108.0	4,131	79,773	5,370	31,896	65,237	106.5	7,169	128.6	25,849	119.2
98,443	127.0	5,144	103,051	5,424	32,413	83,199	122.3	6,420	109.6	25,919	120.3
経済産業省「生産動態統計調査」						財務省「貿易統計」				経済産業省	日銀

業種別受注統計

	受注総額		(内 数)		鉄鋼及び 非鉄金属 製 造 業	金属製品 製 造 業	機 械					
			N C工作機械				一般機械器具製造業			自動車製造業		
								内建設機 械製造業	内金型 製 造 業		内自動車 部品製造業	
	前年 比%	前年 比%										
2017年計	1,645,554	131.6	1,616,216	131.9	17,778	26,539	259,144	7,510	27,574	201,119	139,936	
18年計	1,815,771	110.3	1,783,287	110.3	24,984	35,632	297,290	12,833	28,302	248,296	165,265	
19年計	1,229,900	67.7	1,206,231	67.6	15,087	32,024	202,203	11,535	20,987	139,762	101,224	
20年計	901,835	73.3	884,770	73.3	11,265	23,498	133,112	7,013	13,283	83,437	55,580	
21年計	1,541,419	170.9	1,514,935	171.2	17,981	40,274	200,489	11,166	26,785	115,123	84,015	
22年計	1,759,601	114.2	1,727,473	114.0	19,675	50,565	243,465	13,655	34,462	134,719	92,957	
23年計	1,486,519	84.5	1,463,024	84.7	16,345	36,813	203,557	12,442	28,189	100,588	73,519	
24年計	1,485,109	99.9	1,461,592	99.9	15,172	37,200	181,041	8,449	15,761	91,025	62,400	
25年計	1,604,319	108.0	1,579,239	108.0	14,468	35,369	175,881	9,448	16,043	87,073	56,876	
2024年	4-6月	379,248	101.3	372,199	100.8	3,905	7,624	43,656	2,238	4,045	25,805	17,447
	7-9月	360,072	99.2	354,947	99.8	3,265	10,721	46,676	1,608	3,358	20,978	14,600
	10-12月	384,971	108.4	378,755	108.3	4,254	9,411	44,717	1,688	3,037	21,034	13,255
2025年	1-3月	385,445	106.8	378,749	106.5	3,602	10,718	43,542	2,804	3,316	24,891	16,197
	4-6月	392,095	103.4	386,160	103.8	2,636	9,836	46,020	3,129	3,729	16,973	10,996
	7-9月	387,675	107.7	382,331	107.7	3,994	7,968	42,999	1,696	4,165	21,208	15,160
2026年	10-12月	439,104	114.1	431,999	114.1	4,236	6,847	43,320	1,819	4,833	24,001	14,523
	1-3月	485,793	126.0	478,693	126.4	4,168	11,072	44,530	2,385	3,701	22,804	16,157
	4-6月	569,348	145.2	561,784	145.5	6,219	11,623	53,506	3,031	4,072	35,825	21,874
2023年	10月	112,053	79.4	110,609	79.8	1,017	2,178	14,116	1,448	1,313	7,977	5,026
	11月	115,899	86.4	113,660	86.2	903	2,472	12,750	424	1,711	8,175	6,249
	12月	127,088	90.4	125,372	90.7	856	2,360	14,170	651	2,092	9,951	7,772
2024年	1月	110,960	86.0	109,042	85.7	821	2,408	12,280	1,242	2,006	7,014	5,300
	2月	114,208	92.0	112,625	92.2	711	2,288	13,934	654	1,838	6,662	4,654
	3月	135,650	96.2	134,024	96.4	2,216	4,748	19,778	1,019	1,477	9,532	7,144
	4月	120,902	91.1	117,865	89.9	1,370	2,741	12,828	1,002	1,137	8,844	6,459
	5月	124,530	104.2	122,607	103.8	919	2,049	14,360	736	1,044	7,716	5,623
	6月	133,816	109.7	131,727	109.5	1,616	2,834	16,468	500	1,864	9,245	5,365
	7月	123,942	108.4	121,993	109.2	873	3,068	15,493	365	1,060	6,370	4,099
	8月	110,770	96.5	109,510	97.5	965	2,210	14,777	611	964	7,169	5,094
	9月	125,360	93.6	123,444	93.8	1,427	5,443	16,406	632	1,334	7,439	5,407
	10月	122,550	109.4	120,582	109.0	414	3,537	13,524	467	1,151	6,826	4,487
	11月	119,327	103.0	117,388	103.3	1,643	2,823	16,119	950	1,050	5,561	3,512
	12月	143,094	112.6	140,785	112.3	2,197	3,051	15,074	271	836	8,647	5,256
2025年	1月	116,146	104.7	113,797	104.4	849	3,377	11,854	744	896	5,973	3,675
	2月	118,198	103.5	116,010	103.0	836	2,804	12,536	438	1,220	6,989	5,361
	3月	151,101	111.4	148,942	111.1	1,917	4,537	19,152	1,622	1,200	11,929	7,161
	4月	130,214	107.7	128,635	109.1	967	2,944	15,018	1,547	1,398	5,267	3,256
	5月	128,718	103.4	126,457	103.1	925	2,271	14,328	903	1,080	4,783	3,436
	6月	133,163	99.5	131,068	99.5	744	4,621	16,674	679	1,251	6,923	4,304
	7月	128,357	103.6	126,016	103.3	1,117	2,352	13,608	292	1,629	8,026	5,522
	8月	120,172	108.5	118,873	108.5	1,501	2,050	13,281	753	1,016	6,107	4,558
	9月	139,146	111.0	137,442	111.3	1,376	3,566	16,110	651	1,520	7,075	5,080
	10月	143,456	117.1	141,260	117.1	1,726	2,424	14,485	688	1,458	8,223	4,342
	11月	137,005	114.8	135,124	115.1	769	1,774	12,998	769	1,633	6,723	4,251
	12月	158,643	110.9	155,615	110.5	1,741	2,649	15,837	362	1,742	9,055	5,930
2026年	1月	145,579	125.3	143,699	126.3	780	1,751	11,995	399	1,116	6,572	4,049
	2月	146,744	124.2	144,526	124.6	1,262	2,973	14,094	363	1,038	7,834	5,938
	3月	193,470	128.0	190,468	127.9	2,126	6,348	18,441	1,623	1,547	8,398	6,176
	4月	188,967	145.1	186,190	144.7	3,005	4,318	15,744	1,183	1,316	11,251	7,694
	5月	177,006	137.5	174,709	138.2	1,978	4,068	14,549	778	1,590	9,328	5,587
	6月	203,375	152.7	200,885	153.3	1,236	3,237	23,213	1,070	1,166	15,246	8,593
	7月	193,090	150.4	189,245	150.2	1,765	3,946	23,142	511	910	9,256	7,227

(単位：百万円)

製 造 業						その他 製造業	官公需 学 校	その他 需 要 部 門	商 社 代理店	内需合計	外 需
電気機械 器 具 製 造 業	精 密 機 械 製造業	電 気 精 密 計	航空機・造船・ 輸送用機械		計						
				内航空機 製 造 業							
37,082	25,267	62,349	23,840	11,610	546,452	16,396	3,083	11,019	8,102	629,369	1,016,185
45,630	29,403	75,033	26,763	14,579	647,382	19,836	2,966	11,922	7,621	750,343	1,065,428
23,549	19,476	43,025	24,425	11,980	409,415	15,777	2,510	12,051	6,324	493,188	736,712
21,239	13,076	34,315	11,089	3,598	261,953	12,185	2,975	8,444	4,135	324,455	577,380
45,020	24,423	69,443	16,026	4,791	401,081	26,774	7,349	10,582	6,283	510,324	1,031,095
56,982	29,525	86,507	18,856	5,792	483,547	26,245	2,205	14,094	6,900	603,231	1,156,370
36,272	21,430	57,702	20,172	8,509	382,019	22,867	1,977	12,165	4,635	476,821	1,009,698
31,506	23,227	54,733	24,218	13,183	351,017	18,793	2,532	11,917	4,907	441,538	1,043,571
31,900	20,626	52,526	35,318	17,759	350,798	21,000	3,515	11,513	4,199	440,862	1,163,457
6,060	6,681	12,741	7,447	4,368	89,649	4,756	576	3,376	2,133	112,019	267,229
8,853	4,937	13,790	5,364	2,399	86,808	4,234	1,119	2,591	686	109,424	250,648
7,011	6,103	13,114	6,433	4,106	85,298	4,733	418	2,738	840	107,692	277,279
6,931	5,977	12,908	9,338	4,575	90,679	5,921	333	2,805	969	115,027	270,418
10,218	5,294	15,512	6,578	3,407	85,083	5,146	545	2,901	1,117	107,264	284,831
7,762	4,967	12,729	11,307	6,365	88,243	5,106	1,152	3,455	1,068	110,986	276,689
6,989	4,388	11,377	8,095	3,412	86,793	4,827	1,485	2,352	1,045	107,585	331,519
12,998	5,371	18,369	8,571	5,649	94,274	5,522	925	3,096	1,204	120,261	365,532
15,475	7,186	22,661	13,497	7,386	125,489	4,329	705	3,027	1,243	152,635	416,713
2,275	1,146	3,421	1,230	298	26,744	1,975	322	978	430	33,644	78,409
1,884	1,075	2,959	2,135	584	26,019	1,826	93	960	423	32,696	83,203
1,459	3,572	5,031	2,665	1,749	31,817	1,806	121	813	478	38,251	88,837
2,392	1,678	4,070	1,357	657	24,721	1,262	157	859	375	30,603	80,357
2,390	1,483	3,873	1,849	829	26,318	1,651	104	1,130	341	32,543	81,665
4,800	2,345	7,145	1,768	824	38,223	2,157	158	1,223	532	49,257	86,393
2,124	2,273	4,397	2,677	1,379	28,746	1,744	268	1,106	397	36,372	84,530
2,167	2,206	4,373	2,038	1,326	28,487	1,485	54	1,281	562	34,837	89,693
1,769	2,202	3,971	2,732	1,663	32,416	1,527	254	989	1,174	40,810	93,006
3,555	1,663	5,218	1,375	669	28,456	1,793	375	942	196	35,703	88,239
1,587	1,026	2,613	1,916	706	26,475	1,096	484	694	268	32,192	78,578
3,711	2,248	5,959	2,073	1,024	31,877	1,345	260	955	222	41,529	83,831
2,152	2,047	4,199	2,465	1,606	27,014	1,274	134	901	167	33,441	89,109
2,140	1,924	4,064	1,066	671	26,810	1,646	155	933	318	34,328	84,999
2,719	2,132	4,851	2,902	1,829	31,474	1,813	129	904	355	39,923	103,171
1,919	2,411	4,330	2,038	682	24,195	2,513	48	709	305	31,996	84,150
1,503	1,738	3,241	4,189	2,218	26,955	1,840	151	944	237	33,767	84,431
3,509	1,828	5,337	3,111	1,675	39,529	1,568	134	1,152	427	49,264	101,837
2,918	1,910	4,828	1,945	844	27,058	1,907	105	1,011	387	34,379	95,835
3,304	1,519	4,823	2,893	1,869	26,827	1,731	206	784	272	33,016	95,702
3,996	1,865	5,861	1,740	694	31,198	1,508	234	1,106	458	39,869	93,294
2,189	1,843	4,032	2,274	1,442	27,940	1,898	370	1,460	309	35,446	92,911
2,066	1,263	3,329	2,580	1,480	25,297	1,441	453	867	286	31,895	88,277
3,507	1,861	5,368	6,453	3,443	35,006	1,767	329	1,128	473	43,645	95,501
2,730	1,231	3,961	1,862	923	28,531	1,315	612	883	202	35,693	107,763
2,514	978	3,492	3,244	1,328	26,457	1,257	628	700	402	31,987	105,018
1,745	2,179	3,924	2,989	1,161	31,805	2,255	245	769	441	39,905	118,738
3,961	1,263	5,224	3,430	2,423	27,221	1,293	378	806	395	32,624	112,955
4,308	1,462	5,770	2,229	1,581	29,927	1,187	428	953	434	37,164	109,580
4,729	2,646	7,375	2,912	1,645	37,126	3,042	119	1,337	375	50,473	142,997
5,081	2,720	7,801	3,806	1,411	38,602	1,456	353	1,195	357	49,286	139,681
3,280	1,846	5,126	7,221	4,473	36,224	1,698	103	740	518	45,329	131,677
7,114	2,620	9,734	2,470	1,502	50,663	1,175	249	1,092	368	58,020	145,355
6,398	1,826	8,224	2,858	1,134	43,480	2,122	388	909	627	53,237	139,853

外需 国・地域別受注実績

			2025年		9月		10月		11月		12月		2025年	
			8月	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	累計	前年比
アジア	東アジア	韓国	2,086	54.5	2,531	123.8	4,311	151.8	2,836	187.8	1,924	80.0	31,361	105.9
		台湾	1,118	98.6	1,486	63.9	2,142	127.3	1,811	175.1	1,328	81.1	19,297	86.4
		中国	29,324	102.8	34,283	125.0	31,791	109.6	38,128	130.0	37,125	102.4	390,087	115.7
		その他	0	－	0	－	0	－	0	－	0	－	107	26.0
		小計	32,528	96.8	38,300	120.5	38,244	114.0	42,775	134.2	40,377	100.2	440,852	113.2
	その他のアジア	タイ	1,787	172.2	1,438	79.5	1,947	212.6	1,618	139.2	1,523	119.6	18,154	95.2
		マレーシア	925	125.0	793	254.2	1,635	181.5	525	146.2	895	147.0	9,764	97.4
		シンガポール	564	191.2	715	84.9	991	217.8	919	302.3	968	124.7	8,779	147.2
		フィリピン	105	87.5	487	130.9	386	242.8	454	1135.0	417	105.3	2,951	123.8
		インドネシア	455	112.3	1,245	295.0	1,697	508.1	614	104.6	514	138.5	7,726	153.1
		ベトナム	1,848	85.1	1,310	64.2	955	24.7	1,125	43.8	1,091	43.4	18,611	87.7
		インド	4,982	94.6	5,322	96.2	4,898	50.4	5,900	106.2	6,390	126.4	71,613	111.5
		その他	3	42.9	4	－	747	12450.0	366	7320.0	369	1757.1	1,741	－
		小計	10,669	106.2	11,314	102.7	13,256	81.1	11,521	108.9	12,167	110.4	139,339	109.1
		小計	43,197	99.0	49,614	115.9	51,500	103.2	54,296	127.9	52,544	102.4	580,191	112.2
欧州	EU	ドイツ	2,720	107.3	3,604	100.8	4,303	165.0	4,163	149.9	4,276	147.2	43,372	104.7
		イタリア	1,733	178.1	2,251	100.9	2,899	170.1	2,703	159.0	2,069	105.6	27,739	115.7
		フランス	928	71.7	2,343	145.3	2,468	110.4	1,843	89.6	4,395	189.5	25,187	108.4
		中欧	1,898	170.8	1,324	111.1	1,746	148.0	1,903	191.8	1,958	128.8	16,722	103.7
		その他	2,340	130.7	3,037	163.5	3,585	125.2	2,930	105.7	4,385	155.1	34,099	95.7
	その他西欧	小計	9,619	124.9	12,559	119.9	15,001	141.7	13,542	131.5	17,083	148.1	147,119	104.8
		その他西欧	4,433	151.0	2,924	103.6	5,045	87.9	4,345	105.6	5,023	106.4	47,721	101.3
		うちイギリス	2,049	180.4	869	95.6	2,361	128.0	2,181	128.8	1,799	100.4	20,589	113.8
		うちトルコ	1,650	140.3	1,407	112.0	1,198	47.7	963	60.1	1,829	86.9	14,293	71.7
		うちスイス	519	169.6	474	72.5	1,152	204.6	938	141.9	1,059	218.4	8,971	140.5
		東欧	86	136.5	52	25.4	150	111.1	239	－	95	123.4	2,383	190.5
		ロシア・その他	5	100.0	9	180.0	9	21.4	15	107.1	14	40.0	152	103.4
		小計	14,143	132.1	15,544	115.1	20,205	122.4	18,141	125.8	22,215	135.7	197,375	104.5
北米		アメリカ	24,080	117.4	25,902	116.9	28,293	162.4	26,395	112.0	34,581	119.5	312,684	117.0
		カナダ	3,597	402.3	1,108	83.7	1,596	62.3	1,268	81.0	1,281	76.8	17,158	89.0
		メキシコ	1,400	88.7	2,542	196.1	3,661	300.1	1,758	160.5	5,593	407.1	30,160	153.3
中南米		小計	29,077	126.5	29,552	119.3	33,550	158.2	29,421	112.1	41,455	129.6	360,002	117.6
		ブラジル	1,018	247.7	368	81.1	1,146	173.4	1,072	182.6	877	73.5	10,694	105.4
		その他	33	91.7	－119	－	167	77.7	9	8.0	105	125.0	1,155	24.8
オセアニア		小計	1,051	235.1	249	35.6	1,313	149.9	1,081	154.4	982	76.9	11,849	80.1
		オーストラリア	455	84.1	567	90.9	665	111.2	525	84.0	375	58.3	6,831	91.3
		その他	87	202.3	54	93.1	112	11200.0	58	20.6	328	194.1	1,035	98.6
中東		小計	542	92.8	621	91.1	777	129.7	583	64.3	703	86.6	7,866	92.2
		中東	225	234.4	126	11.5	389	219.8	1,422	544.8	599	92.9	5,339	84.7
		アフリカ	42	32.6	－205	－	29	－	74	231.3	240	30.7	835	51.9
		合計	88,277	112.3	95,501	113.9	107,763	120.9	105,018	123.6	118,738	115.1	1,163,457	111.5
		うちNC機	87,917	112.4	95,170	113.9	106,577	120.4	104,135	123.3	117,768	114.5	1,155,763	111.3

(注) 1. 2021年1月より、イギリスを「EU」から「その他西欧」に移行。
2. 当月または前年実績値が「マイナス」及び「0」の場合、もしくは実績値の無い場合は、前年比の表示を「－」とする。

(単位:百万円・%)

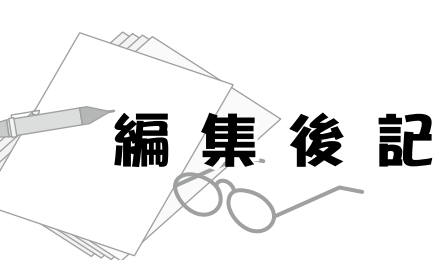
2026年		2月		3月		4月		5月		6月		7月		2026年	
1月	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	累計	前年比
2,835	107.8	2,996	98.5	2,655	102.6	3,751	115.8	1,975	82.4	3,349	172.5	5,004	271.8	22,565	127.7
3,356	261.2	1,898	112.8	2,199	100.8	3,384	185.4	4,940	305.1	3,583	282.6	4,048	261.2	23,408	205.1
43,298	156.9	37,456	140.4	51,353	142.3	53,333	157.0	51,246	165.6	56,489	175.6	48,626	152.2	341,801	155.8
0	—	0	—	0	—	17	26.2	0	—	0	—	0	—	17	15.9
49,489	156.8	42,350	134.8	56,207	137.6	60,485	154.7	58,161	166.3	63,421	179.2	57,678	163.2	387,791	156.0
1,832	173.3	1,125	100.0	2,221	185.1	1,353	106.8	2,018	75.8	1,869	124.6	1,801	174.9	12,219	124.2
874	261.7	512	80.8	1,107	198.0	2,053	211.9	1,246	135.1	2,270	338.8	1,354	149.9	9,416	188.7
726	133.9	1,126	214.5	579	71.1	936	94.9	648	146.6	1,438	280.3	2,489	311.1	7,942	171.8
245	66.2	484	353.3	1,055	708.1	1,192	1419.0	300	211.3	241	158.6	325	477.9	3,842	348.6
414	65.5	609	87.5	409	85.2	523	234.5	1,108	244.6	461	130.6	909	249.7	4,433	138.5
1,312	75.3	803	67.6	1,142	70.5	1,650	193.9	5,250	507.7	1,999	68.4	1,870	64.0	14,026	114.2
5,839	69.6	7,877	146.2	11,663	118.8	7,657	161.4	5,773	127.5	9,156	178.0	7,284	119.2	55,249	125.2
1,123	630.9	314	3925.0	708	8850.0	420	7000.0	528	3300.0	567	1620.0	973	97300.0	4,633	1838.5
12,365	93.4	12,850	132.5	18,884	128.9	15,784	172.9	16,871	165.4	18,001	159.5	17,005	139.4	111,760	139.0
61,854	138.1	55,200	134.3	75,091	135.3	76,269	158.1	75,032	166.1	81,422	174.4	74,683	157.1	499,551	151.8
3,808	125.2	3,948	104.2	4,291	123.2	4,469	132.3	3,221	88.8	3,256	91.7	4,677	136.2	27,670	113.8
2,173	144.1	2,171	132.1	3,498	127.7	2,729	115.8	3,078	94.5	2,437	120.3	3,206	125.6	19,292	119.9
1,519	79.0	1,095	67.0	2,735	141.1	3,113	227.1	1,809	84.6	2,356	108.5	3,441	169.2	16,068	121.6
1,643	193.1	1,407	111.5	3,016	202.8	1,797	267.0	1,772	131.6	2,373	216.3	2,469	209.9	14,477	183.4
2,687	128.1	3,923	150.0	3,287	132.5	3,391	157.0	2,828	110.2	3,339	120.8	3,925	125.0	23,380	131.2
11,830	125.6	12,544	114.6	16,827	138.7	15,499	155.9	12,708	98.2	13,761	118.5	17,718	143.6	100,887	127.2
3,101	85.7	4,094	99.1	5,439	126.6	4,420	119.4	3,683	133.1	5,231	150.8	5,065	127.7	31,033	119.6
1,355	85.1	1,804	105.9	2,093	110.0	2,153	141.9	1,589	150.2	2,105	123.5	2,232	120.4	13,331	117.7
1,089	111.1	1,705	100.1	2,410	179.7	1,420	104.3	693	76.9	1,613	156.6	1,835	—	10,765	148.6
435	81.2	511	88.9	715	93.0	770	123.0	867	138.3	1,048	151.4	649	64.6	4,995	103.4
107	63.3	71	21.6	106	129.3	357	290.2	159	160.6	170	20.5	37	28.0	1,007	57.2
13	130.0	3	17.6	5	35.7	5	38.5	250	806.5	193	1484.6	313	15650.0	782	782.0
15,051	113.9	16,712	108.4	22,377	135.4	20,281	147.2	16,800	106.1	19,355	121.6	23,133	140.7	133,709	124.8
31,094	149.7	31,211	135.5	39,265	158.9	35,805	131.5	30,350	104.7	35,998	144.4	37,114	156.0	240,837	138.9
1,849	100.5	2,429	141.3	2,259	380.9	3,264	392.8	3,220	255.6	2,704	285.2	1,775	158.8	17,500	210.6
1,611	103.9	2,129	213.5	1,540	77.7	1,987	50.1	3,789	149.1	1,951	82.5	1,547	85.8	14,554	95.7
34,554	143.0	35,769	139.0	43,064	157.9	41,056	128.2	37,359	113.9	40,653	144.0	40,436	151.4	272,891	138.6
642	91.8	840	137.5	982	63.3	628	96.6	827	97.0	962	107.4	691	72.6	5,572	89.7
138	475.9	43	9.8	16	15.1	35	19.8	87	174.0	135	259.6	193	180.4	647	67.4
780	107.1	883	84.1	998	60.2	663	80.2	914	101.2	1,097	115.7	884	83.5	6,219	86.7
387	55.2	621	133.3	940	153.8	983	189.0	470	108.0	558	53.5	759	162.2	4,718	111.2
4	200.0	40	4000.0	174	—	18	30.5	20	11.1	237	289.0	85	118.1	578	146.0
391	55.6	661	141.5	1,114	182.3	1,001	172.9	490	79.7	795	70.7	844	156.3	5,296	114.1
302	80.3	170	35.6	234	89.3	394	172.8	1,053	406.6	1,825	472.8	—161	—	3,817	148.1
23	13.7	185	112.1	119	—	17	10.5	29	21.6	208	20800.0	34	136.0	615	93.9
112,955	134.2	109,580	129.8	142,997	140.4	139,681	145.8	131,677	137.6	145,355	155.8	139,853	150.5	922,098	142.3
111,969	133.5	108,563	129.7	141,779	140.0	138,161	145.2	130,435	137.7	144,084	155.1	138,046	149.2	913,037	141.7

会 員 名 簿

	会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
あ	アイダエンジニアリング(株)	〒252-5181	神奈川県相模原市緑区大山町2-10	042-772-5231	042-772-0787	https://www.aida.co.jp
	(株)アマダ	〒259-1196	神奈川県伊勢原市石田200	0463-96-1111	0463-94-9781	https://www.amada.co.jp
い	イグス(株)	〒130-0013	東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル	03-5819-2030	03-5819-2055	https://www.igus.co.jp
	(株)池貝	〒311-3501	茨城県行方市芹沢920-52	0299-55-3111	0299-55-3119	http://www.ikegai.co.jp/
え	(株)イワシタ	〒910-2175	福井市円成寺町1-6	0776-41-0666	0776-41-3715	https://www.iwashita-net.com
	(株)エグロ	〒394-0043	長野県岡谷市御倉町8-14	0266-23-5511	0266-22-6071	http://www.eguro.co.jp
	エヌ・エス・エス(株)	〒947-0035	新潟県小千谷市桜町2379-1	0258-82-2255	0258-82-5382	https://e-nss.com
	FNS(株)	〒651-2271	神戸市西区高塚台3-2-32	078-997-6861	078-997-6862	https://www.fns-inc.jp/
	(株)エレニックス	〒252-0002	神奈川県座間市小松原2-26-18	046-255-8188	046-255-8103	http://www.elenix.co.jp/
	エンシュウ(株)	〒432-8522	静岡県浜松市中央区高塚町4888	053-447-2111	053-448-6718	https://www.enshu.co.jp/
お	(株)オーエム製作所	〒532-0003	大阪市淀川区宮原3-5-24 新大阪第一生命ビル8階	06-6350-1200	06-6350-1220	https://www.omltd.co.jp
	オークマ(株)	〒480-0193	愛知県丹羽郡大口町下小口5-25-1	0587-95-7823	0587-95-4091	https://www.okuma.co.jp
	大島機工(株)	〒689-1121	鳥取市南栄町19	0857-53-4611	0857-53-4614	http://www.ohtori-kiko.co.jp/
	(株)大宮マシナリー	〒363-0002	埼玉県桶川市赤堀1-25	048-729-1951	048-729-1950	http://www.ohmiya-machinery.co.jp/
	(株)岡本工作機械製作所	〒379-0135	群馬県安中市郷原2993	027-385-5800	027-385-5880	https://www.okamoto.co.jp
	小川鉄工(株)	〒731-0501	広島県安芸高田市吉田町吉田1489-30	0826-42-4290	0826-42-4249	https://www.ogawa-iw.com
か	(株)カシフジ	〒601-8131	京都市南区上鳥羽鴨田町6	075-691-9171	075-661-5270	http://www.kashifuji.co.jp/
	(株)唐津プレジジョン	〒108-0073	東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル	03-3451-6861	03-3451-6862	https://www.karats.co.jp
	(株)神崎高級工機製作所	〒661-0981	兵庫県尼崎市猪名寺2-18-1	06-6491-7106	06-6494-6842	https://www.kanzaki.co.jp
	キタムラ機械(株)	〒939-1192	富山県高岡市戸出町1870	0766-63-1100	0766-63-1128	https://www.kitamura-machinery.co.jp
き	共和産業(株)	〒370-0015	群馬県高崎市島野町890	027-352-1631	027-352-8041	https://www.kyowa-industrial.jp/
	(株)キリウ	〒326-0142	栃木県足利市小俣南町2	0284-62-2321	0270-40-0664	https://www.kiriu.co.jp
	(株)紀和マシナリー	〒518-0752	三重県名張市蔵持町原出522-51	0595-64-4758	0595-64-7529	https://www.kiwa-mc.co.jp
く	グルンドフォスポンプ(株)	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-2-3	053-128-4760	053-428-5005	https://jp.grundfos.com
	(株)クロイツ	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町陣戸池102-7	0566-22-5263	0566-25-3339	https://www.kreuz.jp/
	黒田精工(株)	〒212-8560	神奈川県川崎市幸区堀川町580-16 川崎テックセンター	044-555-3860	044-555-7216	https://www.kuroda-precision.co.jp
	こ 小池酸素工業(株)	〒267-0056	千葉県緑区大野台1-9-3	043-226-5511	043-239-2141	https://www.koike-japan.com/home
	コマツNTC(株)	〒939-1502	富山県南砺市野尻641	0763-22-2161	0763-22-2743	https://ntc.komatsu.jp/
	(株)コンドウ	〒442-0846	愛知県豊川市森6-98	0533-88-8200	0533-88-8206	http://www.gr-kondo.jp
さ	(株)サイダ・UMS	〒425-0054	静岡県焼津市一色143-10	054-624-6155	054-624-2307	https://www.saidagroup.jp/ums
	(株)桜井製作所	〒431-3124	静岡県浜松市中央区半田町720	053-432-1711	053-433-6115	https://www.sakurai-net.co.jp
	(株)サワイエンジニアリング	〒437-1622	静岡県御前崎市白羽5516-25	0548-63-4752	0548-63-5551	https://www.sawairi-eng.co.jp
	し (株)C&Gシステムズ	〒140-0002	東京都品川区東品川2-24天玉洲セントラルタワー	03-6864-0777	03-6864-0778	https://www.cgsys.co.jp/
	(株)シーイーシー	〒150-0022	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル8F	03-5789-2441	03-5789-2586	https://www.cec-ltd.co.jp
	シーメンス(株)	〒141-8644	東京都品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー	03-3493-7411	03-3493-7422	https://new.siemens.com/jp/ja.html
	(株)ジェイテクト	〒448-8652	愛知県刈谷市朝日町1-1	0566-25-7211	0566-25-7311	https://www.jtekt.co.jp
	(株)ジェイテクトグライディングツール	〒444-3594	愛知県岡崎市舞木町字城山1-54	0564-48-5311	0564-48-6156	https://www.tools.jtekt.co.jp
	(株)ジェイテクトハイテック	〒104-0061	東京都中央区銀座7-11-15 東京ジェイテクトビル3階	03-4226-8109	03-4226-8110	https://www.hightech.jtekt.co.jp/
	(株)ジェイテクトマシンシステム	〒581-0091	大阪府八尾市南植松町2-34	072-922-7881	072-991-6518	https://www.machine.jtekt.co.jp/
	ジェービーエムエンジニアリング(株)	〒550-0011	大阪市西区阿波座2-1-1 CAMCO西本町ビル9F	06-6599-9238	06-6599-9239	https://www.jbm.co.jp
	(株)シギヤ精機製作所	〒721-8575	広島県福山市箕島町5378	084-953-6631	084-954-2574	https://www.shigiya.co.jp
	(株)静岡鐵工所	〒421-1222	静岡市葵区産女1022	054-278-3451	054-278-3452	http://www.shizuokatekko.co.jp
	シチズンマシナリー(株)	〒389-0206	長野県北佐久郡御代田町御代田4107-6	0267-32-5900	0267-32-5903	https://cmj.citizen.co.jp
	SYNOVA JAPAN(株)	〒152-0031	東京都目黒区中根2-10-4	03-3725-6778	03-3725-6779	https://www.synova.ch/jp
	芝浦機械(株)	〒410-8510	静岡県沼津市大岡2068-3	055-926-5180	055-925-6520	https://www.shibaura-machine.co.jp/
	(株)シマダマシンツール	〒441-0304	愛知県豊川市御津町佐脇浜3-1-18	0533-76-3381	0533-76-3386	http://www.smd.co.jp/
	新日本工機(株)	〒590-0157	大阪府堺市南区高尾2-500-1	072-271-1201	072-273-5594	https://www.snkc.co.jp/
す	スター精密(株)	〒422-8654	静岡県駿河区中吉田20-10	054-263-1111	054-263-1057	https://star-m.jp/
	住友精密工業(株)	〒448-0857	愛知県刈谷市大手町2-29INOビル4F	0566-27-2350	06-6489-5902	https://www.spp.co.jp
せ	西部電機(株)	〒811-3193	福岡県古賀市駅東3-3-1	092-941-1500	092-941-1511	https://www.seibudenki.co.jp
	清和ジーテック(株)	〒699-0624	島根県出雲市斐川町2139-5	0853-72-0306	0853-72-0343	http://www.segtec.jp
	(株)ゼネテック	〒160-0022	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新宿ビル	03-3357-3044	03-3354-6144	https://www.genetec.co.jp/
	そ (株)そうぎょう	〒496-0833	愛知県津島市常盤町3-1-5	0567-22-0191	0567-22-0192	https://sogyo.co.jp/
	(株)ソディック	〒224-8522	横浜市中区筑区仲町台3-12-1	045-942-3111	045-943-7880	https://www.sodick.co.jp
	(株)ソフィックス	〒222-0033	横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル	050-3823-3823	045-474-0068	http://www.sofix.co.jp
た	大昭和精機(株)	〒579-8013	大阪府東大阪市西石切町3-3-39	072-982-2312	072-980-2231	https://www.big-daishowa.co.jp/
	大日金属工業(株)	〒660-0892	兵庫県尼崎市東難波町5-27-1	06-6401-1841	06-6401-1842	http://www.dainichikinzoku.co.jp

(2026年9月1日現在・50音順)

	会社名	郵便番号	住所(本社または工作機械事業所)	TEL	FAX	URL
た	高松機械工業(株)	〒924-8558	石川県白山市旭丘1-8	076-274-0123	076-274-8530	https://www.takamaz.co.jp
	(株)TAKISAWA	〒701-0164	岡山市北区撫川1983	086-293-6111	086-293-5571	https://www.takisawa.co.jp
	(株)武田機械	〒918-8188	福井市三尾野町1-1-1	0776-33-0043	0776-33-3343	http://www.takeda-kikai.co.jp/
つ	(株)ツガミ	〒103-0012	東京都中央区日本橋富沢町12-20 日本橋T&Dビル	03-3808-1711	03-3808-1511	https://www.tsugami.co.jp
	津根精機(株)	〒939-2613	富山市婦中町高日附852 婦中機械工業センター内	076-469-3330	076-469-5244	https://www.tsune.co.jp
て	DMG森精機(株)	〒450-0002	名古屋市中村区名駅2-35-16	052-587-1811	052-587-1818	https://www.dmgmori.co.jp
	(株)テクトレージ	〒222-0036	横浜市港北区小机町1521-5	045-530-5941	045-530-5942	https://www.techtrage.co.jp/
	テラル(株)	〒720-0003	広島県福山市御幸町森脇230	084-955-1111	084-955-5777	https://www.teral.net
と	(株)東京精機工作所	〒144-0044	東京都大田区本羽田2-6-1	03-3744-0809	03-3743-1560	https://www.k-tsk.co.jp
	(株)東京精密	〒192-8515	東京都八王子市石川町2968-2	042-642-1701	042-642-1798	https://www.accretch.com/jp/
	東洋精機工業(株)	〒391-8585	長野県茅野市宮川12715	0266-72-4135	0266-73-2872	http://www.toyosk.com
	トーヨーエITェック(株)	〒734-8501	広島市南区宇品東5-3-38	082-252-5212	082-256-0264	https://www.toyo-at.co.jp
	な 中村留精密工業(株)	〒920-2195	石川県白山市熱野町口-15	076-273-1111	076-273-4801	https://www.nakamura-tome.co.jp/
	に (株)ニイガタマシンテクノ	〒950-0821	新潟市東区岡山1300	025-274-5121	025-271-5827	https://www.n-mtec.com/
の	(株)西田機械工作所	〒596-0817	大阪府岸和田市岸の丘町3-3-50	072-479-5161	072-479-5162	https://www.nishida-machine.co.jp
	(株)日進機械製作所	〒431-3195	静岡県浜松市中央区有玉西町300	053-471-9151	053-471-1289	http://www.nissin-cg.co.jp
	ニデックオーケーケー(株)	〒520-3017	滋賀県栗東市六地藏130	075-280-3928	077-280-3921	https://www.nidec.com/jp/nidec-okk/
	ニデックマシンツール(株)	〒520-3080	滋賀県栗東市六地藏130	077-553-3300	077-552-3745	https://www.nidec.com/jp/nidec-machinetool/
	日本スピードショア(株)	〒575-0013	大阪府四條畷市田原台8-2-5	0743-78-9000	0743-78-8738	https://www.speedshore.co.jp/
	日本精機(株)	〒430-0814	静岡県浜松市中央区恩地町1555	053-425-3008	053-426-0439	https://www.nihon-seiki.co.jp
	日本電子(株)	〒196-8558	東京都昭島市武蔵野3-1-2	042-542-2124	042-546-9732	https://www.jeol.co.jp
	(株)野村製作所	〒596-0001	大阪府岸和田市磯上町3-25-1	072-438-8285	072-438-8286	http://www.nomurass.co.jp
	野村DS(株)	〒198-0023	東京都青梅市今井3-1-12	0428-30-1311	0428-30-1312	https://www.nomurads.com
	は HAWE ジャパン(株)	〒454-0825	名古屋市中川区好本町2-2	052-365-1655	052-365-1656	https://www.hawe.com/ja-jp
ひ	ハイマージャパン(株)	〒530-0037	大阪市北区松ヶ枝町1-39 東天満エンビビル1階	06-4792-7980	06-4792-7871	https://haimer.com
	(株)白山機工	〒924-0004	石川県白山市旭丘4-10	076-275-6631	076-276-8371	https://www.hakusankikko.co.jp/
	浜井産業(株)	〒141-0031	東京都品川区西五反田5-5-15	03-3491-0131	03-3494-7536	https://www.hamai.com/
	ひノデホールディングス(株)	〒812-8636	福岡市博多区鞆粕5-8-18ヒノデビルディング	092-476-0666	092-476-0682	https://hinode-holdings.co.jp/#1
	ふ ファナック(株)	〒401-0597	山梨県忍野村	0555-84-5555	0555-84-5512	https://www.fanuc.co.jp
	(株)FUJI	〒472-8686	愛知県知立市山町茶碓山19	0566-81-2111	0566-81-8281	https://www.fuji.co.jp/
	(株)不二越	〒930-8511	富山市不二越本町1-1-1	076-423-5111	076-493-5211	https://www.nachi-fujikoshi.co.jp/
	フジ産業(株)	〒422-8004	静岡県駿河区国吉田1-6-37	054-267-7900	054-267-7910	https://www.fuji-sangyou.com
	富士電子工業(株)	〒581-0092	大阪府八尾市老原6-71	072-991-1361	072-991-1309	https://www.fujidenshi.co.jp
	(株)ブライオリティ	〒144-0045	東京都大田区南六郷3-1-1	03-5744-7891	03-5744-7893	http://www.priority.co.jp/
へ	ブラザー工業(株)	〒448-0803	愛知県刈谷市野田町北地藏山1-5	0566-95-0075	0566-25-3721	https://www.brother.co.jp/
	ブルームーノボテスト(株)	〒485-0026	愛知県小牧市大山2202-1	0568-74-5311	0568-74-5655	https://www.blum-novotest.com
	(株)平安コーポレーション	〒431-2103	静岡県浜松市浜名区新都田1-5-2	053-428-5321	053-428-5631	https://www.heiancorp.com/
	ベッコフオートメーション(株)	〒231-0062	横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル18F	045-650-1612	045-650-1613	https://www.beckhoff.co.jp
	ほ 豊和工業(株)	〒452-8601	愛知県清須市須ヶ口1900-1	052-408-1251	052-400-7108	https://www.howa.co.jp
	ホーコス(株)	〒720-8650	広島県福山市草戸町3-12-20	084-922-2600	084-922-2609	https://www.horkos.co.jp
	ま マーボス(株)	〒143-0025	東京都大田区南馬込5-34-1	03-3772-7011	03-3772-7093	https://www.marposs.com/jpn/
	(株)牧野フライス製作所	〒152-8578	東京都目黒区中根2-3-19	03-3717-1151	03-3723-4621	https://www.makino.co.jp
	(株)松浦機械製作所	〒910-8530	福井市東森田4-201	0776-56-8100	0776-56-8150	https://www.matsuura.co.jp/
	み 三井精機工業(株)	〒350-0193	埼玉県比企郡川島町八幡6-13	049-297-5555	049-297-4714	http://www.mitsuiseiki.co.jp
や	(株)三井ハイテック	〒807-8588	福岡県北九州市八幡西区小嶺2-10-1	093-614-1111	093-614-1200	https://www.mitsui-high-tec.com/
	(株)ミットヨ	〒213-8533	神奈川県川崎市高津区坂戸1-20-1	044-813-8201	044-813-8210	https://www.mitutoyo.co.jp/
	三菱電機(株)	〒100-8310	東京都千代田区丸の内2-7-3 東京ビル	03-3218-6540	03-3218-6822	https://www.mitsubishielectric.co.jp/
	ミロク機械(株)	〒783-0054	高知県南国市比江836	088-862-1136	088-862-2898	https://www.miroku-gd.co.jp/
	む 村田機械(株)	〒612-8686	京都市伏見区竹田向代町136	075-672-8111	075-672-8691	https://www.nijiku.jp/
	や 安田工業(株)	〒719-0303	岡山県浅口郡里庄町浜中1160	0865-64-2511	0865-64-4535	http://www.yasda.co.jp
	(株)山崎技研	〒782-0010	高知県香美市土佐山田町 テクノパーク2	0887-57-6222	0887-57-6223	https://www.yamasakigiken.co.jp/
	ヤマザキマザック(株)	〒480-0197	愛知県丹羽郡大口町竹田1-131	0587-95-1131	0587-95-3611	https://www.mazak.com
	山科精器(株)	〒520-3001	滋賀県栗東市東阪525	077-558-2311	077-558-2319	https://www.yasec.co.jp/
	り リックス(株)	〒812-0007	福岡市博多区東比恵1-4-10 5階	092-472-7311	092-474-3399	https://www.rix.co.jp/
れ レニショー(株)	〒160-0004	東京都新宿区四谷4-29-8 レニショービル	03-5366-5315	03-5366-5320	https://www.renishaw.jp/	
ろ 碌々スマートテクノロジー(株)	〒108-0074	東京都港区高輪4-23-5	03-3447-3421	03-3440-5567	http://www.roku-roku.co.jp	
わ (株)和田製作所	〒506-0824	岐阜県高山市片野町2121	0577-32-0390	0577-37-0020	https://www.waida.co.jp	



編集後記

★ 編集後記を書いている本日、東京では3週間ぶりにまとまった日差しが降り注ぎ、久々の晴天がうれしい限りです。気象庁のまとめによると、2026年9月1日～10日（9月上旬）の東京都心の日照時間は合計でわずか7.4時間（1日平均約45分）しかありませんでした。これは9月上旬としては1961年の統計開始以来で最も少ない記録だそうです。

こうした日照不足に加え、各地での豪雨災害をはじめ、不安定な気候には悩まされるばかりです。心地よく過ごせる、穏やかで適度な天候へと早く落ち着いてほしいと思います。（F.M）

★ サラリーマンの多くは通勤時間帯、電車内ではスマホのネット記事で、時々ニュース、はやりの話題に触れているのでは。その中で、小職が目についたのは、外国企業が日本独自の自動車規格「軽自動車」を売り出したが、その出来ばえやいかに、というもの。なかなか良くできている、といった内容のものがけっこうあるような。方や世界では、今後数万人規模のリストラを予定している自動車メーカーがあるとも。より良いものをより安く買う消費者行動の結果なのだろうけど、日用雑貨、家電製品、PCに至るまで、いつのまにか日常手にしているものは、その自動車を作っている国のもので溢れている。排気量550ccの時代から軽自動車に慣れ親しんできた者の勝手な言い分ながら、日本の自動車メーカーから、迎撃するクルマをジャンジャン市場投入してくれないかと。そのクルマをほめる記事を見ると、何故かそんな思いがよぎる。（H.S）

IMEC2026

The 21st International Machine Tool Engineers' Conference

第21回国際工作機械技術者会議

主催：一般社団法人日本工作機械工業会、株式会社 東京ビッグサイト

テーマ 新たな四半世紀にける工作機械産業の挑戦

■オーラルセッション 2026.10.28(水)～29(木)
会場 東京ビッグサイト 会議棟 レセプションホールA
■ポスターセッション 2026.10.26(月)～31(土)
会場 東京ビッグサイト 南4ホール



IMEC2026WEBサイト
<https://www.jmtba-imec.jp/>



技術のタスキで未来へつなぐ
JIMTOF2026



※本国際技術者会議は、
競輪の補助金を受けて
実施します。

禁無断転載

工作機械

No.285 9月号 2026年10月9日発行

編集発行人 柚原 一 夫

発行所 一般社団法人 日本工作機械工業会

東京都港区芝公園3-5-8 〒105-0011

TEL. 03(3434)3961

FAX. 03(3434)3763

URL <https://www.jmtba.or.jp>